

岐阜県総合防除計画

令和6年3月

岐阜県

<目 次>

1. 総合防除の実施に関する基本的な事項	
(1) 計画策定の趣旨と位置づけ	1
(2) 県における総合防除の基本方針	2
(3) 他の計画等との連携について	2
(4) 計画の期間について	2
2. 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容 (94 種)	
(1) 本計画の対象とする指定有害動植物の一覧	3
(2) 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容	6
(ア) 総合防除の概要	6
(イ) 総合防除の各種防除法	6
(ウ) 指定有害動植物の種類ごとの内容	8
(3) 発生予察情報の活用について	41
3. 法第 24 条第 1 項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制について	
(1) 異常発生時防除に係る区域や期間の設定	42
(2) 異常発生時の防除内容	42
(3) 異常発生時の防除実施体制	43
(ア) 県	43
(イ) 市町村	44
(ウ) 関係機関 (J A、岐阜県農薬販売協同組合等)	44
(エ) 農業者 (集落営農法人、個人農業者等)	44
4. 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体と連携に関する事項	
(1) 実施体制	45
(2) 県、関係団体ごとの役割	45
(ア) 県	45
(イ) 市町村	45
(ウ) 関係機関 (J A、岐阜県農薬販売協同組合等)	45
(エ) 病害虫防除員	45

5. その他	
(1) 農薬の安全・適正使用	46
(ア) 農薬使用上の基本的事項	46
(イ) 農薬取締法	47
(ウ) 農薬の危被害防止	48
(エ) 農薬の事故及び中毒発生時の対応	50
(オ) 特定農薬（特定防除資材）	50
(カ) G A P への取組みについて	51
(2) 総合防除関連技術について	64
(ア) 水稻種子温湯消毒について	64
(イ) 土壌病害虫の防除（化学農薬以外による）	65
(3) 病害虫の発生消長について	67
(4) 雑草防除及び除草剤の適正使用について	68
(5) 用語解説	88
(6) 関係法令、通知等	90
・植物防疫法	90
・農薬取締法	116
・種苗法（抜粋）	142
・岐阜県農薬安全使用に係る指針	144
・無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン	151

1. 総合防除の実施に関する基本的な事項

(1) 計画策定の趣旨と位置づけ

有害動植物の防除は、農業生産の安定や持続的な発展を支え、食料の安定供給の確保を図るうえで極めて重要である。

近年、温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加に伴う有害動植物の侵入まん延リスクへの対応のほか、化学農薬の適切な使用やドリフト防止等による環境負荷低減の推進が求められている。

また、薬剤抵抗性が発達した有害動植物が発生するなど、発生の予防を含めた防除の普及が急務である。

このような状況を踏まえ、国では、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）の一部を改正する法律を令和4年5月に公布するとともに、改正法第22条の2第1項の規定に基づき、令和4年11月に「指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（令和4年11月15日農林水産省告示第1862号、以下「基本指針」という。）」を定めた。

また、法第22条の3第1項において、都道府県知事は、基本指針に即し、かつ、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（以下「総合防除計画」という。）を定めるものとされた。

一方、本県においては、令和2年11月に創設した「ぎふ清流GAP評価制度」において、総合防除への取組みを評価項目に位置付けたほか、令和5年3月には「岐阜県みどりの食料システム推進計画」及び「岐阜県有機農業推進計画」を策定し、総合防除などによる段階的な化学農薬の削減を主要施策として位置付けるなど、持続可能な農業を強力的に推進している。

こうした状況を踏まえ、法第22条の3第1項に基づき、基本指針に即した本県の総合防除計画を策定する。

(2) 県における総合防除の基本方針

県では、これまでに「病害虫・雑草防除指導指針」等において、総合防除の取組みを推進してきた。

引き続き、環境負荷低減技術の確立と普及、「ぎふ清流GAP評価制度」をはじめとするGAPへの取組み等を通じて、総合防除による病害虫対策を推進する。

なお、本計画に位置付ける総合防除については、法第22条第2項に基づき、以下のとおりとする。

<総合防除の定義>

有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うもの。

(3) 他の計画等との連携について

本計画は、県の農業・農村振興に関する計画である「ぎふ農業・農村基本計画」と整合を保つ。

また、「岐阜県みどりの食料システム推進計画」、「岐阜県有機農業推進計画」、「岐阜県スマート農業推進計画（第2期）」など、環境負荷の低減を図り、持続可能な農業を目指す計画等との調和を保つ。

(4) 計画の期間について

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

ただし、基本指針の再検討や社会情勢の変化等の状況を踏まえ、必要に応じて随時見直す。

2. 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容（94種）

（1）本計画の対象とする指定有害動植物の一覧

国（農林水産大臣）の定める指定有害動植物 157 種のうち、本計画に総合防除の内容を記載する指定有害動植物（病虫害）は、以下のとおりとする。

【本計画に記載する指定有害動植物の選定の考え方及び内訳】

- ・ 岐阜県における発生予察事業の対象となる病虫害 : 86 種
- ・ 発生予察の対象ではないが防除指導が必要な病虫害 : 8 種

通し番号	作 目		指 定 有 害 動 植 物
1	1	水稲	イネドロオイムシ
2			イネミズゾウムシ
3			コブノメイガ
4			スクミリンゴガイ※
5			セジロウンカ
6			ツマグロヨコバイ
7			トビイロウンカ
8			ヒメトビウンカ
9			縞葉枯病ウイルス
10			ニカメイガ
11			斑点米カメムシ類
12			フタオビコヤガ
13			稲こうじ病菌
14			いもち病菌
15			ごま葉枯病菌※
16			苗立枯病菌※
17			ばか苗病菌※
18			粃枯細菌病菌
19			紋枯病菌
20	2	麦	赤かび病菌
21	3	大豆	アブラムシ類
22			吸実性カメムシ類
23			フタスジヒメハムシ
24			マメシンクイガ
25			紫斑病菌
26	4	いちご	アザミウマ類

通し番号	作 目		指 定 有 害 動 植 物
27			アブラムシ類
28			コナジラミ類
29			ハダニ類
30			うどんこ病菌
31			炭疽病菌
32			灰色かび病菌
33	5	ほうれんそう	アブラムシ類
34	6	キャベツ	アブラムシ類
35			菌核病菌※
36	7	だいこん	アブラムシ類
37	8	きゅうり	アザミウマ類
38			アブラムシ類
39			コナジラミ類
40			ハダニ類※
41			うどんこ病菌
42			褐斑病菌
43			灰色かび病菌
44			斑点細菌病菌※
45			べと病菌
46			9
47	アブラムシ類		
48	コナジラミ類		
49	うどんこ病菌		
50	疫病菌		
51	黄化葉巻病ウイルス		
52	すすかび病菌		
53	灰色かび病菌		
54	葉かび病菌		
55	10	なす	アザミウマ類
56			アブラムシ類
57			ハダニ類
58			うどんこ病菌
59			灰色かび病菌
60	11	かき	アザミウマ類
61			カイガラムシ類
62			カキノヘタムシガ

通し番号	作 目		指 定 有 害 動 植 物		
63			ハマキムシ類		
64			炭疽病菌		
65	12	なし	アブラムシ類		
66			カイガラムシ類		
67			シンクイムシ類		
68			ハダニ類		
69			ハマキムシ類		
70			赤星病菌		
71			黒星病菌		
72			黒斑病菌		
73			13	もも	シンクイムシ類
74					ハダニ類
75	せん孔細菌病菌				
76	14	りんご	シンクイムシ類		
77			ハダニ類		
78			ハマキムシ類		
79			黒星病菌		
80			斑点落葉病菌		
81	15	かんしょ	基腐病菌※		
82	16	さといも	アブラムシ類		
83	17	茶	アザミウマ類		
84			カイガラムシ類		
85			チャトゲコナジラミ		
86			チャノホソガ		
87			チャノミドリヒメヨコバイ		
88			ハダニ類		
89			ハマキムシ類		
90			炭疽病菌		
91			18	作物共通	オオタバコガ
92	ハスモンヨトウ				
93	コナガ				
94	果樹カメムシ類				

※発生予察の対象ではないが防除指導が必要な病害虫

(2) 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容

(ア) 総合防除の概要

指定有害動植物の総合防除は、

- ① 土壌診断に基づく施肥管理や健全な種苗の使用、農作物の残さの除去等、指定有害動植物の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施（予防）
- ② 発生予察情報の活用や、ほ場の見回りなど農業者自らが指定有害動植物の発生状況の観察等を行うことによる、防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断（判断）
- ③ 指定有害動植物の発生状況等を踏まえて防除が必要と判断した場合に、当該指定有害動植物の駆除またはまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施（防除）

の各段階において、化学的防除だけでなく、耕種的、物理的、生物的防除等の利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して実施されるものとする。

(イ) 総合防除の各種防除法

① 病害虫の発生活長の把握

病害虫の発生活長は、病害虫防除所の情報を参考にするとともにフェロモントラップや粘着板等による発生活長の把握に努める。

② 耕種的防除

■伝染源・発生源の除去

発病残さは、当年及び次作の伝染源になるので、早期に罹病部の除去や抜き取りを行うとともに、ほ場内に放置せず適切に処分する。

また、ほ場周辺の雑草は、害虫の発生源となるため除去する。

更に、施設栽培では、栽培終了後に施設を密閉し、害虫を死滅させ、戸外への逃亡を阻止する。

■有機物等の施用

完熟堆肥や緑肥等による土づくりを行う。ただし、未熟な有機物はタネバエ等の害虫やピシウム菌等の病害を助長する場合がありますので注意する。

■抵抗性品種・台木の利用

フザリウム菌、青枯病菌、ネコブセンチュウ等の土壌病害虫に対する抵抗性台木や TMV、トマト斑点病、うどんこ病、葉かび病等の抵抗性品種の活用を図る。

■対抗植物やバンカープランツの利用

線虫類に対しては、クロタラリアやエンバク等の対抗植物による土壌中の密度低下を図る。また、ハナカメムシやヒメテントウなど

の在来天敵やアブラバチなどの導入天敵を保護・維持する麦類やイネ科植物等をバンカープランツとして利用する。

■ほ場への持ち込み防止

ほ場で使用する機械や道具等は十分に洗浄した後に使用し、病害虫のほ場への持ち込みを防ぐ。

■田畑輪換

田畑輪換により、畑期間中には水田雑草が抑制され、水田期間中には畑雑草が抑制される。

③ 物理的防除

■土壌還元消毒等の実施

フザリウム菌や青枯病菌等の土壌病原菌に対しては、土壌燻蒸剤に頼るだけでなく、ふすまなどを利用した土壌還元消毒、熱水消毒及び太陽熱消毒などの活用を図る。

■近紫外線カットフィルムの利用

ハウスの被覆資材に近紫外線カットフィルムを利用することで、ハモグリバエ類、コナジラミ類、アブラムシ類、アザミウマ類のハウス内への侵入防止や、灰色かび病、菌核病の発病抑制効果が得られる。ただし、近紫外線カットフィルムを使用したハウスでは、花粉媒介用のミツバチ飛翔に対する障害や、なすの着色不良が発生する可能性があるので注意する。

■防虫ネット

防虫ネットをハウスのサイドや出入り口等に展張し、害虫の侵入防止を図る。ただし、利用にあたっては、対象害虫によって使用するネットの目合いが異なるので注意する。また、ネット資材によって光線透過率、素材、目合い、目ズレ性、通気性が異なるので注意する。

■黄色ランプ

夜間の黄色照明により、もも等果実の吸ガ類や夜行性のヨトウムシ類、タバコガ類等の飛来抑制と被害軽減を図る。ただし、設置や使用にあたっては、周辺住民や花芽形成への影響に十分注意する。

■べたがけ資材等の被覆資材

露地栽培では、害虫の食害防止を図るため、不織布等のべたがけ資材や寒冷紗などの被覆資材を直接設置（べたがけ）又はトンネルにして利用する。

■光反射資材

シルバーマルチ、光反射シート、光反射テープ及びアブラムシ類やアザミウマ類に対して忌避効果が得られる光反射資材を利用し、ほ場内への飛来を防止する。

■ マルチング

遮光により雑草の発芽を防止できる。わら、紙マルチ、生分解性プラスチックマルチ資材などでは使用后、自然に分解され、環境にもやさしい。

④ 生物的防除

■ 生物農薬の利用

生物農薬は、拮抗微生物、植物病原微生物、昆虫病原微生物、昆虫寄生性線虫、寄生虫あるいは捕食性昆虫などを生きた状態で製品化した防除資材である。使用にあたっては、タイミングや放飼前後に使用する殺虫剤及び殺菌剤等の選択に注意する。

■ 合成性フェロモン剤の利用

合成性フェロモン剤は、雌雄間の性フェロモンによる交信をかく乱して交尾率を低下させ、次世代の加害期幼虫密度を低下させる防除資材である。標的害虫以外には基本的に効果がないため、環境に対する負荷が極めて小さい。ただし、直接的な殺虫効果は認められないため、当世代の密度は低下しないことに注意する。

(ウ) 指定有害動植物の種類ごとの内容

〈1〉 作目名 水稲

番号	指定有害動植物	総合防除の内容
1	イネドロオイムシ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 越冬源や繁殖源となるほ場周辺や畦畔等のイネ科雑草を除草する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要防除水準は5月下旬株当たり成虫0.5頭とされる。6月中旬中齢幼虫3頭/株とされる。 ・ 低温の年は発生地域が拡大し、かつ7月まで被害が続くので本田防除が必要となる。 ・ 発生が多い地域では箱施用剤を用いて防除するなど被害初期の防除を心がける。
2	イネミズゾウムシ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期水稲に発生しやすいので注意する。 ・ イネ科雑草に食害痕がないか観察し、早期発見に努める。 ・ 移植の早い水田に集中するので注意する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・本田での要防除水準の目安は5月中～下旬で成虫0.3頭/株、被害葉率20%とする。 ・越冬成虫の移動盛期（5月中旬～下旬）に移植する作型では、特に減収しやすいので注意する。
3	コブノメイガ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植時期の遅い作型や窒素過多田で多発するので、肥培管理に注意する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月～8月頃に海外から飛来してくるが、飛来時期、飛来量は年によって変動があるため、発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・コブノメイガに出穂期前後に加害されると減収しやすいので、特に、8月中下旬の発蛾最盛期1週間後か出穂期の10～15日前に防除するのが効果的である。 ・経済的被害許容水準は分けつ期～出穂期被害葉率30%とされる。
4	スクミリンゴガイ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生ほ場では、厳寒期に2回以上ほ場を耕起する。貝は土の表面から5cm以内の浅い部分に潜っているので、トラクターの耕起深はできる限り浅く、ロータリーの回転数は高く、走行速度は落として耕起する。 ・水路からの貝の侵入を防ぐため、取水口に2mm目程度の網を設置する。 ・ほ場内及び周辺水路の貝や卵塊を除去する。 ・稲を食害するのは殻高15mm以上の貝で、被害が生じるのは移植直後から稲が生長して硬くなる移植3週間後くらいまでなので、貝をひろい取る場合はこの点に留意して行う。 ・水深が深いほど被害が大きくなるので、移植直後から移植3週間後くらいまでできる限り浅水（食害する貝が活動を停止する深さの1cm程度）に管理する。また、ほ場の一部が深くならないように、できる限り均平に保つことで効果が高くなる。 ・直播栽培及び乳苗移植栽培は食害を受けやすいため、発生地域では留意する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移植栽培の場合、被害発生時期は移植直後から移植3週間後くらいまでなので、薬剤防除はこの時期に行う。 ・湛水するとほ場内で越冬した貝がすぐに活動を始める。また稲が若いほど被害が大きくなるので、早めの薬剤散布とする。

		<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤施用後、落水、かけ流しはせず、水管理に注意する。 ・薬剤施用後に降水量が多いと薬効が低下するので、貝の発生量や被害状況の推移をよく見て追加防除する。 ・早期栽培に比べ普通期栽培は、水温が貝の活動により適しており、雨が深く深水になりがちになるため、被害が大きくなりやすい。
5	セジロウンカ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月中旬～7月中旬ころ、梅雨前線に沿って流れ込んだジェット気流に乗って、大陸から飛来するため、長期残効性のある箱施薬剤により飛来初期の防除を行うことが効果的である。 ・密植及び窒素肥料の過用を避け、稲が過繁茂にならないようにする。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・8月上旬に発生ピークを迎える。山際のほ場など地形的に落ちやすい傾向にある。 ・要防除水準（8月上旬に幼虫が5頭/株以上）を超える場合は防除を行う。
6	ツマグロヨコバイ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本種は主に水田内外や雑草地のイネ科雑草において越冬することから、水田の秋起こしや周辺雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成幼虫がイネの養分を吸汁することにより被害を与えるほか、萎縮病やわい化病、黄萎病といったイネの病気を媒介する。 ・箱施薬剤による防除と本田での防除を行う。萎縮病等の病害を防ぐためには、箱施薬や6～7月の本田防除を行う。穂への吸汁害を防ぐためには、出穂前後の幼虫期に防除を行うと効果が高い。このとき、水田内では成幼虫が混在しているため、幼虫の比率が7～8割と見られる時期に防除を行う。
7	トビイロウンカ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月中旬～7月中旬ころ、梅雨前線に沿って流れ込んだジェット気流に乗って、大陸から飛来するため、長期残効性のある箱施薬剤により飛来初期の防除を行うことが効果的である。 ・密植及び窒素肥料の過用を避け、稲が過繁茂にならないようにする。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・早植栽培では8月上旬、普通植栽培では8月下旬から株元の発生に十分注意し、平均2～3頭/株の発生を見たら直ちに防除する。 ・8月中下旬以降の第2世代～第3世代成幼虫の発生最盛期に防除を行う。なお、一部の薬剤に対する感受性の低下が報告されているため、注意して薬剤を選定する。 ・幼虫は株元近くに偏在するので、薬剤は株元までしっかりかかるように散布する。
8	ヒメトビウンカ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋～冬に水田の耕起を行い、水田雑草でのヒメトビウンカの越冬量を抑える。 ・縞葉枯病の発生地域では、抵抗性品種（ハツシモ SL）に切り替える。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報（ウイルス保毒虫率等）に注意する。 ・ヒメトビウンカは、春先に麦ほ場や雑草地で増殖した第1世代成虫が、麦の刈取りを迎える6月上中旬頃から水田に侵入する。
9	縞葉枯病ウイルス	<ul style="list-style-type: none"> ・あきたこまち、ひとめぼれ、コシヒカリは本病に罹病性のため注意が必要である。 ・縞葉枯病はウイルス病であり、感染後に効果のある薬剤は無いため、伝染源であるヒメトビウンカの防除を行う。 ・長期残効性のある箱施薬を実施しない場合は本田への第1世代成虫飛込み最盛期に散布剤による防除を行う。 ・多発地帯では飛来源となるほ場周辺の雑草管理に努めるとともに、麦の登熟期に第1世代幼虫を対象とした広域一斉防除を行う。
10	ニカメイガ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施肥管理を適正に行い、稲が過繁茂にならないようにする。 ・収穫後に、幼虫の越冬場所となる刈株や被害わらをすき込む。 ・収穫時低位置で刈り取る。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・第一世代芯枯率7%で減収となることから、被害株率3～5%が要防除水準となる。
11	斑点米カメムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の斑点米カメムシ類の生息密度を低減させるため、畦畔、農道ぎわ、水路ぎわ、休耕田、及び水田周辺などの除草を地域全体

		<p>で一斉に行う。特にイネ科雑草は好適な餌植物となるため出穂させないように管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻の出穂直前及び出穂後の除草は、斑点米カメムシ類を水田内に追い込み、被害を助長する恐れがあるので出穂 10 日前までに実施する。 ・ 水田内のヒエ類等は好適な餌植物となるため、水稻が出穂する前に除去する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・ イネカメムシは越冬場所に近い山際の水田や早生品種（周囲の作付品種と異なる場合）で集中的に加害されることがある。 ・ イネカメムシは出穂前にもほ場に飛来するため、防除が遅れないよう注意する。 ・ 散布剤による防除は穂揃期及びその 7～10 日後の 2 回実施する。粒剤による防除は出穂期の 7～10 日後が基本となるが、カスミカメムシ類が優占する地域では、出穂期～穂揃期に施用する。ただし、使用する薬剤により防除時期が異なるので注意する。
12	フタオビコヤガ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間部では発生が多いので注意する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・ 防除時期は、幼虫発生初期である。
13	稲こうじ病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多肥による肥料の遅効きを避ける。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 穂ばらみ期から出穂期にかけて雨が多いと多発しやすいので、時期を失しないよう散布する。 ・ 防除時期は、穂ばらみ期～穂揃い期(本田施用)である。
14	いもち病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いもち病発生ほ場から採種した種子は、いもち病菌を保菌している可能性があるため使用しない。 ・ 種子消毒を徹底する。 ・ いもち病が発生した苗を本田に持ち込むと、それらが葉いもちの伝染源となるため使用しない。 ・ 補植用の置き苗はいもち病が発生しやすく、伝染源となる可能性が高いため、早期に持ち出し処分する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・茎葉が窒素過多となるといもち病が発生しやすくなるため、適正な肥培管理を行う。必要に応じて堆肥やケイ酸を使用し、土壤改良を行うことでいもち病が発生しにくい環境を作る。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱施薬を実施した場合でも、天候やほ場条件によっては葉いもちが発生する。葉いもちは発生後でも薬剤の防除効果が期待できるため、ほ場環境に注意し、発生初期に確実に防除を行う。発生予察情報（BLASTAM）による感染好適条件が多発した場合は、5～10日後（潜伏期間後）にはほ場での葉いもちの発生状況を確認し防除を実施する。 ・穂いもちは、発生後に効果的な防除を行うことが困難である。特に葉いもちが上位葉に発生しているような場合は、穂いもちの発生が多くなるため、穂ばらみ期～穂揃期に予防的な防除を徹底する。
15	ごま葉枯病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深耕、堆きゅう肥等の施用により地力の改善をはかる。 ・硫酸根肥料の連用をさげ、窒素質肥料の分施、固型肥料、暖効性肥料、ケイ酸苦土肥料の施用、カリ肥料の増施等を行う。 ・根腐れ防止のため適宜排水を行う。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・防除時期は、移植前～移植日（育苗箱施用）、幼穂形成期～穂ばらみ期（本田施用）、穂揃期～乳熟期（1～2回本田施用）である。
16	苗立枯病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病ほ場から採種を行い、風選・塩水選により選種を徹底する。 ・育苗期の高温・過湿は育苗箱での発病を助長するため、30℃以上の極端な高温や過湿を避ける。
17	ばか苗病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・本田では多肥になると本病の発生が多くなるため、適切な肥培管理に努める。被害穀・わらは翌年の伝染源となるため、ほ場外に持ち出し適切に処分する。
18	粃枯細菌病菌	<ul style="list-style-type: none"> ・種子消毒を徹底する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗箱での発病を防ぐため、種子消毒を実施する。本田では穂ばらみ期～穂揃期に防除を行う。 ・耐性菌の発達回避のため同一系統の薬剤を連用しない。

19	紋枯病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素肥料の過施用を避ける、代かき後の菌が付着している浮遊物を除く、浅水管理をする、密植は控える。 ・本菌は多犯性で、水路や畦畔の雑草にも感染するので雑草を刈取る。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気温 28～30℃で、降雨が伴うと発病が多い。 ・常発地域では箱施葉を必ず施用する。 ・早植栽培ではまん延初期、普通植栽培では穂ばらみ期発病株率 20%以上の場合に防除を行う。 ・止め葉に発病すると減収が著しいため、多発地域では幼穂形成期、出穂直前、穂揃期等に 2 回散布する。
----	------	--

〈2〉 作目名 麦

	指定有害動植物	総合防除の内容
20	赤かび病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病ほ場の種子を使用する。 ・窒素肥料の過用を避ける。 ・排水を良好にする。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・開花～乳熟期に多雨曇天が続くと激発する。 ・開花から 10 日間は特に感染しやすいので注意する。 ・開花最盛期と 7～10 日後の 2 回の薬剤散布とする。

〈3〉 作目名 大豆

	指定有害動植物	総合防除の内容
21	アブラムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・褐斑粒、モザイク病多発ほ場の子実は種子に使用しない。 ・シルバーテープを張る。 ・ほ場内や周辺の雑草防除を徹底する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・ウイルス病を媒介するので初期防除を徹底する。 ・防除時期は、播種時（土壌混和）、発生初期（散布）である。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用を避ける。
22	吸実性カメムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越冬場所となるほ場周辺の集積木材、落葉を除去する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内や周辺の雑草防除を徹底する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場への飛来は、開花期頃よりみられる。飛来初期は、ほ場の周辺部にみられることが多いため、畦畔での発生状況を確認する。 ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・多発ほ場では開花終了期、莢伸長期、子実肥大中期に行う。 ・薬剤防除を行う場合、地域全体で一斉に行うと効果が高い。
23	フタスジヒメ ハムシ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作を避ける。 ・越冬場所となるほ場周辺の落葉を除去する。 ・収穫後は速やかに耕起し、ほ場内の残さをすき込む。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・防除時期は、播種時（土壌混和）、発生期（散布）である。
24	マメシンクイガ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連作を避ける。 ・収穫後は速やかに耕うんし、ほ場内の残さをすき込む。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・防除時期は、発生期（散布）である。
25	紫斑病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無病種子を用いる。 ・茎葉、莢カラなどはほ場外で適切に処分する。 ・収穫調整後の茎葉、莢カラは堆肥にする。 ・結実期に雨が多いと発生が多くなるため、ほ場排水をよくする。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・防除時期は、播種前（種子粉衣、種子塗沫処理）、莢伸長期以後1～2回散布（開花後15日と30日頃）。

〈4〉 作目名 イチゴ

	指定有害動植物	総合防除の内容
26	アザミウマ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設では、防虫ネットの展張やシルバーマルチ、粘着シートなどの設置により侵入防止を図る。 ・タンポポなどのキク科雑草、マメ科のシロツメクサ（クローバー）等に生息しているため、施設周辺5mは除草する。

		<p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口付近に青色粘着板を設置して発生状況を確認する。 ・ 生物農薬を活用する。 ・ 生育中の密閉処理（40℃、20分）を行い、密度低下を図る。但し、一部果実への影響について留意する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
27	アブラムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定植時に寄生状況を確認し、寄生苗は定植しない。 ・ 有翅虫の飛来を防止するため、ハウスの周囲にシルバーテープを張る。 ・ 施設内や周辺の生息場所となる植物を除去する。 ・ 開放部へネットを展張する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報やほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・ 生物農薬を活用する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
28	コナジラミ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗時の防除を徹底し、本ぼへの持ち込みを防止する。 ・ 開放部へ防虫ネット（0.4mm目）を展張する。 ・ ほ場内及び施設周辺の除草を徹底する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黄色粘着板による発生状況の確認、ほ場の見回りや発生予察情報により、初期防除を徹底する。 ・ 化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・ 本虫はバイオタイプ（B、Q）の違いにより農薬の効果が大きく異なるため、薬剤選択には注意する。
29	ハダニ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育苗時の防除を徹底し、本ぼへの持ち込みを防止する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・新葉に移行する前に古くなった下葉（ダニ寄生葉）を取り除く。 ・施設内や周囲の雑草は発生源となるため除去する。 ・施肥を適正にし、肥切れを防ぐ。 ・灌水に注意し、乾燥を防ぐ。 ・栽培終了後に施設を密閉し、太陽熱により蒸し込み処理する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤は複数回散布が可能な剤もあるが、ハダニ類は薬剤抵抗性がつきやすいため、栽培期間中に1回のみを目安とする。
30	うどんこ病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古ビニールは洗浄等を行い、光透過率を高める。 ・窒素過多を避ける。 ・過繁茂とならないよう不要な葉かきを行い、換気や風通しを良くする。 ・草勢が衰えると多発しやすいため肥培管理を適正にし、草勢の維持に努める。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗期から本ば被覆前の防除を徹底する。 ・薬剤散布は、不要な葉かきを行い葉裏まで薬液が到達するよう丁寧に行う。 ・生物農薬を活用する。 ・生物農薬のダクト投入により予防散布を行う。 ・発病残渣は、ほ場外で適正に処分する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
31	炭疽病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親株は未発生ほ場から導入する。 ・苗床は雨よけを行い、給水は底面から行う。 ・高設ベンチでは太陽熱を利用した消毒を行う。 ・育苗期の防除を徹底し、本ばへの持ち込みを防止する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・発病株は速やかに除去し、ほ場外で適正に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
32	灰色かび病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植を避け、風通しを良くする。 ・過繁茂とならないよう、適正な肥培管理を行う。 ・多灌水を避け、換気に努めるなど施設内の湿度を低く保つ。 ・果実が地面に接地しないよう、敷きわらやマルチ栽培を行う。 ・枯死葉、老化葉、花柄は株元から丁寧に除去し処分する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・発病果は速やかに除去し、ほ場外で適正に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・生物農薬のダクト投入により予防散布を行う。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

〈5〉ほうれんそう

	指定有害動植物	総合防除の内容
33	アブラムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草は発生源となるため除去する。 ・露地栽培では、は種時から幼苗期頃まで、不織布をべたがけする。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 ・施設栽培では、防虫ネット、近紫外線除去フィルム等の活用により、施設内へ侵入を防止する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使

		用しない。
--	--	-------

〈6〉 キャベツ

	指定有害動植物	総合防除の内容
34	アブラムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗床を防虫ネット等により被覆する。 ・ほ場内及びその周辺の寄生植物は発生源となるため除去する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ若しくはシルバーテープ又は風上方向に防風垣若しくは防風ネットを設置する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・薬剤散布の場合は、葉裏に生息するが多いため、葉裏にも十分かかるようにする。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
35	菌核病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿主植物の連作及び輪作を避ける。 ・密植を避け、風通しを良くし、過湿状態にならないようにする。 ・窒素過多を避ける。 ・田畑輪換や夏季の湛水処理により、菌核を死滅させる。 ・天地返し等で菌核を土中深くに埋め込む。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生株を早期に抜き取り、ほ場外で適正に処分する。 ・発生予察情報を参考に、前年の発生状況や本年の気象等から発生が多くなると予想される場合には、ほ場の見回り等による発生株の早期発見に努め、結球開始期から薬剤散布等を実施する。 ・地際部を重点的に、薬剤散布を実施する。 ・作物残さは、ほ場外で適正に処分する。

〈7〉 ダイコン

	指定有害動植物	総合防除の内容
36	アブラムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草は発生源となるため除去する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチまたはシルバーテープを設置する。
		<p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

〈8〉 きゅうり

	指定有害動植物	総合防除の内容
37	アザミウマ類 ミナミキイロアザミウマ ミカンキイロアザミウマ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息地となる施設内外の雑草の防除を徹底する。 ・近紫外線除去フィルムで被覆する。 ・育苗床での防除を徹底し、無寄生苗（成・幼虫・卵）を用いる。 ・施設では成虫の飛来、飛去を防ぐため開口部を防虫ネット（白色0.4mm、赤色0.6mm目合い）で被覆する。 ・シルバーマルチ、シルバーテープを設置する。 ・施設栽培では栽培終了後に残渣を持ち出し処分したのち、蒸し込みを行う。 ・青色粘着板により誘殺する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミナミキイロアザミウマは露地では越冬できない。 ・ミナミキイロアザミウマはきゅうりのメロン黄化えそウイルス（MYSV）を媒介するため防除を徹底する。 ・収穫後の残渣はすみやかにほ場外へ持ち出し、適正に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
38	アブラムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗からの持ち込みを防ぐ。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチ、ストライプマルチを行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の開口部に防虫ネット（0.4mm 目合い）を張り、施設内への侵入を防止する。 ・近紫外線除去フィルムを被覆する。 ・生息地となる施設内外の雑草の防除を徹底する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キュウリモザイクウイルス（CMV）などのモザイク病を媒介するため防除を徹底し、生育初期から有翅虫の防除に重点をおく。 ・夏期に低温が続くと発生が多くなるので注意する。 ・密度が高まると排せつ物にすす病が発生し、茎葉や果実が汚れる。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
39	コナジラミ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗からの持ち込みを防ぐ。 ・生息地となる施設内外の雑草の防除を徹底する。 ・近紫外線除去フィルムを被覆する。 ・黄色粘着板（テープ）を用いて誘殺する。 ・施設栽培では栽培終了後に残渣を持ち出し処分したのち、蒸し込みを行う。 ・施設では成虫の飛来、飛去を防ぐため開口部を防虫ネット（0.4mm 目合い）で被覆する。 ・露地ではシルバーテープ、シルバーマルチを行う。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野外では緑色植物で越冬し（タバココナジラミは加温施設で越冬）、3月上旬頃から施設内へ侵入する。 ・花木や野菜などの苗によって分布が拡大するため、販売・導入するときは葉裏に蛹や卵の寄生のあるものは出入荷しない。 ・寄生作物がなくなると、施設内外の雑草で生息し、作物の植付けと同時に再び飛来加害する。 ・寄生が多くなると生育抑制などの被害となるが、一般には葉・果実等にすす病を併発して、品質を低下させる。 ・オンシツコナジラミはビードシュードイエローウイルス（BPYV）を、タバココナジラミはウリ類退緑黄化ウイルス（CCYV）を媒介する。 ・生物農薬を活用する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤抵抗性の付きやすいタバコナジラミバイオタイプQが発生している場合は薬剤選択に注意し、同一系統の薬剤の連続使用を避ける。
40	ハダニ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息地となる施設内外の雑草の防除を徹底する。 ・施設栽培では栽培終了後に残渣を持ち出し処分したのち、蒸し込みを行う。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウリ類には、ナミハダニ、カンザワハダニ、アシノワハダニ、イシイハダニ等が寄生する。 ・ハダニ類は高温、乾燥の条件で増殖が盛んになる。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
41	うどんこ病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では換気に留意する。 ・露地栽培では密植を避け、古葉を摘葉し、通風・透光を良くする。 ・窒素過多を避ける。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間は概ね5日間と短いため、好適条件（20℃、湿度50～80%）では発生が一気に進展する。 ・高温でやや乾燥したとき、光線不足（古ビニールなど）のときに発生しやすい。 ・ブルームレス台木はクロダネ台木と比較し発病しやすいため、育苗期から防除を行う。 ・発病葉の除去を徹底する。 ・薬剤は葉裏まで十分かかるよう散布する。 ・展着剤を加用し菌体に付着するようにする。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さら

		<p>に、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培終了後、発病茎葉はほ場外で適正に処分する。
42	褐斑病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・窒素過多及び肥料切れを避け、草勢を適正に維持する。 ・施設内が高温多湿にならないよう管理する。 ・不要な下葉は除去し、通風を良くする。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子伝染する。 ・病原菌の生育適温は多湿条件で発生が助長される。 ・発病を確認したら直ちに病葉を取り除き、防除を行う。 ・発病葉の除去を徹底する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・栽培終了後、発病茎葉はほ場外で適正に処分する。
43	灰色かび病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設では換気を行い、室内が多湿にならないようにする。 ・通路に敷きわら等吸湿資材を敷き、除湿に努める。 ・朝夕、低温にならないように保温する。 ・発病した果実・花弁等を除去処分する。 ・古葉は摘葉する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・比較的低温（15～20℃）で曇天や降雨が続くときに激発しやすい。 ・摘芯や摘葉時についた傷や咲き終わった花弁などの枯死部位から発生する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

44	斑点細菌病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うり科以外の作物と2～3年の輪作をする。 ・ほ場衛生に留意し、発病茎葉は必ず集めて焼却する。 ・施設内の湿度が高くなるようにする。 ・収穫後は施設を密閉処理する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春秋の比較的低温（15～25℃）で高湿多雨時に発生が多い。 ・収穫後の残渣を適正に処分する。 ・生物農薬を活用する。
45	べと病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗性品種を使用する。 ・ポリマルチ又は敷きわらを厚めに敷く。 ・排水を良好にする。 ・肥切れ、窒素過多にならないようにする。 ・激発した下葉は取り除く。 ・施設では、夜間葉の水ぬれ期間が短くなるよう、ポリマルチを行い、換気を徹底するなど除湿に努める。 ・通路に敷きわら等を行い、除湿効果を高める。 ・土壌養液中N濃度は800～1000ppmを保つ。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20℃前後で、多雨多湿のとき発生が多くなる。 ・葉の裏側に葉液がよくかかるように散布する。 ・発病を確認したら直ちに病葉を取り除き、防除を行う。 ・夕方の灌水を絶対にしない。 ・肥料切れや成り疲れなど草勢が衰えると発生を助長するため、肥培管理に注意する。 ・収穫後の残渣を適正に処分する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

〈9〉 トマト

	指定有害動植物	総合防除の内容
46	アザミウマ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内や周辺の雑草は発生源となるため除去する。 ・施設栽培では、防虫ネット、近紫外線除去フィルム等の活用によ

		<p>り、施設内へ侵入を防止する。ただし、受粉を目的としたマルハナバチを利用する場合は、近紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。</p> <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・青色粘着板による誘殺を行い、発生状況の把握に努める。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
47	アブラムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場周辺の雑草は発生源となるため除去する。 ・施設栽培では、防虫ネット、近紫外線除去フィルム等の活用により、施設内へ侵入を防止する。ただし、受粉を目的としたマルハナバチを利用する場合は、近紫外線除去フィルムの使用がマルハナバチの活動に影響を与えることに留意する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
48	コナジラミ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苗による持ち込みに注意する。 ・ほ場内や周辺の雑草は発生源となるため除去する。 ・施設栽培では、近紫外線除去フィルムの被覆や施設外周に防虫ネット、黄色粘着テープを展張し施設内への侵入を防止する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報や黄色粘着板による発生状況の確認、ほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。 ・薬剤抵抗性の付きやすいタバココナジラミバイオタイプQが発生している場合は薬剤選択に注意し、同一系統の薬剤の連続使用を避ける。

49	うどんこ病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設栽培では換気に留意する。 ・密植を避け、古葉を除去し日当たりをよくする。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・発病部位はすみやかに除去し、ほ場外で適正に処分する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
50	疫病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育苗培土は、無病の培土又は土壤消毒済の培土を使用する。 ・窒素過多にならないよう肥培管理を徹底する。 ・ほ場の排水を良好に保つ。 ・ポリマルチ又は敷きわらを行い、雨水による茎葉への土のはね上がりを防ぐ。 ・施設栽培では、低温多湿時はハウス内を加温し乾燥を図る。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20℃前後で多湿時、特に窒素多肥のほ場で発生が多いため注意する。 ・感染すると被害は急激に拡大するので防除は予防を中心とする。 ・発病を確認した場合、発病葉や被害果は可能な限り除去し、集中的に防除を行う。 ・被害残渣はほ場外へ持ち出し、適正に処分する。
51	黄化葉巻病ウイルス	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入苗は未発生地域から導入する。 ・タバココナジラミが黄化葉巻ウイルスを媒介するため、育苗時にはコナジラミの防除を徹底し、本ぼへの持ち込みを防止する。 ・施設栽培では、防虫ネット(0.4mm以下)を展張し、タバココナジラミの飛来・飛去を防止する。 ・施設栽培においては、栽培終了後に蒸し込み処理や残渣の適正な処分を行う。 ・耐病性品種を使用する(但し、予防及び防除は、従来の罹病性品種と同様に実施する)。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場見回りを行い、タバココナジラミ発生初期の防

		<p>除を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非散布型農薬を展張し、タバココナジラミの発生を低密度に保つ。 ・ほ場内に黄色粘着板を設置し、誘殺を確認した場合はタバココナジラミ防除を実施する。 ・発病株は感染源となるためすみやかに抜き取りを行い、ほ場外で適正に処分する。
52	すすかび病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス、トンネル用資材は新しいものを使用する。 ・施設栽培では多湿にならないよう、かん水・換気・温度管理に注意する。 ・過度の密植や水分過多は本病の誘因となるため避ける。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・発病部位はすみやかに除去し、ほ場外で適正に処分する。 ・薬剤散布を行う際には、葉裏に薬液が十分付着するよう、丁寧に実施する。
53	灰色かび病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・枯れた花卉や葉先枯れが主な発生源となるため、特に低温多湿条件下では、これらの除去に努める。 ・通路に敷きわら等吸湿資材を敷き、除湿に努める。 ・密植栽培を避け、風通しを良くする。 ・過繁茂とならないよう適正な肥培管理を行う。 ・施設栽培では、夜間多湿が予想されるときは通風暖房を行い、葉の濡れ時間を短くする。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生子察情報を参考とし、発病前から薬剤による予防に重点を置く。 ・生物農薬を活用する。 ・施設栽培では、発病前から生物農薬のダクト散布を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
54	葉かび病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子消毒を行う。 ・抵抗性品種を栽培する。 ・ハウス、トンネル用資材は新しいものを使用する。 ・施設栽培では多湿にならないよう、かん水・換気・温度管理に注意

		<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過度の密植や水分過多は本病の誘因となるため避ける。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の見回りにより、初期防除を徹底する。 ・発病部位はすみやかに除去し、ほ場外で適正に処分する。 ・薬剤散布を行う際には、葉裏に薬液が十分付着するよう、丁寧に実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
--	--	---

〈10〉 ナス

	指定有害動植物	総合防除の内容
55	アザミウマ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草は発生源となるため除去する。 ・防虫ネット、近紫外線除去フィルム、シルバーマルチ、粘着シート等の活用により、ほ場内への侵入を防止する。ただし、近紫外線除去フィルムを使用する場合には、果皮の着色不良が生じるおそれがあることに留意する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青色粘着板による誘殺を行い、発生状況の早期把握に努める。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
56	アブラムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草は発生源となるため除去する。 ・苗による持ち込みに注意する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーテープ、シルバーマルチ等の活用により、ほ場内への侵入を防止する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さら

		に、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
57	ハダニ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草は発生源となるため除去する。 ・苗による持ち込みに注意する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
58	うどんこ病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草は発生源となるため除去する。 ・密植栽培を避け、風通しを良くする。 ・過繁茂とならないよう適正な肥培管理を行うとともに、適正な整枝及び摘葉に努める。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・生物農薬を活用する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
59	灰色かび病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密植栽培を避け、風通しを良くする。 ・過繁茂にならないよう、適正な施肥管理を行うとともに、適正な整枝及び摘葉に努める。 ・開花後の花弁が感染源となるため、花弁を速やかに除去し、果実での発病を防ぐ。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病茎葉や発病果等を速やかに除去し、ほ場外で適正に処分する。 ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・生物農薬を活用する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤耐性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。
--	--

〈11〉かき

	指定有害動植物	総合防除の内容
60	アザミウマ類 (チャノキイロアザミウマ等)	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 ・チャノキイロアザミウマは、チャ、イヌマキ、サンゴジュ等にも寄生するため、これらが園の近くにある場合は注意する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャノキイロアザミウマでは、成虫飛来から開花前（4月下旬～5月上中旬）に殺虫剤を散布する。 ・感受性低下が起りやすい害虫であるため、IRACコードが異なる殺虫剤をローテーション散布する。
61	カイガラムシ類 (フジコナカイガラムシ)	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 ・適切な縮間伐を行う。 ・秋季にコモなどのバンドを巻き、冬季に除去、処分する（バンド誘殺）。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越冬世代幼虫発生時期（4月中下旬）と第1世代幼虫発生時期（6月下旬）が、殺虫剤散布による防除で重要な時期である。 ・発生予察情報、ほ場での発生状況に注意し、防除適期に薬剤散布を行う。 ・休眠期（3月下旬）に樹幹塗布処理を行う。 ・合成ピレスロイド剤（IRACコード：3A）等を多用すると、リサージェンスにより多発しやすくなるので注意する。
62	カキノヘタムシガ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 ・秋季にコモなどのバンドを巻き、冬季に除去・処分する（バンド誘殺）。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害果を除去・処分する。 ・殺虫剤による防除適期は、越冬世代成虫の発生最盛期の約10日後（5月下旬～6月上旬）、第1世代成虫発生最盛期の約3～7日後

		<p>(7月下旬～8月上旬)である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越冬世代成虫の発生最盛期は、富有の開花盛期とよく一致するので、開花盛期の約10日後に殺虫剤散布を行う。 ・近年、成虫の発生が早い傾向にあるので、発生予察情報に注意する。 ・長期残効が期待できる殺虫剤の効果が高い。
63	ハマキムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 ・主な発生種は、チャノコカクモンハマキとチャハマキである。両種はチャにも寄生するので、チャ園の周辺では注意する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性フェロモン剤を利用する。 ・年4回程度発生し、9月上旬以降に発生が増加する傾向にある。 ・9月中旬に、長期残効が期待できる殺虫剤を使用する。ただし、収穫の早い品種では、収穫前日数に注意する。
64	炭疽病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地が過湿にならないよう、排水対策を実施する。 ・本指定有害動植物は強風による傷から感染することから、防風林、防風垣等を設置することにより、防風対策を実施する。 ・窒素肥料の過用を避け、枝梢の充実を図る。 ・夏梢や二次伸長枝は罹病しやすいので、不要な徒長枝は切除し、処分する。 ・せん定時に病斑のある枝を除去し、園地外に持ち出し、適切に処分する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・台風等による強風雨の後には、薬剤散布を実施する。 ・発病枝、発病果は、見つけしだい除去し、処分する。

〈12〉なし

	指定有害動植物	総合防除の内容
65	アブラムシ類 (ワタアブラムシ、ナシアブラムシ、ユキヤナギアブラムシ等)	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワタアブラムシ、ナシアブラムシは、主に新梢葉を加害するため、発芽期～開花前の殺虫剤散布が重要である。 ・ユキヤナギアブラムシは、5～10月まで継続的に発生するため、

		初期発生に注意し、薬剤散布を行う。
66	カイガラムシ類 (ナシマルカイガラムシ)	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 ・施設周囲の樹など、スピードスプレーヤーで薬剤がかかりにくいところで多い傾向がある。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・殺虫剤による防除適期は歩行幼虫の発生ピークで、5月下旬～6月上旬、7月下旬から8月上旬である。 ・ほ場をよく観察し、防除適期に散布する。
67	シンクイムシ類 (ナシヒメシンクイ、モモシンクイガ)	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 ・芯折れ枝、被害果を除去・処分する。 ・もも園が近くにあると、被害が大きくなりやすいため注意する。 ・もも新梢の芯折れ被害が多い年は、多発する恐れがあるため、注意する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性フェロモン剤を利用する。 ・殺虫剤によるナシヒメシンクイの防除適期は、成虫発生の7日前～直前であり、発生予察情報に注意して適期に散布する。
68	ハダニ類 (ナミハダニ、カンザワハダニ)	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 ・カブリダニ類など多様な土着天敵が存在するので、天敵の保護は防除の上で重要となる。 ・下草には天敵を維持、保護する働きがあるので、適切に管理する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越冬期に防除を行う。 ・多発すると防除が困難となるため、ほ場を注意深く観察し、発生初期に薬剤散布等を行う。 ・感受性低下が起こりやすい害虫なので、薬剤の選択には留意し、IRACコードが同一の薬剤を連用しない。 ・土着天敵に影響の少ない薬剤を選択する。 ・天敵製剤は、ハダニの密度が低いうちに使用する。
69	ハマキムシ類 (リンゴコカクモンハマキ、チャハマキ等)	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを行う。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性フェロモン剤を利用する。 ・巻葉を除去、または巻葉内の幼虫を捕殺する。

		<ul style="list-style-type: none"> ・殺虫剤は、若齢幼虫期に散布する。
70	赤星病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地内及びその周辺への中間宿主（ビャクシン）の栽植を避ける。 ・袋掛けを実施する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開花期から落花直後までは、降雨前に薬剤散布を実施する。 ・感染期においては、発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布等を実施する。
71	黒星病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次伝染源となる落葉は、集めて焼却する、園地外へ持出す、耕起によるすき込み等を行い、適切に処分する。 ・袋掛けを実施する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病果や発病葉、発病りん片（芽基部、果そう基部等）等を見つけ次第摘除し、適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・初期防除に重点を置き、開花前から梅雨期までにかけて重点的に薬剤散布を実施する。 ・越冬菌密度を少なくするため、秋季防除を徹底する。
72	黒斑病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避ける。 ・一次伝染源となる落葉は、集めて焼却する、園地外へ持出す、耕起によるすき込み等を行い、適切に処分する。 ・萌芽期から開花までに、塗布剤による枝病斑の封じ込めを実施するとともに、病芽を除去し、園地外で適切に処分する。 ・早期の袋掛けを実施する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・小袋掛け前及び梅雨期に、薬剤の散布を重点的に実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

〈13〉もも

指定有害動植物	総合防除の内容
---------	---------

73	シンクイムシ類 (ナシヒメシンクイ、モモシンクイガ)	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交信かく乱剤は、越冬世代成虫の発生前から設置するのが効果的である。また、まとまった面積で施用することで効果が高まる。 ・ 芯折れ枝、被害を受けた果実を速やかに除去し、適切に処分する。 ・ 表土を耕起し、繭を死滅させる。 ・ 5月中に袋掛けを行う（モモシンクイガ対策）。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性フェロモン剤を利用する。 ・ フェロモントラップにより、オス成虫の発消長を確認できる。 ・ 殺虫剤の散布は、食入前に行う。 ・ 被害果は幼虫が果実から脱出する前に採取し、適切に処分する。 ・ 発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。
74	ハダニ類 (ナミハダニ、カンザワハダニ)	<p>【予防に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生予察情報や、園地の見回り等により早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・ 土着天敵への影響が小さい薬剤の選定に努め、土着天敵の活用を図る。 ・ 薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏にも十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・ 抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用を避ける。
75	せん孔細菌病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 葉ずれなどの傷口が発生しないよう、薬剤散布のしやすさも加味した枝のせん定を実施する。 ・ 被害の大きい地域や園地では、防風ネット、防風樹等による防風対策の実施や、雨よけ施設の導入を行う。 ・ 園地内の排水を良好に保つ。 ・ 樹勢を健全に保つ。 ・ 多発地域では、作期を考慮した発生の少ない品種へ改植する。 ・ 発生源となる春型枝病斑の徹底した切除を実施する。また、切除した病斑部を園地外へ持ち出し、適切に処分する。春型枝病斑の発生が疑われる枝についても、切除を実施する。 ・ 春型枝病斑は長期間にわたって発生することから、病斑の切除は複数回実施する。また、樹冠上部の病斑の有無に留意する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いの園地、水田に隣接した園地など、湿った風が通る場所は、特に発病の有無に注意する。 ・地域全体で予防に関する措置を実施する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・発病枝、発病葉及び発病果を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・越冬伝染源の密度を低くするため、秋季防除を確実に実施する。
--	---

〈14〉りんご

	指定有害動植物	総合防除の内容
76	シンクイムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを実施する。 ・地域全体で性フェロモン剤を設置する。 ・袋掛けを実施する。 ・心折れ症状が認められる場合には、切り取って処分する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食入前に薬剤防除を実施する。 ・被害果は幼虫が果実から脱出する前（7月上旬～中旬）に採取し、適切に処分する（モモシンクイガ）。
77	ハダニ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを実施する。 ・土着天敵（カブリダニ類など）を保護・活用する。 ・園地内及びその周辺の下草や雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越冬期にはマシン油乳剤による防除を行う。 ・発生予察情報を参考に、薬剤散布を実施する。 ・天敵農薬を活用する。 ・薬剤抵抗性発達を避けるため、同一系統の薬剤を連用しない。
78	ハマキムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬季に粗皮削りを実施する。 ・地域全体で性フェロモン剤を使用する。 ・不要な発育枝や、根際から出る枝を随時切除する。 ・巻葉内の越冬幼虫を捕殺する。 ・秋季には果実に接触している葉を摘み取る。 <p>【判断、防除に関する内容】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報を参考に、発生初期（展葉初期）や6～7月（第1世代幼虫）に薬剤散布を実施する。 ・薬剤抵抗性発達を避けるため、同一系統の薬剤を連用しない。
79	黒星病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次伝染源となる落葉は、園地外へ持出す、耕起によるすき込み等を行い、適切に処分する。 ・薬剤耐性菌が発生している地域から苗木、穂木等を導入する場合には、病徴のない健全な苗木等であることを確認する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病枝、発病葉及び発病果を速やかに除去し、園地内及びその周辺に残さないよう適切に処分する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・重要防除時期（発芽後から落花後まで）の薬剤散布を徹底する。暖冬により生育が早まると見込まれる場合には、防除適期を逸さないよう留意する。 ・薬剤散布予定日に降雨が予想される場合には、降雨前の散布を徹底する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。 ・これまで使用してきた薬剤の効果が低下した場合には、薬剤耐性菌の発生を疑い、別の薬剤を選択する。
80	斑点落葉病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要な発育枝をせん除する。 ・一次伝染源となる落葉は、園地外へ持出す、耕起によるすき込み等を行い、適切に処分する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹上部の徒長枝に多発している場合には、速やかに除去する。 ・発生予察情報、園地の見回り等に基づき、適期の薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。

〈15〉 かんしょ

指定有害動植物	総合防除の内容
---------	---------

81	基腐病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基腐病の発生ほ場からは、種イモを採取しない。 ・明渠、暗渠等によるほ場の排水性を確保する。 ・連作をさける。 ・病徴等がある疑わしい苗は植えつけない。 ・苗消毒を実施する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、発病初期の防除や排水性の確保を徹底する。 ・必要に応じて苗床及び本ぼの土壌消毒を行う。
----	------	--

〈16〉 さといも

	指定有害動植物	総合防除の内容
82	アブラムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及びその周辺の雑草は発生源となるため除去する。 ・有翅虫の飛来を防止するため、シルバーマルチまたはシルバーテープを設置する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場の見回り等による早期発見に努め、発生初期に薬剤散布等を実施する。 ・化学農薬を使用する場合には、同一系統の薬剤の連続使用を避け、異なる系統の薬剤によるローテーション散布を行う。さらに、地域内で薬剤抵抗性が確認されている薬剤を当該地域では使用しない。

〈17〉 茶

	指定有害動植物	総合防除の内容
83	アザミウマ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄主植物が多く雑草等で繁殖することから、園地内及びその周辺の下草及び雑草の管理を行う。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用を避ける。
84	カイガラムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中切り更新することにより、寄生部を除去する。 ・新植又は改植する場合には、抵抗性が高い品種を採用する。 ・苗木は寄生の有無を確認し、寄生苗を定植しない。

		<p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼虫ふ化期の防除効果が高い。 ・寄生枝の観察、発生予察情報等により、幼虫のふ化期を把握し、適期の薬剤散布等を実施する。 ・5月中下旬の第1世代幼虫はふ化期が比較的斉一な傾向にあるので、防除効果が高い。 ・多発園では、中切り更新後に薬液が樹冠下の枝条に十分付着するよう、丁寧に薬剤散布する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。
85	チャトゲコナジラミ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深刈りせん枝等により寄生葉を除去し、適切に処分する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深刈りせん枝、すそ刈り等で寄生葉の除去を行うとともに、直後に薬剤による防除を行う。刈り落とした枝は適切に処分する。 ・冬季に、気門封鎖剤を必要に応じて散布する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・防除適期にあたる若齢幼虫発生期を黄色粘着シート、直接観察及び発生予察情報等により把握し、薬剤散布を実施する。 ・すそに寄生が多いので、薬剤散布を行う際には重点的に行う。
86	チャノホソガ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害葉が見え始めたら早めに摘採し、被害を回避する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況、発生予察情報及び園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・新葉や新芽の裏側をよく観察し、水滴状の卵が確認された場合、摘採が近い場合には、摘採作業を早める。
87	チャノミドリヒメヨコバイ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産卵部位にあたる芽の茎を摘採、整せん枝、すそ刈り等により除去し密度低減を図る。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・抵抗性の発達回避のため、化学農薬の使用にあたり同一系統の薬剤の連用を避ける。
88	ハダニ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カブリダニ類などの天敵の保護のため、影響の小さい薬剤を選択する。

		<p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園地の見回り等による早期発見に努め、発生初期の低密度期に薬剤散布を行う。 ・薬液が付着しにくい葉裏に寄生するため、薬剤散布を行う場合には、薬液が葉裏及びすそ部に十分付着するよう、丁寧に散布する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・多発した園地では、秋整枝後の休眠前又は休眠明けに薬剤散布等を実施する。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
89	ハマキムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交信かく乱剤は、越冬世代成虫の発生前から設置するのが効果的である。また、まとまった面積で施用することで効果が高まる。また、効果確認のためのモニタートラップを設置し、必要に応じて幼虫期を対象とした補完防除を実施する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘蛾灯、フェロモントラップによる前世代の成虫誘殺状況の把握、発生予察情報及び園地の見回り等に基づき、適期に薬剤散布を実施する。 ・土着天敵への影響が小さい薬剤を選択し、土着天敵を保護する。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤を連用しない。
90	炭疽病菌	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窒素過多を避け、適正な施肥にする。 ・通風、日当たりが良好になるよう、周辺樹木の伐採及び枝管理を適切に行う。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・特に6～7月、9～10月に多く発生し、防除時期は二番茶芽、三番茶芽、秋芽それぞれの萌芽期～開葉期である。 ・多雨など多発が予想される時はそれぞれの萌芽期～開葉期に2回薬剤散布を実施する。

〈18〉作物共通

	指定有害動植物	総合防除の内容
91	オオタバコガ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハウス栽培では開放部へネットを展張する。 ・加害する作物をほ場周辺で作付しない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・収穫時に食入痕や食害を見つけたら、若葉、蕾のがく、果実等にいるタバコガ類を捕殺する。 ・ほ場内や周辺の雑草防除を徹底する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・老齢幼虫への薬剤効果は低いので早期発見に努め、若齢幼虫期の防除に重点を置く。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用を避ける。
92	ハスモンヨトウ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふ化幼虫は集団で加害するため、被害葉を取り除く。 ・ほ場内や周辺の雑草防除を徹底する。 ・ハウス栽培では開放部へネットを展張する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・成虫発生は、7月中旬頃から増加がみられ、8月中旬から急増し、9月上中旬に最も多くなる。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用を避ける。
93	コナガ	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネットや不織布等を展張し侵入を防ぐ。 ・交信かく乱性フェロモン剤を利用する。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・抵抗性の発達回避のため、同一系統の薬剤の連用を避ける。
94	果樹カメムシ類	<p>【予防に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防虫ネット等で覆い、侵入防止を図る。 ・黄色蛍光灯は、チャバネアオカメムシには忌避効果があるが、他のカメムシには効果がないので注意する。 ・スギやヒノキの隣接園では被害が多いため注意する。 ・樹園地周辺の雑草地は生息場所となるので、除草に努める。 <p>【判断、防除に関する内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生予察情報やほ場内の見回り等に基づき、適期に防除する。 ・発生には地域差や園地差があるため、園内をよく観察し、飛来を確認したら防除を行う。カメムシの活動は薄暮時に活発となるため、夕方か早朝に防除を行うと効果的である。防除時期は、発生期（散布）である。

(3) 発生予察情報の活用について

効果的な病虫害防除を実施するため、病虫害防除所が発表する発生予察情報の活用を図る。

<情報の種類と内容>

発生予報	県情報	有害動植物の発生予測を定期的に発表
	美濃地域情報	
	飛騨地域情報	
発生予察警報		重要な病虫害が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表
発生予察注意報		警報を発表するほどではないが、重要な有害動植物が多発することが予測され、かつ、早めに防除措置を講じる必要が認められる場合に発表
発生予察特殊報		新たな病虫害を発見した場合並びに重要な病虫害の生態及び発生消長に特異な現象が認められた場合であって、従来と異なる防除対策が必要となるなど、生産現場への影響が懸念される場合に発表
病虫害情報		注意すべき病虫害について、必要に応じて発表

3. 法第 24 条第 1 項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制について

(1) 異常発生時防除に係る区域や期間の設定

指定有害動植物が異常な水準で発生しており、急激なまん延を防止するため、特に必要があると農林水産大臣が認めた場合（以下、「異常発生時」という。）の防除の指示を受けた場合は、県は、県、市町村、JA、岐阜県農薬販売協同組合等の関係機関による対策会議を開催し、当該指定有害動植物の異常発生時に防除を行うべき区域、期間、方法、その他必要な事項を決定するとともに、速やかに告示する。

(2) 異常発生時の防除内容

異常発生時は、以下の内容に取り組む。

なお、指定有害動植物をまん延の様式（分散方式、飛翔性、有害植物の風・水媒伝染等）の違いにより分類して記載する。

<有害動物>

まん延の様式		異常発生時防除の内容
一般事項		<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する ・被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）を徹底する。
自然分散	長距離飛翔性 (例) ハスモンヨトウ	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・増殖源とならないよう、被害株や作物残渣の除去、すき込み等を実施する。 ・適宜、農薬による防除を実施する。
	短距離飛翔性 (例) アザミウマ類	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・増殖源とならないよう、被害株や作物残渣の除去、すき込み等を実施する。 ・増殖源とならないよう、ほ場及び周辺の雑草管理を徹底する。 ・適宜、農薬による防除を実施する。
	歩行性 (例) スクミリンゴガイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場内及び周辺水路の貝や卵塊を除去する。 ・厳冬期におけるほ場の耕起や周辺水路の泥上げ等の管理を行う。 ・適宜、農薬による防除を実施する。
人為	土壌 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ほ場から未発生ほ場への伝搬を防ぐため、農機具や長靴等の洗浄を徹底する。
	スクミリンゴガイ	<ul style="list-style-type: none"> ・発生ほ場と未発生ほ場における人や農機具の不必要な移動を控える。

分散	種苗 (例) アブラムシ類 カイガラムシ類	<ul style="list-style-type: none"> ・地域またはほ場を超えた種苗の移動を制限する。 ・早期収穫やほ場内の作物残渣の除去を徹底する。 ・発生部位や発生株の除去を徹底する。 ・適宜、農薬による防除を実施する。
----	--------------------------------	---

<有害植物>

まん延の様式		異常発生時防除の内容
一般事項		<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する ・被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。
自然分散	風・水媒伝染 (例) もものせん孔細菌病	<ul style="list-style-type: none"> ・発病枝、発病葉、発病果実等を除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・適宜、農薬による防除を実施する。 ・次作に向けて、ほ場の防風・排水対策を実施する。
	虫媒伝染 (例) 水稻の縞葉枯病	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・媒介虫に対して、農薬による防除を適宜実施する。
人為分散	土壌 (例) 水稻の稲こうじ病	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・発病株を除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・次作での寄主植物の作付けを控える。
	種苗 (例) サツマイモの基腐病	<ul style="list-style-type: none"> ・発病株を除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・適宜、農薬による防除を実施する。 ・次作での寄主植物の作付けを控える。 ・健全な種苗を使用する。

(3) 異常発生時の防除実施体制

(ア) 県

① 農業経営課

- ・農林事務所が行う当該指定有害動植物の防除指導に対し助言
- ・県内における当該指定有害動植物の発生状況のとりまとめ

② 農産園芸課

- ・対策会議の招集及び開催

※出席者：県（農業経営課、農産園芸課、農業技術センター、中山間農業研究所、病虫害防除所、関係農林事務所）

関係市町村

関係機関（JA岐阜中央会、JA全農岐阜県本部、岐阜県農薬販売協同組合等）

- ・防除方針の決定

③ 農業技術センター、中山間農業研究所

- ・病虫害防除所及び農業普及課が行う当該指定有害動植物の防除指導に対して助言

④ 病虫害防除所

- ・県内における当該指定有害動植物の発生状況等の調査
- ・近隣県の発生状況及び対策等の情報収集

⑤ 農林事務所

- ・管内における当該指定有害動植物の発生状況等の調査
- ・管内農業者に対する防除対策の周知及び防除指導
- ・市町村との連絡調整

（イ）関係市町村

- ・当該指定有害動植物の発生状況等の調査への協力
- ・異常発生防除を実施する地域における防除対策の周知
- ・その他、防除方針に基づく協力

（ウ）関係機関（JA、岐阜県農薬販売協同組合等）

- ・当該指定有害動植物の防除に必要な農薬、資材の確保
- ・県内農業者に対する防除対策の周知及び防除指導
- ・当該指定有害動植物の発生状況等の調査への協力
- ・その他、防除方針に基づく協力

（エ）農業者（集落営農法人、個人農業者等）

- ・当該指定有害動植物に対する化学農薬散布等による防除の実施
- ・その他、防除方針に基づく防除対策の実施

※上記に限らず、具体的な対応方法等については、対策会議において決定

4. 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体と連携に関する事項

(1) 実施体制

指定有害動植物に対し、効率的・効果的、かつ、環境への負荷を最小限とする防除を実施するため、県、市町村、J A、岐阜県農薬販売協同組合等の関係機関、地域の指導的立場にある農業者等が相互に密接な連携を図り、農業者等への指導を実施する。

(2) 県、関係団体ごとの役割

(ア) 県

① 農業経営課

- ・農林事務所、病虫害防除所や、農業技術センター等の研究機関との連携のもと、県内における病虫害の発生状況の把握
- ・防除暦等の防除方法に係る普及指導員への指導

② 農産園芸課

- ・総合防除計画等の方針のとりまとめ
- ・国及び関係機関との連携・調整

③ 農業技術センター、中山間農業研究所

- ・病虫害の防除方法に係る試験研究及び農林事務所等への助言

④ 病虫害防除所

- ・県内の指定有害動植物等の発生状況の調査や情報発信等、発生予察事業の実施

⑤ 農林事務所

- ・農業者等に対して、病虫害の発生状況や発生予察情報を参考に、指導的立場にある農業者や農業者団体等と連携し、防除対策について指導
- ・農業者等に対して、農薬の適正使用について指導

(イ) 市町村

- ・農業者等に対し、発生予察情報の情報提供や適正な農薬使用等について指導

(ウ) 関係機関（J A、岐阜県農薬販売協同組合等）

- ・農業者等に対し、県等と連携して防除方法を指導

(エ) 病虫害防除員

- ・担当市町村の病虫害の発生状況の調査及び病虫害防除所への報告

5. その他

(1) 農薬の安全・適正使用

(ア) 農薬使用上の基本的事項

(I) 農薬の適正使用

①適切な農薬の選択、使用基準の遵守及び記録

- ・防除にあたっては、農薬取締法に基づき登録された農薬を使用し、飛散の少ない剤型を選択する。
- ・農薬は、ラベルに記載されている使用方法（適用作物、使用回数、使用量、希釈倍率、使用時期等）及び使用上の注意事項を守って使用する。
- ・農薬使用状況を明確にし、適正使用を進めるために、農薬使用記録簿等を付ける。

②農薬使用時の安全確保及び環境への配慮

- ・農薬の種類に応じた保護具を使用し、ハウス内の防除に当たっては、無人化等による安全確保を図る。
- ・農薬の河川や湖沼への流出により水棲動植物に影響が及んだり、周辺の住宅や公共施設及び周辺の他の作物等への飛散による被害が生じたりすることのないよう、地形や散布時の気象に十分注意し、必要最小限の使用に努める。

(II) 効果的かつ効率的な病虫害、雑草防除の実施

①病虫害発生予察情報の利用

- ・病虫害の発生予察情報は、効果的かつ効率的な防除を推進する上で重要であり、予察情報の内容に応じて適切な防除を行う。

②要防除水準の設定及び利用の促進

- ・病虫害や雑草の防除は、ほ場における病虫害や雑草の発生状況に応じて適切に実施する。また、要防除水準が設定されている場合は、周知するとともに、その活用を進める。
- ・防除暦については、防除実施の目安とし、地域の実情に合わせた防除を行う。

③農薬散布方法の改良・方法

- ・病虫害や雑草の種類及び発生状況、農作物の種類によっては、スポット散布、額縁散布による少量散布などを実施する。

(III) RAC コードを活用した農薬の選択

①RAC コードについて

- ・全ての農薬は、その作用点や作用機構が同一の農薬ごとにグループ分けされており、アルファベットや数字から成る記号「RAC コード」

- が付与されている（世界農薬工業連盟（日本の農薬工業会も所属）の抵抗性管理委員会（Resistance Action Committee RAC）による。）。
- ・RAC コードは、殺虫剤では「IRAC」、殺菌剤では「FRAC」、除草剤「HRAC」といい、RAC コード表は農薬工業会のホームページからダウンロードできる。

農薬工業会 URL：<https://www.jcpa.or.jp/lab0/mechanism.html>

②薬剤耐性・抵抗性について

- ・農薬に対する耐性や抵抗性は、作用点や作用機構が同一の薬剤を連用することで生じると考えられる。
- ・異なる RAC コードを有する農薬をローテーションで利用することにより、耐性や抵抗性の発生を抑制または遅らせることができる。
- ・RAC コードが同一であれば、有効成分が異なっても同一系統の薬剤であるため、連用は避けなくてはならない。

(イ) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）

(I) 農薬使用者の責務等

農薬取締法第 25 条第 1 項の規定に基づき、農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）が遵守すべき基準が次のとおり定められている。（農林水産省・環境省令第五号、以下「省令第 5 号」という。）

①農薬使用者の責務（省令第 5 号第 1 条）

農薬使用者は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。

- ・農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- ・人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- ・農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ・農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ・水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- ・公共用水域（水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

②農薬使用者が遵守すべき基準（省令第 5 号第 2 条第 1 項）

農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない（表示事項の遵守）。

- ・適用農作物等の範囲に含まれない食用農作物等に当該農薬を使用し

ないこと。

- ・規定された量を超えて当該農薬を使用しないこと。
- ・規定された希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。
- ・規定された使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。
- ・生育期間において、規定された回数を超えて農薬を使用しないこと。

③農薬使用者が努めるべき事項

- ・登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項、最終有効年月の表示に従って農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。(省令第5号第2条第2項)
- ・航空機を用いて農薬を使用するときは、対象区域において、風速及び風向を観測し、対象区域外に農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。(省令第5号第4条第2項)
- ・住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。(省令第5号第6条)
- ・水田において止水を要する農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。(省令第5号第7条)
- ・被覆を要する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。(省令第5号第8条)
- ・農薬を使用したときは、農薬を使用した年月日、場所、農作物等、農薬の種類又は名称、使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を、帳簿に記載するよう努めなければならない。(省令第5号第9条)

(ウ) 農薬の危被害防止

農薬の製造販売、購入、運搬使用、保管、廃棄等その扱いにあたっては関係法令を遵守し、危被害防止に万全を期さなければならない。

(I) 農薬による事故を防止するための指導等

農薬使用者等に対し、次に掲げる事項を遵守するよう、農業関係団体と連携を図り指導する。

①農薬使用時の事故防止対策の周知

農薬使用の際の事故を未然に防止するため、農薬使用者、病害虫防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令の周知徹底を図る。その際には、特に以下の事項について指導を徹底す

る。

- ・農薬使用に当たっての防護装備着用の徹底
- ・混用に関する注意事項の厳守の徹底
- ・土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保（防護装備着用、被覆等）の徹底
- ・住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置（飛散防止、周知等）の徹底
- ・航空防除における農薬散布に当たっての留意事項（飛散防止、周知等）の徹底

②農薬の保管管理及び適正処理に関する指導の徹底

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令に基づく対策の徹底を図るよう指導する。その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

- ・農薬の誤飲を防止するための適切な対応策（他の空容器等への移し替えの禁止等）や保管管理（施錠のされた場所での保管等）の徹底
- ・使用しなくなった農薬の適切な処理（廃棄物処理業者へ依頼等）

（Ⅱ）農薬の適正使用等についての指導等

- ①農薬使用基準の遵守の徹底
- ②販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導の徹底
- ③無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

（Ⅲ）有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

①蜜蜂の危害防止対策

農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、県農薬指導部局は畜産指導部局と連携し、以下の取組みを実施し、蜜蜂被害の把握及び防止に努める。

- ・農薬使用者と養蜂家間の情報共有
- ・養蜂家の行う巣箱の設置場所の工夫、退避等の対策
- ・農薬使用者の行う農薬の使用の工夫等の対策

②水産動植物の被害及び水質汚濁の防止対策

水産動植物の被害の防止、河川、水道水源等の公共用水域の水質汚濁の防止等環境の保全を図るため、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を踏まえて、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水及び底質の調査等を必要に応じて行い、それらの結果を活用して農薬使用者等を指導する。

(エ) 農薬の事故及び中毒発生時の対応

- (Ⅰ) 農薬による健康危害発生時には、被害者の救命を第一に対応を図る。医療機関で早期に治療を開始するため、「何を（が）どれくらい飲んだか・吸ったのか・付着したのか」把握のうえ、速やかに医療機関に連絡する。
- (Ⅱ) 農薬による事故が発生して不特定多数のものに危害が生じる恐れのあるときは、その旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、その危害を防止するために必要な応急措置を講じる。
- (Ⅲ) 中毒については、(公) 日本中毒情報センター「中毒 110 番」が、365 日 24 時間対応しているため、農薬散布者または周辺住民から相談があった場合は、以下の相談窓口を紹介し、問い合わせてもらおう。

中毒 110 番	一般専用電話 (情報提供料：無料)	医療機関専用有料電話 (情報提供料：1 件につき ¥2,000)
大 阪	072-727-2499	072-726-9923
つくば	029-852-9999	029-851-9999

(公) 日本中毒情報センター

URL : <https://www.j-poison-ic.jp/110service/>

(オ) 特定農薬（特定防除資材）

- (Ⅰ) 農薬取締法では、農作物の防除に使う薬剤や天敵で、安全性が明らかかなものにまで農薬登録を義務付ける過剰規制とならないように、特定農薬という仕組みが作られている。なお、この制度の趣旨を分かりやすくするために、特定農薬を「特定防除資材」と呼ぶこともある。
- (Ⅱ) 特定農薬とは、「その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」として農薬取締法第 3 条第 1 項でうたわれている。
- (Ⅲ) 令和 5 年 10 月現在、次の 5 種類が特定農薬として指定されている。
- ① エチレン
 - ② 次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）
 - ③ 重曹
 - ④ 食酢
 - ⑤ 天敵（昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除くであって、使用場所と同一の都道府県内で採取さ

れたもの)

※特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材については、下記の通知を参考とする

- ・平成 23 年 2 月 4 日付 22 消安第 8101 号・環水大土発第 110204001 号
農林水産省消費・安全局長、環境省環境管理局水環境部長通知
- ・平成 26 年 3 月 28 日付け 25 消安第 5778 号、環水大土発第 1403283 号
農林水産省消費・安全局長環境省水・大気環境局長通知

（カ）GAP の取組みについて

（I）GAP とは、「Good(良い) Agricultural (農業の) Practice (実践)」の略称で、持続可能な農業の実現のために農場経営における問題点を繰り返し改善する生産工程管理である。GAP の取組みは、食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の 5 つの観点から農業を行っていくうえで想定されるリスク（危害要因）を低減することが主目的である。

農薬に関するリスクは主に食品安全や環境保全、労働安全に関連したものが多く、下記のような取組みを実践することでリスクを未然に防ぐことができる。

〈農場経営における農薬に関するリスクとその対応例〉

分類	リスク（危害要因）の例	管理・対応策の例
食品安全	農産物への残留農薬	散布計画の作成・遵守 残留農薬検査の実施 農薬散布機や器具の洗浄 計量器の校正 施設内のゾーニング
環境保全	ドリフト被害 農薬成分の流出	天候、飛散防止対策 ほ場周辺への連絡 畔塗りや止水期間の遵守（水稲） 適切な希釈場所や廃棄場所の選択 SDS の利用 適切な保管、吸着剤の設置 空容器の適切な廃棄
労働安全	農薬中毒	調整及び散布手順の確認・遵守 マスクや防護服等安全装備の適切な装着 緊急連絡先や対応手順の文書化

(Ⅱ) ぎふ清流GAP評価制度について

本県においても、(一社)日本生産者GAP協会の開発したGAP教育システムである「グリーンハーベスター農場評価制度」を活用して農場の状態を点数化し農場経営の改善を目指すことのできる「ぎふ清流GAP評価制度(以下「清流GAP」という。)」を令和2年度に創設した。清流GAPにおいても、農薬の適正使用、保管及び管理等に関する評価項目が設けられているため、清流GAPへの取組みを通して適切な農薬使用を推進する。

<農薬に関する評価項目>

参考：『ぎふ清流GAP農場評価取組の手引き』

項目番号	項目内容、取組例、関係法令等	
1. 農場管理システムの妥当性		
全	1.4	<p>【項目内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故や緊急事態が発生した際の対応手順や連絡先一覧等を文書化し、外部の人も含めた農場内のすべての関係者の見やすい場所に掲示している。 ○緊急事態には、火災、人身事故、燃料・農薬等の流出等が含まれる。 <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時の連絡先一覧、対応手順の作成 ○作成した連絡先や手順書は、農場関係者が見やすい場所に掲示し周知する。
作	1.2	<p>【項目内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農産物の残留農薬(必要に応じ、残留放射性物質)が、食品衛生法及び販売先(国)の最大残留基準値(MRL)に基づく基準を満たしているか、検証している。 ○残留農薬検査及び/または必要に応じて行う残留放射性物質などの検査のサンプリング方法について、科学的な根拠が示されている。 ○残留農薬検査は、ISO17025 または同等の規格の認定を持つ試験所が行っている。 <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○残留農薬検査を実施する <ul style="list-style-type: none"> ・分析結果等の記録も保管する ○サンプリング方法については根拠が示せる方法を定める <ul style="list-style-type: none"> ・頻度や作型、分析時期、分析成分、サンプリング場所等 <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法(ポジティブリスト制度) ・コーデックス生鮮果実・野菜衛生実施規範

作	1.3	<p>【項目内容】</p> <p>○農薬散布機、灌漑システム、養液供給システムや肥料散布機、及び計量器や温度計など、誤差を生じやすい機器は良好な状態に維持し、定期的に検証し、必要な較正を行っている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○計量法による検査の対象となる特定計量器は、定期点検を受ける。</p> <p>○特定計量器に該当しない計量器類（農薬に使用する計量器等）についても、定期的に検証し構成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秤等の計量器や分銅等の標準品（テストピース、標準物質）を用いて検証する。 ・散布量の調整や計量を行う機械・設備はメーカーの点検を受ける。 <p>又は、取扱説明書等を参考に検証・較正する</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計量法第16条第1項（特定計量器を利用する場合） ・同法9条 別票第二（特定計量器期限）
3.1 作物保護		
作	3.1.3	<p>【項目内容】</p> <p>○農薬の選択は、農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、普及指導員、営農指導員など農薬に関する力量のある人の指導を受けるか、技術文献や専門講習の受講などの技術情報に基づいている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○県農業改良普及員や JA 営農指導員など、農薬に関する力量のある人から指導を受ける</p> <p>○技術文献や専門講習を受講するなど技術情報に基づく判断をする</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
3.2 農薬の使用		
作	3.2.1	<p>【項目内容】</p> <p>○農薬の使用に当たっては散布方法に関する法規制を遵守している。</p> <p>○登録農薬だけを使用し、無登録農薬、禁止農薬は使用していない。</p> <p>また、期限切れ農薬は使用していない。</p> <p>【取組例】</p> <p>○農薬取扱い手順書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成した手順書を農場関係者が遵守、周知できるよう文書化する <p>○無登録農薬、禁止農薬、期限切れ農薬がないか確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用（購入）前に登録内容を確認する

		<ul style="list-style-type: none"> ・棚卸し実施時に使用期限も確認する <p>○期限切れ等、万一該当農薬がある場合は、廃棄処分まで他の農薬と区別して保管する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用可能な農薬と区別し、「使用不可」の掲示をする。 ・農薬保管庫内や農薬保管庫と同等の管理が可能な場所で保管する <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について ・農薬取締法第 24 条 ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
作	3.2.2	<p>【項目内容】</p> <p>○農薬の希釈や散布は、ラベルの記載通りに行っており、必要な量だけ正確に計量・調合している。</p> <p>○農薬の取扱い手順書には、農場での散布後立ち入り禁止期間について述べてある。</p> <p>○販売先(国)の最大残留基準値(MRL)に関する情報を把握して、適合する措置を取っている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○使用前にラベル表示を確認し、表示通り使用する。</p> <p>○農薬を使用する際は、計量スプーン、計量カップ、台はかり等を使用して正確に計る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の計量、調合に使用する器具は他の用途には使用しない ・農産物、収穫関連資材の付近では計量、調合しない <p>○農薬取扱い手順書等に散布後の立ち入り禁止についてルールを定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する農薬のラベルに従った立入禁止・制限期間を記載する ・ラベル表示がない場合は、散布液が乾くまで立ち入りを控える <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について ・農薬取締法 ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
作	3.2.3	<p>【項目内容】</p> <p>○農薬の希釈は、農薬や希釈液がこぼれても河川や湖沼等へ流出しない場所で行っている。</p> <p>○農薬を希釈する水を給水する場合は、農薬タンクを飲料水源や河川・湖沼等に直結して行っていない。</p> <p>【取組例】</p> <p>○用排水路付近で薬剤の希釈をしない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場と併用しない、又は区別する

		<ul style="list-style-type: none"> ・ホース等を共用しない <p>○農薬・希釈液を運ぶ際は、荷崩れ、転倒、落下等により破損、漏出のないように対策する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬ボトル・袋等はトレイ容器やコンテナに入れて運搬する ・希釈液入りの散布機は転倒しないように固定して運搬する ・希釈の際に給水にポンプを使用する場合は、逆流を防ぐため、ホースの先が希釈液に触れないようにする。 <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について
作	3.2.4	<p>【項目内容】</p> <p>○栽培ほ場以外で播種や育苗をする際に農薬を使用する場合、農薬が漏出した場合は、環境や農産物に影響を及ぼさないようにしている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○ビニールシートを敷く等の対策を行う。</p> <p>○水稻種子消毒液の廃液等は定めた安全な場所に捨てる。</p>
作	3.2.5	<p>【項目内容】</p> <p>○全ての農薬の使用について、以下の内容を記録簿に記録している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 使用した年月日 ② 使用した場所 ③ 使用した作物 ④ 使用した農薬の商標名 ⑤ 使用した農薬の単位面積当たりの使用量または希釈倍数 ⑥ 収穫前期間 ⑦ 作業者名 ⑧ 使用した防除機 ⑨ 農薬使用時の天候(特に、風などドリフトに関する情報) ⑩ 散布終了時刻(特に、収穫前日に使用した場合) <p>【取組例】</p> <p>○上記の項目を網羅した農薬散布記録表を作成する。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について
作	3.2.6	<p>【項目内容】</p> <p>○農薬使用記録簿等から使用回数、成分回数が守られていることが分かる。</p> <p>○収穫記録と農薬使用記録簿の対比等で農薬の使用時期(収穫前日数や定植前日数など)が守られていることが分かる。</p>

		<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用・成分回数、収穫前日数を考慮した農薬散布計画に基づき散布する ○農薬散布記録表に使用した農薬の使用回数・成分回数を記録する ○農薬散布記録表に、収穫開始日や定植日を記載する <ul style="list-style-type: none"> ・収穫前日の農薬散布は、農薬散布記録に散布終了時刻を記載する ・必要に応じて、収穫開始時刻も記載する ○収穫前・出荷前に責任者が農薬使用記録を検証する <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
作	3.2.7	<p>【項目内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農薬散布機は、使用の前に十分な点検を行うとともに、使用後はタンク、ホース、ノズルの内外、その他農薬が付着した全ての部分を洗浄している <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農薬使用前には、防除器具などを点検し、十分に洗浄されているかを確認する ○農薬使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズルなど農薬残留の可能性のある箇所に特に注意して洗浄する <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について
作	3.2.8	<p>【項目内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○余った希釈済みの散布液や、タンク・散布機のゆすぎ液は、排水路や河川等に絶対に流入させることなく、人や農作物や環境に危害のない場所に廃棄している。 <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農耕地には影響がなく、上下水道の配管、排水溝、河川・湖沼等から十分離れた場所に廃棄する ○人の往来、農産物との距離・運搬動線等を考慮した場所で廃棄する ○周囲に流れないように中央にくぼ地を作り、必要に応じてロープや掲示で立ち入りを禁止する <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について

作	3.2.9	<p>【項目内容】</p> <p>○農薬の空容器は、防除機の高圧洗浄装置で、または少なくとも3回水で洗浄処理して、中に農薬が残っていないようにしてから、人や環境を汚染しないような安全な場所で、安全な方法で保管している</p> <p>【取組例】</p> <p>○液剤の洗浄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空容器に約4分の1の水を入れてよく振り、散布液の中に戻す この作業を3回繰り返し洗浄する ・農薬の空容器は専用に設けた保管容器又は袋等に入れて保管する <p>○揮発性土壌消毒液（クロルピクリン等）の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲に影響を及ぼさない場所に小さなくぼ地を作り、口栓を外して倒立させ倒れないように土寄せする。においが消えた後に人や環境や影響のない場所で保管する <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使用するものは遵守すべき基準を定める省令 (参考) クロルピクリン工業会 Web ページ 「クロルピクリン安全使用6つのポイント・空き容器処理」
作	3.2.10	<p>【項目内容】</p> <p>○農薬の空容器の処分は、地域の行政やJAなどが行う回収システムの規則に従い、または産業廃棄物処理業者を利用して、人への汚染や環境汚染を起こさない方法で行っている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。</p> <p>○行政、JAなどの回収システムを利用し処分する。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
作	3.2.11	<p>【項目内容】</p> <p>○ほ場の周辺からの農薬ドリフトの影響を認識し、必要な対策を講じている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○周辺ほ場の作付け状況を確認しておく</p> <p>○農薬散布の予定を事前に知らせてもらう</p> <p>○周辺ほ場が同一作物を栽培している場合は一斉防除する</p> <p>○ハウス栽培の場合は、サイドビニールを閉める</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 ・農薬飛散による周辺作物への影響防止対策について ・農薬飛散防止対策の手引き（農林水産省 2021.5） ・農薬飛散対策技術マニュアル

作	3.2.12	<p>【項目内容】</p> <p>○周辺地への農薬のドリフトがないように、気象条件や時間帯を考慮し、ドリフト低減ノズルの使用、散布の方法、風やノズルの向きなどの対策を採っている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○必要最小限の区域にとどめた散布を行う</p> <p>○近隣に影響が少ない天候・風の日や時間帯に散布する</p> <p>○ドリフト低減ノズルなど、飛散を低減する散布器具や散布方法を選択する</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 ・農薬飛散による周辺作物への影響防止対策について ・農薬飛散対策技術マニュアル
園	3.2.1	<p>【項目内容】</p> <p>○正当な理由があり、土壌燻蒸剤等の農薬を使用する場合は、ガス化した農薬が土壌から揮散することを防止する対策を実施している。</p> <p>○土壌消毒終了後には、耕地を充分耕耘して土壌中に残っているガスを除去し、作付けまでの期間を守っている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○薬剤使用時の土壌条件や使用方法など表示内容を守る</p> <p>○風向きに十分注意して使用する</p> <p>○被覆を完全に行うなど揮発防止に必要な措置を取る</p> <p>○薬剤注入後、注入穴を鎮圧し、プラスチックフィルム等で被覆する</p> <p>○土壌消毒終了後にガスが残っている場合は、耕耘などでガス抜き作業を行う</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法 ・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
4.3 農薬の保管・廃棄		
作	4.3.1	<p>【項目内容】</p> <p>○農薬は、専用の倉庫や頑丈なキャビネットなどに保管し、常に施錠している。</p> <p>○保管棚は吸収性のない素材で作られている。棚では粉剤は液剤より上段に保管し、毒物劇物と普通物が触れないように分けている。</p> <p>○農薬保管場所には農薬や農薬散布機等以外のものがなく、入口には農薬の危険性を警告する表示がある。</p> <p>○農薬事故時の手順書は保管庫から10m以内の見やすい場所にある。</p> <p>【取組例】</p> <p>○保管庫の設置</p> <p>○棚は非吸湿性の素材を用いる</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○粉剤・粒剤は液剤よりも上段で保管する。 ○毒物・劇物と普通物は区別する。 ○毒物・劇物も保管している旨を表示する（「医薬用外部外品」「医薬品毒物」） ○農薬の保管場所であることを掲示する ○事故緊急対応手順を作成し掲示する
作	4.3.2	<p>【項目内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農薬の保管場所は、農薬が流出しても河川や湖沼に流れ出ない場所にあり、地面に浸透せず、保管場所から流出しないような構造になっている ○農薬や希釈液が漏出した場合に回収するための砂や布等の吸着材を用意している。 <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保管庫の場所 <ul style="list-style-type: none"> ・排水路等の近くに設置しない ・浸透性のある床面（木製、じゅうたん等）に設置しない ・農産物、人に汚染等の影響がない場所を選択する ○漏出対策 <ul style="list-style-type: none"> ・農薬ボトル及び袋は、漏出時の最大容量を考慮した大きさのトレイ容器（受け皿）等に入れる。 ・砂や布等の吸着剤の準備（砂や布等を回収するホウキ、チリトリなども合わせて準備することを推奨） <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業安全のための指針について
作	4.3.3	<p>【項目内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保管場所は、衝撃に強く燃え難い素材でできている。 ○農薬は直射日光の影響を受けない冷涼で乾燥した場所に保管されている。 ○倉庫などの人が立ち入る場所に保管している場合は、通気性がある。 また、ラベルが読める明るさが確保されている。 <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直射日光の影響を受けない冷涼で乾燥した場所で保管する ○人が入れる大きな保管庫や密閉された部屋で保管する場合は換気を確保する ○ラベル表示が読める明るさの照明などを確保する ○棚は非吸湿性の素材を用いる <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業安全のための指針について

作	4.3.4	<p>【項目内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的に農薬の実地棚卸を行っており、購入記録(購入伝票など)と使用記録から正確な在庫が確認できる。 ○在庫に動きがあった後、一か月以内に更新している。 <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○購入伝票など、肥料の購入状況が分かる書類を保管する ○使用記録、在庫記録を作成し保管する ○原則1か月に1回は実地棚卸(帳簿と現物の照合)を行い、購入記録と使用記録から正確な在庫を確認する <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも動きのあった月は実施する ・在庫品全ての確認を行う ・品質劣化、使用期限などの確認も合わせて行う <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の保管管理の徹底について 農林水産省 2002. 10. 10
作	4.3.5	<p>【項目内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○希釈していない農薬を農場内、または農場間で運搬する際には、安全で確実な方法をとっている。 ○農薬を他の容器に入れ替えていない。容器の破損や農薬の漏出などにより入れ替える場合は、状態の良い同一種類の空容器を、通常のすすぎ処理を3回繰り返してから使用している。 <p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○希釈していない農薬の運搬の際には容器の破損、漏出を防ぐ運搬船用に準備した運搬用機(液・粉が漏れない構造の容器)を使用する ○やむを得ず他の容器に入れ替える場合は、3回すすぎ洗浄した同類の容器を使用する。 ○誤飲の可能性があるためペットボトルは使用しない <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業安全のための指針について ・毒物及び劇物取締法

作	4.3.6	<p>【項目内容】</p> <p>○禁止農薬、期限切れ農薬、農薬の漏出物を吸収した砂や布等の吸収材などは、その他の農薬と区別して保管している。</p> <p>○処分は、地域の行政や JA などが行う回収システムの規則に従い、または産業廃棄物処理業者を利用して、人への汚染や環境汚染を起こさない方法で行っている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○期限切れ農薬は他の農薬と区別し誤使用を防ぐ対策(使用禁止等の表示)をする</p> <p>○処分は行政や JA が行う回収システムを利用するか、産業廃棄物処理業者へ委託する。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 環境と調和の取れた農業生産活動規範 ・ 農薬危害防止運動実施要領
6. 労働安全と福祉の管理		
全	6.4	<p>【項目内容】</p> <p>○管理者と作業者の責任分担を明確にし、管理者側で1名、作業者の健康、安全、福祉についての責任者を定めている。</p> <p>○機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者は制限している。</p> <p>○作業者管理者と労働者との間で、定期的に、作業者の健康、安全、福祉に関する双方向のやりとりを行っており、そのやりとりから実行に移したことがある。</p> <p>【取組例】</p> <p>○危険性の高い作業（機械操作、農薬散布作業等）は従事者を制限する</p> <p>○業務分掌や役割分担表で役割を明確にする。</p> <p>○管理者と作業者の間で、健康、安全、福祉に関する意見交換を行う</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業安全のための指針 ・ 労働基準法 ・ 労働安全衛生法 ・ 労働契約法

全	6.5	<p>【項目内容】</p> <p>○作業者は、定期的に健康診断を受けている。特に、農薬に接触する全ての作業員に対し、毎年(もしくは農薬の毒性についてのリスク評価に基づく頻度で)健康診断を受けられるようにしている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○作業者は定期的(年1回)に健康診断を受ける。</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法 ・農作業安全のための指針
全	6.6	<p>【項目内容】</p> <p>○作業上、特に危険な場所は表示や保護柵をするなどして事故を防止する対策を採っている。</p> <p>○有害な物質に関する安全のためのアドバイス(Webサイト、安全データシート等)を閲覧・利用できるようなっている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○危険個所に表示や保護策を設置する</p> <p>○有害な物質に関する情報を閲覧・利用できるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬等のSDS(安全データシート)を保管する ・農薬等のメーカーなどのWebサイトで情報を入手できるようにする <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業安全のための指針
全	6.8	<p>【項目内容】</p> <p>○作業者は、安全に作業できるように、作業に適した服装や防護装備(ヘルメット、安全靴、ゴム靴、防水服、ゴーグル、ゴム手袋、国家検定に合格したマスクなど)を着用している。</p> <p>○来訪者は、法律の要求やラベル上の指示に従った、もしくは所轄当局が承認した適切な防護服を着用している。</p> <p>【取組例】</p> <p>○農薬散布作業時の服装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬散布に対応した防護マスク、保護メガネ、防護服、ゴム手袋、ゴム長靴などを着用する。 ・訂正な防護装備は、農薬ラベルの表示を確認する。 <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業安全のための指針・農作業安全対策の推進

全	6.9	<p>【項目内容】</p> <p>○防護服等は、使用目的や汚染度合いに応じて使用後に良く洗浄する。</p> <p>○農産物や私服など他のものを汚染しない場所に保管している。</p> <p>【取組例】</p> <p>○防護服は汚染度合いに応じてよく洗浄する</p> <p>○農産物や他の物を汚染しない場所で区別して保管する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の用途に使用する作業服と一緒に保管しない ・農産物の運搬経路、一時保管場所に保管しない ・収穫資材・器具、包装資材等の保管場所に保管しない ・従業員の休憩場所、人の往来の多い場所に保管しない
全	6.11	<p>【項目内容】</p> <p>○農場で危険性の高い機械や設備、化学物質等を使用する者は、必要な場合は免許の取得または講習の受講に基づく十分な力量を持ち、運転や操作、取扱いは法令等に準拠している。</p> <p>○ボイラー設置等、必要な場合は届け出を行い、取扱作業主任者を設置している。</p> <p>○農業機械の取扱説明書は、いつでも取り出して読めるようにしている。</p> <p>【取組例】</p> <p>○作業、機械ごとに法令で必要な免許・資格取得、講習の受講、届出等を行う</p> <p>○行政、JA、メーカー、Web サイト等の安全講習を受講する</p> <p>○機械の取扱説明書をいつでも取り出して読めるよう保管する</p> <p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作業安全のための指針 ・労働安全衛生法、労働安全衛生法施行規則、労働安全衛生規則 ・個別農業機械別留意事項 ・航空法（空中散布ガイドライン）

(2) 総合防除関連技術について

(ア) 水稻種子温湯消毒について

(I) はじめに

水稻の種子は、イネばか苗病菌や、イネシンガレセンチュウ等の種子伝染性病害が発生するおそれがあるので、この対応が必須である。一般的な対応は農薬を用いた種子消毒が行われているが、温湯を用いた方法も有効であるので紹介する。

(II) 温湯消毒と種籾の管理方法

種子伝染性病害は、60℃の温湯に種籾を 10 分間浸漬することで防除が可能で、温湯消毒を行う専用の機械が市販されているので、これを用いると温度管理が不要で効率よく作業ができる。

作業の方法は以下のとおりである。

- ①使用する種籾の水分は、15%以下とする。そうでないと発芽率低下の原因となる。
- ②種籾全体に適正な温度を加えたいので、1 回に処理する種籾の量は多くし過ぎない。目安は種籾 20kg に対し温湯 200 リットルである。
- ③温湯処理後は、冷水で急速かつ確実に冷却する。
- ④温湯処理後の種籾は、すぐ浸種作業が好ましいが、日陰乾燥し種籾水分が 15%以下にすれば 1 か月間、15℃以下の低温条件ならば 3 カ月は保存可能とされる。

(III) 注意事項

- ①糯種は、60℃10 分で処理すると発芽率が低下することがあるので、処理するか判断が必要である。実行する場合は事前に種籾を使用して、処理時間と発芽能力を試験しておく。参考までに「たかやまもち」は 60℃8 分を目安としている。
- ②浸種作業時は水温が 15℃以上にならないよう留意し、また水はきれいな状態にしておく。2 日で交換が好ましい。
- ③60℃のお湯を用いるので、やけどしないよう、手袋等を用いる。

(IV) 新温湯消毒技術

上記の方法で防除しきれない病害も報告されている。この場合は、事前に種籾を 40℃～45℃に加温し、種籾水分を 10%以下に低下させる「事前乾燥処理」を行うと 65℃10 分間の処理においても 90%以上の発芽率となることに加え、いもち病、苗腐敗症にも効果が高いとされる。

(V) 引用文献

<https://www.naro.affrc.go.jp/org/tarc/seika/jyouhou/H11/tnaes99036.html>

事前乾燥処理を組み込んだ防除効果の高い水稻種籾の温湯消毒技術、金勝一樹ら、「水稻種子温湯消毒」コンソーシアム編集発行、2019.

(イ) 土壌病害虫の防除（化学農薬以外による）

〈1〉 熱を利用した土壌消毒

太陽熱消毒（病害、線虫）	
内容・効果	太陽熱を利用し、土壌中の病原菌や線虫などを7～8月に実施可能な作物で利用できる。病害虫の種類によって異なるものの、一般的にはハウス内の密閉条件下で実施する（露地でも野菜類の苗立枯病菌など効果が期待できるものもある）。
作業手順	<ol style="list-style-type: none">① 収穫後、ほ場に残った茎葉、根を含めてできるだけ丁寧に抜き取り、ほ場外へ持ち出す② 稲わらや堆きゅう肥などの有機物を投入することで効果が安定する。③ できるだけ深耕して、施用した有機物などがよく混ざるように耕うんする。④ 土壌表面を0.05mm厚以上の塩化ビニル、ポリエチレン等の透明フィルムで隙間がないように全面被覆する。⑤ 畝間に水を注ぎ込み、土壌中の粗孔隙を水で充満させる。水は熱の媒体として温度の上昇と蓄熱に役立ち、病原菌やセンチュウは酸素欠乏した条件では比較的低温で死滅する。⑥ ハウスの外ばりビニールや出入り口、換気扇口を昼夜とも密閉する。密閉期間は7月中旬から8月下旬の20～30日間で効果が高い。なお、期間はその年の気温の状況に合わせて適宜延長する。

〈2〉 土壌還元消毒

土壌還元消毒（病害、線虫）	
内容・効果	土壌還元消毒とは、還元資材である米ぬか、フスマや糖蜜等の有機物を土壌に混和して灌水し、ビニールで土壌表面を被覆して空気の流入を遮断しながら、高い地温を維持する土壌消毒方法である。土壌中の微生物が、資材をエサとして分解しながら増殖する際に、土壌中の酸素を消費することにより、土壌が酸欠状態（還元状態）となり、青枯病菌、立枯病菌やセンチュウ等の病害虫を死滅させることができる。また、還元状態の他、還元状態で生成する有機酸、二価鉄や二価マンガン等の金属イオンによる抗菌活性や土壌微生物の競合、太陽熱による高温等も作用する。
作業手順	<ol style="list-style-type: none">① 処理期間

・土壌還元消毒で高い消毒効果を得るためには、ビニールを被覆して消毒開始直後の3日間に良好な天候が続くことが重要である。以下の点に注意して、処理開始日を決定する。

・処理期間は3週間以上とする。

・平均地温は30℃以上を保つ。

・天候不順で地温の上昇が十分でない場合は、処理期間を延長する。

② ほ場の準備

・残渣は持ち出して、適切に処分する。

・耕起し、なるべく細かく碎土する。その際、高低差が少なくなるように土壌を均平化する。

・暗渠があれば閉め、ほ場内に機器があれば、遮熱対策をします。

③ 資材の散布・混和

・10aあたり1tの資材※を散布する。

※米ぬかやフスマによる土壌還元消毒は、資材が作土層までしか届かないため、それよりも深い層に分布する病原菌やセンチュウに対する殺菌・殺虫効果が不十分であることがある。また、糖蜜は深層までの殺菌・殺虫効果が高いものの、液肥混入器などが必要で、希釈するための作業が煩雑となる。

糖含有珪藻土、糖蜜吸着資材は粉～粒状資材ですが、水溶性の有機物を含んでおり、それが作土層以下まで届くことで、より深い層（地下60cm）まで還元消毒することが可能とされる。

・資材の散布後ロータリー耕起で土壌とよく混和する。

④ かん水チューブの設置、被覆

・全体にしっかり水がかかるようにかん水チューブを設置し、透明のポリエチレンフィルム、POフィルム等でほ場の全面を被覆する。

・ほ場周囲のフィルムを土に入れ込む、または水枕などで押さえることで密閉性を高める。被覆のつなぎ目もしっかり留めるか重なる部分を多めにとり、気密性を高める。

⑤ かん水しハウスを閉め切る

・表面が湛水状態になるまでかん水する

・ハウスの開口部を全て閉じて密封状態にします。

⑥ 消毒を終了する

・被覆を剥がして土壌を乾燥させ、よく耕耘して、土壌を酸化状態に戻す。

・ほ場の状態を見て、「どぶ臭がする」、など土壌が酸化状態に戻っていない場合は再度耕耘する。

・土壌還元消毒の処理は最低3週間必要です。また、高い地温を保つことが重要であるため、夏（6～8月）に処理を行うことが望ましいです。栽培期間に合わせて処理時期を決定する。

・基肥量は慣行より20%程度減らして栽培を始める。

(3) 病害虫の発消長について

発消長とは、生物の個体数の増減パターンのことを示し、病害虫や雑草など、様々な生物で発消長が見られる。病害虫の場合、発消長は病原菌や害虫の生育条件によって決定される。通常、病原菌は温暖多湿な条件で増殖する。また、害虫も同様に、温暖多湿が好適な条件である。雑草の場合、発消長は種子休眠や気温・降水量など季節変化に加えて、耕起・代かきの時期や作物による被覆によって大きく影響される。

病害虫や雑草の発生を最小限に抑えるためには、発生初期に防除を実施することが肝心で、ほ場内を定期的に巡回し、病害虫や雑草の発消長を把握することが重要である。

なお、主な病害虫については、県病害虫防除所から県内に設置した調査地点における病害虫の発生状況や害虫の発消長、発生予察情報など様々なデータがホームページで提供されていることから、防除時期の決定に活用することができる。

岐阜県病害虫防除所ホームページアドレス

<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/24321/>

(4) 雑草防除及び除草剤の適正使用について

はじめに

雑草は、農作物の生育を阻害するなど、人にとって不利益となる植物であり、雑草防除は作物の安定生産にとって重要な要因である。

したがって、本県の農山村の生態系を維持し、環境への影響を踏まえた「みどりの食料システム戦略」を推進するため、耕種的防除のほか、簡易かつ効果の高い方法として一般に広く普及しているいわゆる除草剤による化学的防除により、本県の環境条件や雑草の発生生態を踏まえた適切な雑草の防除を推進する。

I 本県における主な雑草の種類

全国の県庁所在地の中では、岐阜市は年間降水量の平年値が 1,861mm、年日照時間の平年値が 2,109 時間と多く、帰化植物の侵入を含め雑草の生育に適した環境条件にある。

1. 水田雑草

- ①一年生雑草：毎年種子から発芽し、1年以内に開花・結実して枯死する草
イヌビエ、タイヌビエ、タマガヤツリ、コナギ、アゼナ、チョウジタデ、タカサブロウ、タウコギ、イボクサ、アメリカセンダングサ、キカシグサ、クサネム、ヒレタゴボウ、ヒメミソハギ など
- ②多年生雑草：地上部は枯れても根茎や球茎など植物体の一部が残る草
セリ、ウリカワ、オモダカ、ヘラオモダカ、キシユウスズメノヒエ、アシカキ、マツバイ、ミズガヤツリ、クログワイ、ウキクサ、イヌホタルイ（一年生雑草でもある）など

(1) 本県における雑草分布の特徴

県下全域に分布する草種は、タイヌビエ、タマガヤツリ、コナギ、キカシグサ、アゼナ、セリ、イヌホタルイ、マツバイ、オモダカ、ウリカワなどで、飛騨地域等の山間地域特有のものは特にないが、平坦地域を中心に、キシユウスズメノヒエ、アシカキなどの匍匐性雑草、クログワイ、ミズガヤツリなどの塊茎雑草などが広く分布している。また、近年は平坦地域・山間地域ともにヒレタゴボウの発生が著しくなっている。

(2) 岐阜県における水田の難防除雑草

①SU抵抗性雑草

特に実害が問題となっているコナギ、イヌホタルイやアゼナについては、県下でもSU抵抗性雑草が確認されており、各草種の除草剤感受性が一様で

ない実態も報告されている。なお、近年の移植直後における高温傾向から、抵抗性が原因ではなく、取りこぼしによる田面の占有化が問題となる場合も多いので、抵抗性の有無を確認の上、適切に対応する。

②匍匐性雑草

キシウスズメノヒエやアシカキなど、水田畦畔から侵入する多年生雑草は、米の生産調整の拡大とともに不作付けほ場等における生育まん延の一因となっている。また、両種の見分けが困難で、除草剤の選定を間違えると効果が現れないために水田全体に拡大する場合があるので注意する（岐阜、西濃、中濃地域）。

イボクサの場合は、一年生雑草であるが春先の耕起時における切断茎葉からの発根によって強害化する場合がほとんどである（岐阜、西濃、中濃地域）。

③塊茎雑草

クログワイ、ミズガヤツリ等の多発ほ場が平坦地域で目立つが、塊茎繁殖のため完全な除草には、冬耕起や生育期間中の化学的防除等との組み合わせによる段階的な密度軽減を図る必要がある。

(3) 雑草の発生生態における留意事項

- ・ウリカワやミズガヤツリの塊茎は水田の表層近くに、クログワイやオモダカは下層深くに形成されるので、発生時期の違いに注意する。
- ・一般的に、塊茎繁殖する多年生雑草の生存期間は1年～3年と短く、乾燥や低温に弱い、種子繁殖する一年生雑草は休眠が深く、10年以上も生存する場合がある。
- ・水田雑草の発生深度は、一年生雑草の多くは土中数 mm～2 cm 程度であるが、多年生雑草はそれよりかなり深く、発生時期が不揃いとなり取りこぼしの原因ともなる。
- ・雑草の出芽には温度の影響を強く受けるため、普通期栽培より早植栽培の方が発生始期から揃期までの期間が長く、除草剤散布の適期が捉えにくい。
- ・除草剤の選定、適切な除草処理のためには、雑草の発生初期段階で草種を明らかにする必要があるため、必ず図鑑等で確認する。

2. 畑・果樹園・非農耕地雑草

①一年生雑草

メヒシバ、オヒシバ、ヒメイヌビエ、エノコログサ、スズメノテッポウ、カヤツリグサ、ツユクサ、イヌタデ、オオイヌタデ、イヌビユ、アオビユ、スベリヒユ、エノキグサ、ヒメジオン、ナズナ、ハハコグサ、ヒメムカシヨモギ、イヌホオズキ など

②多年生雑草

スギナ，ハルジオン，ギシギシ，オオバコ，ヨモギ，タンポポ類，チガヤ，ハマスゲ，マルバルコウ，ムラサキカタバミ，ヒルガオ，チドメグサ，カタバミ，ドクダミ，ヤブガラシ，ワルナスビ など

(1) 本県における雑草分布の特徴

県下全域の畑地（転換畑）・果樹園・非農耕地において、ほぼ同じ草種が分布しているが、平坦地域を中心に、帰化植物のハマスゲ、イチビなどの他、ヒユ科やタデ科植物、畦畔や転換畑を中心にイヌホオズキやマルバルコウなどが生産調整の拡大とともに増加傾向にある。また、近年の温暖化傾向の影響か飛騨地域においてタデ科植物の発生が目立ってきている。

果樹園や非農耕地では、畑地の雑草と共通のものも多いが、管理上の問題から新たな一年生・多年生雑草の多種多様化が進む傾向にある他、多年生雑草の比率がやや高い。

(2) 雑草の発生生態における留意事項

- ・畑地においてはイネ科植物、ヒユ科植物、タデ科植物など一年生雑草の発生が一般的であるが、生産調整の拡大に伴い、マルバルコウなどの帰化アサガオ類やスギナ、ハマスゲ、セイタカアワダチソウなどの多年生雑草が発生しやすい環境にある。
- ・作付体系や作期の変化、栽培技術の変遷とともに、発生する雑草の種類や優占種が異なるので注意する。
- ・転換畑一年目のほ場では一般に土壤水分が高いため、タイヌビエやタカサブロウ、タマガヤツリなど水田雑草の発生が多く、多年生雑草ではミズガヤツリ、クログワイなどが発生する場合もある。
- ・大豆などを6月以降に播種する場合、イネ科、カヤツリグザ科雑草の発生期にあたるため、土壤処理除草剤の選択に注意する。
- ・畑地では、水田以上に深度によって土壤水分が大きく異なるため、発生も不均一かつ長期間に渡ることが多いので、必要に応じて中耕作業や茎葉処理除草剤との体系処理を検討する。

II 環境に配慮した総合的な雑草防除の推進

雑草防除の基本は、除草剤の利用が一般的であるが、ほ場の土壌水分やその地域の気温等の環境条件と対象とする雑草の発生生態に即した耕種対応を行うことで、できる限り雑草の発生源となる種子量の低減を図るなど、経済性を踏まえた上で、安全で労働強度の低い、環境に配慮した総合的な雑草防除体系を推進することが重要である。

1. 耕種的防除

雑草の生育環境条件の変化により、種子や栄養繁殖器官の死滅・減少を促進させ、全体の密度軽減を図るため、田畑輪換並びに輪作体系等を積極的に実施する。

- ①田畑輪換：土中での寿命の長い一年生雑草より、寿命の短い多年生雑草で効果が大きく、早植栽培より普通期栽培で効果が長い。
- ②輪作体系：水田裏作時の耕起、作付けにより多年生雑草の塊茎・根茎の乾燥や凍結による死滅を促進する他、後作作物の繁茂により雑草の発生と生長を防止する。
- ③競合関係：栽植密度など栽培方法の工夫による除草必要期間の短縮やそば等のアレロパシー作用の活用、畦畔管理におけるカバープランツの利用などの技術を取り入れる。

2. 機械的・物理的防除

素手や鎌、鍬などの簡単な道具を使った除草はもちろん、刈り払い機を用いた草刈りに加え、播種前の畦立てや中耕・培土作業による雑草の埋没、切断等、適切な栽培管理により、除草・雑草密度の低減を図る。

- ①水稲の深水管理による雑草の発生低減並びに生育抑制
- ②藁や分解性資材等のマルチングによる雑草の発生低減並びに生育抑制
- ③焼き払いや堆肥発酵などの熱による枯殺

3. 生物的防除

アイガモの放飼や遊休農地への草食動物の放牧などをはじめ、カブトエビ等水生生物などの利用による生物的防除の積極的推進を図ることにより環境保全型農業を推進する。

本防除法は、除草剤をはじめ農薬の使用制限が生じる他、栽培管理コストの軽減を図る必要がある。

4. 化学的防除（除草剤）

適正な使用方法に基づく除草剤の使用により、地域の水系への流出防止やドリフトによる近隣作物への飛散防止を図るとともに、できる限り少ない成分と散布量で、持続的かつ高い効果が得られるよう、土壌や気象等の環境条件と対象草種の種類と発生量に応じた適切な栽培管理を行う。

水田・畑雑草の総合防除

雑草の防除方法には、除草剤による防除のほか耕種的防除・物理的防除・生物的防除がある。一般的に、除草剤を使用しない雑草対策は労力やコストが増えるため、経済性を考慮した上で技術導入する必要がある。

I 普通作物

1. 稲

(1) 水田雑草の総合防除

経営面積が大きい農業法人や大規模農家では除草剤を使用した雑草防除が一般的であるが、その他の防除方法として以下のものがある。これら防除法は、雑草の種類により効果が異なる。

	ノ ビ エ	コ ナ ギ	イ ヌ ホ タ ル イ	ク ロ グ ワ イ	オ モ ダ カ	ア ゼ ナ	キ カ シ グ サ	ミ ゾ ハ コ ベ	経 済 性	省 力 性
深水管理	○	△	△	－	－	－	－	－	○	△
2回代かき	△	×	－	－	－	－	－	－	○	△
秋冬耕起	－	－	－	△	△	－	－	－	○	△
冬期湛水	×	×	－	×	×	△	△	△	－	△
田畑輪換	－	－	－	－	△	－	－	－	－	－
機械除草	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
紙マルチ	○	○	○	－	－	○	○	○	×	△
アイガモ放飼	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×
米ヌカ散布	△	△	△	－	△	○	○	○	△	○

○：効果が高い △：効果がある ×：効果が低い －：不明

上記除草方法は当初の除草効果は高くても、年を経るごとに雑草が多くなり防除が困難になる場合があるので、種子や塊茎を増やさないよう除草方法を組合せるなどの対策を講じる。

(2) 水田雑草の耕種的防除

①深水管理

ノビエの発芽から3葉期までを水中に沈めておくと、ノビエが溶けて無くなるので水深20cm以上の湛水を続ける。

②2回代かき

1回目の代かき後に水田を湛水状態とし、2週間から1ヶ月後にもう一度代かきを行ってから田植えを行う。1回目の代かき後に発生してきた水田雑草を2回目の代かきで土中に埋め込む。

③秋冬耕起

稲刈後に水田を耕起する事により、残存した多年生雑草が新たな地下茎を作るのを防ぐ事ができる。また、厳冬期に耕起して地中にある多年生雑草の塊茎等を低温や乾燥に当てると、塊茎等の死滅が促進される。

④冬期湛水

冬期でも利水が可能な水田では、冬の間も落水せず湛水状態を続けると、いくつかの種類の雑草を減らす事ができる。

⑤田畑輪換

水稲の後作に麦大豆を栽培する事で、ほ場環境を換え水田雑草と畑地雑草それぞれの種子生産と発芽を抑える。

⑥機械除草

水稲の条間を除草機（乗用型・手押し型）で物理的に掻取る作業を行い、除草する。水稲を踏み倒さないよう留意する必要がある。また、水稲の株元付近や株間に雑草が残り易くなる。

⑦紙マルチ

専用田植機を使用して、紙マルチを田面に貼り付け、その上から水稲苗を植付ける。水稲が生育する間、水田内に立入る事ができない。

⑧アイガモ放飼

水田内にアイガモを1aあたり1羽の割合で放飼して、雑草を食べさせることにより除草する。

アイガモが水田内を動き回る時に、田面をかき混ぜることで抑草効果を発揮する。野犬などからアイガモを守るため水田周囲に柵を設置すると共に、夜間はアイガモを小屋に入れる。

⑨米ヌカ散布

米ヌカが田面を遮光して抑草する一方、米ヌカが腐敗する時に水田表面を酸欠状態にするため、雑草の出芽・伸長を抑える。十分な除草効果を上げるため、10a当たり150～200kgの米ヌカを準備し、水深を5cm程度にした水田に均一散布する。処理時期は田植後1～5日（ノビエ1葉期まで）を目安とする。処理後は水のかけ流しをしない。なお、この方法は処理後2週間程度に渡り強い腐敗臭を放つため、住宅隣接水田での処理は避ける。

(3) 水稲用除草剤の使用

①稲作経営形態別の水稲用除草剤利用の考え方

■平坦地を中心とした大規模経営体（組織・個別）

田植同時処理の可能な効果の高い初中期一発処理剤による対応を推進する。

- ・植代時はもちろん、やむを得ない場合を除き、中後期剤処理を省略する。
- ・田植同時処理が可能で散布効率並びに散布精度の高い製剤・包装規格の薬剤を選定する。

■中山間地域並びに第二種兼業農家等

初中期一発処理剤による対応を中心に推進する。

- ・植代から田植までの期間が短い場合（7日未満）は植代時処理を省略し、後発の雑草は中後期剤処理により対応する。
- ・水田の区画に応じてジャンボ剤やフロアブル剤等を適宜使用し省力化に努める。

②環境に配慮した水田除草剤の使用

■有効成分数を減らした除草剤処理の実施

丁寧な植代と畦塗りにより水田の水持ちを改善すると共に一発処理剤を的確に使用する。

- ・できる限り水管理の容易なほ場条件を作るとともに、初中期一発処理剤の効果を確認し、中後期除草剤は最小限の処理とする。
- ・雑草の多いほ場についても、可能な限り一発処理剤による除草を基本とする。
- ・復田直後等の雑草量が極めて多い場合は、非選択制除草剤による入水前処理や移植後における体系処理により雑草の密度軽減を図る。
- ・各ほ場に適した効果の高い除草剤を選択するとともに、有効成分数が少ない除草剤の選択に努め、中後期の取りこぼしは別途対応する。

■落水・掛け流しの自粛

極端な漏水田や減水深の大きい水田を除き、除草剤散布後7日間は給水を行わない。また、落水や掛け流しを自粛し、除草剤を水路に流出させない水管理を励行する。

(4) 水稲用除草剤の種類

- ①初期剤：植代後の土壌処理または土壌混和处理、及び移植後の土壌処理。残効はやや短い。植代時の処理は移植7日前までとなる。移植後の処理はノビエ1～1.5葉期までとなる。
- ②中期剤：土壌処理または茎葉兼土壌処理。一回処理の場合は移植後10～20日、初期剤との体系処理の場合は移植後20～25日となる。
- ③後期剤：1回目の防除の効果が低い場合に処理する茎葉処理剤。有効分げつ終止期～幼穂形成期の処理となる。薬液が十分に付着するよう落水処理する。

- ④一発処理剤：イネ科雑草と広葉雑草に有効な成分の組み合わせにより一年生雑草から多年生雑草までの幅広い効果と 40～45 日間の抑草期間を有する茎葉兼土壤処理剤。低成分で効果を発揮するため環境保全に適した除草剤として本県の主流を占めている。

(5) 処理の方法

湛水散布 [1キロ粒剤、顆粒水和剤]、原液湛水散布 [フロアブル剤]、田植同時散布機で施用 [1キロ粒剤、フロアブル剤、顆粒水和剤]、無人航空機による散布または滴下 [1キロ粒剤、フロアブル剤、少量拡散型粒剤、顆粒水和剤]、水田に小包装 (パック) のまま投げ入れる [ジャンボ剤]、湛水周縁散布 [少量拡散型粒剤]、水口施用 [フロアブル剤、顆粒水和剤]、落水散布 [茎葉処理剤]

■水稲用除草剤の処理後の動態 (粒剤の例)

- ①製剤から水中への有効成分の溶出
↓ 概ね1日で有効成分は溶出・拡散完了
- ②土壤への吸着
↓ 水の下方移行や土壤吸着力により土壤表層 (1 cm 以内) の有機物や粘土に吸着
- ③土壤と土壤溶液の吸着 [脱着平衡]
↓ 土壤溶液を介して約一週間、土壤と植物の間で吸着・脱着の平衡関係を保つ (土壤溶液中への溶出は少ない)
- ④植物体への吸着
↓ 茎葉または根部の表面へ吸着する。茎葉部は光・熱により、根部では微生物等により分解消失する。
- ⑤吸収
↓ 茎葉表面のワックス層やクチクラ層を透過して植物体内に、また根部吸着または溶液中薬剤は根部表面または水分とともに体内に吸収される。
- ⑥効果の発現

(6) 水稲用除草剤の種類別処理時期と処理方法

区分	作用機作	処理時期
土壤処理剤	除草剤が土壤表面に処理層 (濃度の高い層) を作り、そこから発生してくる植物または通過する植物部位に作用する。初期剤がこれにあたる。	植代後 ～移植直後
茎葉処理剤	薬剤が直接的に植物の地上部 (茎や葉) に作用する。中期剤及び後期剤がこれにあたる。	雑草生育期間
茎葉兼土壤処理剤	後期剤とともにその両方の効果を発揮できる除草剤である。一発処理剤などがこれにあたる。	移植時 ～雑草生育初期

(7) 水稲用除草剤の効果安定のための留意事項

- ①使用時期、使用量、適用土壌、処理量、使用方法等のいわゆる「使用基準」を厳守する。
- ②1キロ粒剤、フロアブル剤、ジャンボ剤など、剤の特性を十分把握して処理する。
- ③土壌処理剤または茎葉兼土壌処理剤は、田面水を利用して形成された均一な処理層により雑草を枯殺するので、
 - ・田面の均平化に努める。
 - ・漏水田は植代を丁寧に行うとともに、畦畔からの漏水を避けるため畦マルチなどの補強資材を活用する。
 - ・効果が低下し葉害を助長する散布後の落水、漏水及び掛け流しは行わない。
 - ・多量の降雨の場合、雑草に吸収される前に成分が流亡したり（茎葉処理剤）、オーバーフローなどによって成分が流失したりする（土壌処理剤）ので、気象情報に十分配慮して早めの処理を心がける。理想的には、減水深1 cm 以下、湛水深3～5 cm、有機物含量3～5 %で止め水ができるような土壌条件を作るように心がける。
- ④水田内に発生する雑草の種類と量を把握するとともに、冬耕起によって雑草の密度低下に努める。
- ⑤本県平坦地では収穫後の気温が高く雑草が再び発生してくるので、秋耕などの耕種的防除と非選択性茎葉処理剤の散布の組み合わせにより雑草の密度低減を図る。
- ⑥他の農薬との近接散布、除草剤との混用は行わないとともに、同一剤の長期連用を避ける。
- ⑦隣接ほ場や周囲の環境に十分配慮するとともに、一般河川の水質環境への影響を未然に防止するため、植代後の落水、移植後の落水、降雨や掛け流しによるオーバーフロー、空容器や袋の投げ捨て等には十分に注意する。

■「止水管理」の励行

止水管理とは、除草剤散布後7日間落水及び給水を行わず、その後通常の水管理に戻す管理方法を言う。散布後4日程度で減水し、2～3日田面が露出しても除草効果はほとんど低下せず、農薬の流出量は著しく減少させられる。ただし、以下の条件では除草効果が低下するので留意する。

○「止水管理」に向かない条件

- ・低温対策等で湛水条件を保つために給水が必要な水田
 - ・暗渠が壊れていたり、湛水しても翌日には田面が露出するような漏水田
 - ・重粘土壌のように田面が露出すると、ヒビ割れが生じ漏水しやすい水田
- 上記条件の水田においては使用基準に沿って適切な水管理を実施する。

⑧使用基準の表記方法（例）

作物名	適用雑草名	使用時期	適用土壌	10a 当たり 使用量	本剤の 使用回数	使用方法	適用地帯
移植水稲	水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ウリカリ、ミスガヤツリ（北海道を除く）、ハラモダカ（北海道、東北）、シズイ（東北）、オモダカ（関東・東山・東海）、クログワイ（東北、関東・東山・東海、近畿・中国・四国）、コキヤガラ（関東・東山・東海）、ヒルムシロ、セリ、アオイトロ・藻類による表層はく離（東北、関東・東山・東海を除く）	移植後 5 日～ノビエ 2.5 葉期 ただし、移植後 30 日まで	砂壤土 く 埴土	小包装（パック）10 個（400g）/10a	1 回	水田に小包装（パック）のまま投げ入れる。	全域の普通期栽培地帯及び早期栽培地帯

適用雑草名：使用するほ場の雑草の種類と生育量を確認して剤の選定を行う。

※ノビエ以外の一年生雑草については特別な場合を除き記載されない。

使用時期：水田除草剤の使用時期は移植日を基点にして移植前後の経過日数と代表的な水田雑草であるノビエの葉期で表示される。特に、近年の温暖化傾向に際し早めに散布することが重要である。

※初期除草剤で移植前の使用に適用がある薬剤には「植代後～移植 7 日前まで」等が表記されている。一部の薬剤を除き移植前に使用できる薬剤は移植時の落水による薬剤の流出抑止のため、移植 7 日前までに散布しなければならない。この場合、環境保全の観点から 7 日間の止水の励行に努めることとなるが、漏水の程度、土壌及び地域の水利条件などによりそれが困難な場合は、使用基準に沿って適切な水管理を実施する。

※初期除草剤で中期剤等との体系を前提とした使用の制限がある剤には、「（移植後に使用する除草剤との体系で使用）」と表記されている。

適用土壌：適用土壌は、砂、シルト、粘土の割合によって分類され、減水深とともに重要な適用条件である。特に、砂が多く減水深が大きい土壌で使用すると、土壌表面に処理層が形成されにくいため、除草効果の低下や薬害の発生が助長されるので注意する。

※適用土壌及び適用地帯について

「水稲用除草剤の登録における適用地帯・適用土壌の区分の廃止について（平成26年12月5日付け26消安第4365号消費・安全局農産安全管理課課長通知）」により、平成27年1月1日以降に登録申請された水稲用除草剤については、この区分が廃止されている。そのため使用の際には、ラベルの使用上の注意事項を十分に読むことが重要である。

総使用回数：収穫物への薬剤の残留回避のため、当該薬剤及びそれに含まれる各有効成分についてそれぞれ総使用回数を厳守する。

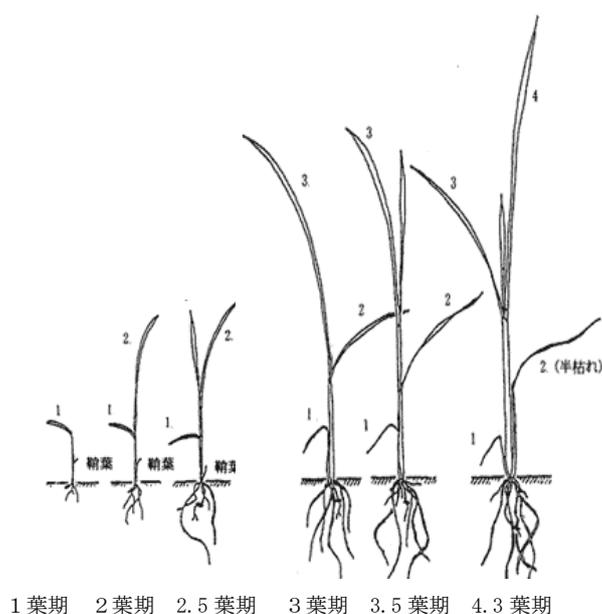
※ノビエ葉齢と移植後日数～「公益財団法人 日本植物調節剤研究協会」技術資料より～

「移植後5日～ノビエ3葉期 ただし、移植後30日まで」と表示されている場合、移植後5日から30日までが使用時期であり、使用時期の晩限として記される日数30日は作物残留試験に基づいて設定されている。しかし、除草効果を保証する使用時期の晩限はノビエの葉齢3葉期であるので、この時期までに散布しなければ効果が劣ることとなる。参考までにノビエの葉齢と移植後日数の目安は下記のとおりである。

なお、ノビエの葉齢は、発生した個体の平均的な葉齢ではなく、最高葉齢であるので注意する。

地域区分	移植区分	葉齢と移植後日数				
		1.0 葉期	1.5 葉期	2.0 葉期	2.5 葉期	3.0 葉期
関東・東海	早期	6日	9日	12日	15日	18日
	普通期	4日	6日	9日	11日	13日

(注) 気温、水温、日照、水深、代かきから移植までの期間によって葉齢は前後する。



■ S U抵抗性雑草への対策

①基本的考え方

- ・スルホニルウレア系除草剤（S U剤）は、低濃度で毒性が低いことに加え、広範囲の広葉雑草に高い除草効果を示すことから、環境保全型農業に不可欠な剤であった。しかし、近年非S U剤の効果の高い除草剤成分や、S U剤を混合していても抵抗性雑草に効果が期待できる除草剤が開発されているため、抵抗性雑草が確認された地域（ほ場）においては、抵抗性雑草に有効

な成分を含んだ除草剤に転換し、特定草種の拡大を防止するよう努める。

- ・現在、本県で確認されているSU抵抗性雑草は、イヌホタルイ、コナギ、アゼナ類であるが、コストの面、環境保全の面から考えれば非抵抗性雑草に対し有効成分を加えた剤に転換する必要はないため、高温傾向による雑草繁茂の好適条件も十分考慮の上、必ず抵抗性雑草か否かを確認の上、対策剤への転換を図ることとする。
- ・SU剤はクログワイやミズガヤツリなどの多年生雑草への除草効果が高いため、これらの多発田においては、特に十分に検討の上、剤の選定を行う。
- ・各地域の栽培暦では、定期的な剤の転換を図ることにより、抵抗性雑草の出現を未然に防ぐよう努める。

②SU抵抗性雑草に効果のある成分

カフェンストール (A:抵抗性アゼナ類, H:抵抗性ホタルイ, K:抵抗性コナギ)、クロメプロップ (A, H, K)、ナプロアニリド (A, K)、ビフェノックス (A, K)、プレチラクロール (A, K)、ベンゾフェナップ (A, K)、ベントザン (A, H, K)、ベンチオカーブ (A)、ペントキサゾン (A, K)、ピラゾレート (K)、ブロモブチド (H, K)、ベンゾビシクロン (H)、MCPB とシメトリンの混合剤 (A, H, K)、フェノチオールとシメトリンの混合剤 (A)、メフェナセット (K)、プレチラクロールとピラゾレートの混合剤 (H)

※公益財団法人 日本植物調節剤研究協会のホームページの技術情報には、除草剤抵抗性雑草とその防除について、実用化可能と判定された除草剤の情報が掲載されているので参考にする。

(8) 直播栽培における除草剤使用の基本的考え方

近年における直播栽培は、乾田直播栽培においても、湛水直播栽培においても高性能播種機の開発が進み、苗立ちや初期生育など、生育の安定性が高まってきたが、雑草防除に関して言えば、雑草の繁茂する条件はますます高まっていると考えられる。本県の場合も例外ではなく、転作率が大きいことと中山間地域を多く抱えることから顕著である。

そこで、直播栽培においては、水稻と雑草の発生が同時であり、場合によっては雑草の生育進度が早いことも考えられるため、除草剤として稲に対する安全性が高く、かつ生育の進んだ雑草にも効果の高いものを選択することが重要である。

直播栽培は様式が多様なため、防除法もそれに対応して、

- ①転作田の後作等で雑草の発生密度や発生量の多い場合は、予め栽培期間に入る前に、茎葉処理剤による雑草防除を実施しておく。
- ②播種後または入水後の初期除草剤は、適期に遅れないように散布する。この場合、播種後の日数だけでなく雑草の生育状況にも注意を払う。
- ③体系処理の場合は、播種後散布した後の雑草の発生状況により、移植栽培に準じて初期除草剤又は中期除草剤を用いる。

- ④多年生雑草が多い場合は、草種に対する効果の高い除草剤を用いる。
- ⑤乾田直播栽培は、発生期間が長期に渡ることが一般的であるため、播種直後を含めた乾田期及び入水後の防除を基本とする。
- ⑥SU抵抗性雑草への対策としては、SU抵抗性雑草に効く登録除草剤がない場合は、MCPBやベンダゾンを含む中期剤・後期剤を有効に用い、抵抗性雑草の発生軽減に努める。

(9) その他—特に注意すべき事項—

①シメトリン及びジメタメトリンを含む除草剤

(ア) 散布時が高温の場合、または処理後数日以内に、梅雨明けなどで気温が上昇すると（最高気温がおよそ 30℃）薬害の発生の危険性が大きくなり、さらに次の条件が重なった場合には、薬害が出やすくなるため使用を避け、非シメトリン系除草剤を選択する。

○稲体の条件：老化及び軟弱苗、活着不良のとき

○水田の条件：砂質土壌、漏水の大きい水田、整地不均一な水田、天水田、強還元田及び未熟有機物多施用田（多量の生わらを秋冬期に分解促進を図らなかった場合）

○水管理条件：使用時に極端な浅水及び7～8cm以上の深水

(イ) 薬剤を適期に使用すると同時に、特に重複散布しないよう均一に散布する。

(ウ) シメトリン剤は散布後田面から薬剤が蒸発し、気象条件等で滞留した場合、きゅうり等に薬害を生ずる恐れがあるので、きゅうり等が栽培されているほ場に隣接した水田での使用を避ける。（モリネート剤についても同様に注意する）

②MCP(B)を含む除草剤

(ア) MCP(B)混合剤の早期使用は、生育抑制（ロール葉の発生など）の恐れがあり、特に低温時には被害が著しいので、冷水田や低温の年には使用を避ける。

③ベンダゾンを含む除草剤

(ア) 薬剤の特徴

ミズガヤツリ、ホタルイ、ウリカワ、ヘラオモダカ、クログワイ等多年生雑草の生育期の使用で優れた効果を示し、稲体に対しては薬害の恐れが少ない。また、雑草根部、茎葉部のいずれからも体内に吸収されて雑草を枯殺する。イネ科の植物には、体内で速やかに不活化されるので、稲体と多年生雑草の間で優れた選択性を示す。

ベンダゾン剤は水中への溶解度が大きく、水の移動によって流亡し易いので、漏水田及び深水田での使用は効果が劣る。また、減水深 1.5cm/日以上もあるよ

うな水田では、粒剤より水和剤の方が安定した効果を示す。

(イ) 使用上の注意

○ベンタゾン剤は、イネ科雑草には効果がないので、多年生雑草及び一年生広葉雑草の防除を目的として使用する。また、イネ科雑草には他の除草剤との体系防除を行う。

○粒剤の使用方法

- a. 水の出入りを止め、落水（足跡に水がある程度）して、均一に散布する。
- b. 散布後少なくとも72時間はそのままの状態を保ち、入水、掛け流しはしない。また、降雨があっても落水しないようにする。
- c. 減水深1.5cm/日以内の水田で使用し、漏水の激しい水田では使用しない。

○液剤の使用方法

- a. 散布前日に完全落水し、雑草の茎葉全体によく付着するように散布する。
- b. 稲体には薬害はないが、稲体にかかると、雑草にかかる薬量が少なくなるので、雑草をめがけて散布する。
- c. 晴天の日の効果が高いが、異常高温時には薬害が出やすいので、散布を避ける。

(ウ) 散布後少なくとも72時間は水を入れない。

(エ) 多年生雑草は、生育段階によって効果に差が出るので、必ず適期に散布するように注意する。

④モリネートを含む除草剤

(ア) 使用上の注意

モリネート剤は魚毒性があるので、使用に当たっては次のことに留意する。

- ・本剤の処理水が養魚池、養魚田に流れ込むおそれのある水田では使用しない。
- ・散布後4～5日間は湛水状態を保つようにする。
- ・畦畔の不備などにより処理水が流出しないようにする。

⑤ベンチオカーブを含む除草剤

(ア) 使用上の注意

ベンチオカーブ剤の連用及び多量施用等は生育障害（わい化症）を生ずることがあるので次の点に留意する。

- ・乾田状態のみの使用を遵守するとともに、連用及び多量施用を避ける。

(イ) 未熟有機物（生わら、鶏ふん等）の多施用田、透水性不良等の強還元田では使用を避ける。

(10) 水稲作耕起前、畦畔・休耕田における除草剤使用の基本的考え方

近年、水稲作の担い手不足が叫ばれる中で、畦畔や用水路の管理はもちろん、水田の本田においても遊休農地が拡大し、雑草防除を中心とした水田管理が重要な課題となっている。特に、高齢化が進展している中山間地域においては深刻で

ある。また、米の生産調整の拡大とともに、保全管理水田が遊休農地化し、雑草の繁茂した水田の増加に繋がっており、優良水田への復田は容易ではない。したがって、耕耘、湛水による耕種的防除や放牧による物理的防除等、遊休農地の解消に向けた地域ぐるみの取組みを進めるとともに、有効な除草剤の施用による雑草の密度軽減を含めた適正な防除に努めることとする。

①春耕起前防除

- ・ 水稻の作付け前の雑草繁茂が著しい場合は、非選択性の茎葉処理剤を散布して密度低減を図る。
- ・ 生育量が小さい場合は耕起による防除を主体に検討するが、ミズガヤツリ、キシユウスズメノヒエなど低温でも発生・生育する多年生雑草に対しては、移行性の茎葉処理剤を事前に散布する。

②秋季水稻刈り跡防除

- ・ 水稻の刈り跡に、雑草が再生して種子や塊茎などの繁殖体を多く形成する場合は、刈取りや秋耕などの耕種的防除に加え、非選択性の茎葉処理剤を散布する。
- ・ 特に、早期栽培はもちろん、岐阜・西濃地域のように、普通期栽培においても稲の収穫後の気温が高く、雑草密度の多い地域では除草剤を施用する。

③水田難防除雑草（クログワイ等）対策

- ・ 耕種的防除：秋冬期に反転耕起を実施し、塊茎を乾燥、凍結させる。
- ・ 中期剤（SM剤含有）あるいはベンダゾン剤（特に液剤）が有効。一発除草剤（スルホニルウレア系：ピラゾスルフロンメチル、ベンスルフロンメチル、イマゾスルフロン等）と初期剤との体系処理や連年施用により高い効果が期待できる。

④水田難防除雑草（ヒレタゴボウ）対策

- ・ 丁寧な植代と畦塗りにより水田の水持ちを良好にし、田面を露出させない水管理に努める。
- ・ 水田内に侵入させない事を第一とし、初発を認めた水田では速やかに発生株を除去する。
- ・ 中干し後に発生する事が多いため、中干し直後にベンダゾン剤を処理する。

2. 畑作物

（1）畑雑草の総合防除

畑雑草は水田よりも多様で、年間を通じて発生が見られる。防除にあたっては雑草の生理生態的特性、雑草群落の動向、作物と雑草との相互作用を鑑みて、対

策を講じる。耕種的防除として麦大豆における田畑輪換、大豆での中耕、野菜ではビニールマルチやリビングマルチなどが挙げられる。

① 田畑輪換

麦大豆の後作に水稻を栽培する事で、ほ場環境を換え畑地雑草と水田雑草それぞれの種子生産と発芽を抑える。

② 中耕

中耕は、作物の株間や条間を浅く耕起する作業。作物の栽培期間中に発芽してきた雑草を土中に埋め込む事により雑草繁茂を抑制する。さらに、土壌を軟らかくするため根張りが良くなったり、土壌の通気性が改善されるため根粒菌など土中に生息する微生物の活動を促す効果がある。作物の生育が進んでから中耕作業を行うと、断根が増えるため、生育初期を中心に実施する。大豆においては播種後 25～30 日を作業時期の目安とする。

③ ビニールマルチ

野菜栽培において、成形した畝表面をビニールマルチや切りワラで被うと地表面が遮光され抑草できる。それ以外にも、地温確保、畝の水分保持、病害予防などに効果があるとされている。一般的に黒色マルチを使用する事が多いが、マルチの色は透明・緑・銀など多様であり特徴も異なるので、効果を踏まえた上で資材の選択をすると良い。また、素材はビニールだけでなく紙など天然物由来の生分解性マルチもある。

	雑草抑制	地温上昇	地温上昇抑制	害虫飛来防止等
透明マルチ	×	◎		
黒マルチ	◎	△		
銀マルチ			○	○
緑マルチ	△	○		
白黒マルチ	○		◎	

◎：非常に効果が高い ○：効果が高い △：効果がある ×：効果が乏しい

④ リビングマルチ

畑作物や野菜栽培において、栽培作物とは別に収穫を目的としない被覆植物（クローバーやオオムギなど）を間作し、地表面を日陰とする事で雑草の発芽や生育を抑える技術。雑草害を抑制する以外にも、土壌の水分保持や緑肥効果も期待でき栽培作物の単収が増えたり、減肥が可能となる場合もある。

(2) 畑作物用除草体系の方針

畑作物における雑草防除は、耕種的防除との組合せや使用除草剤の作用性などに基づき、経済性も考慮した上で薬剤の選択、使用時期、使用量などを踏まえて総合的に実施する。

(3) 畑作物用除草剤使用上の注意事項

- ・除草剤の土壌中での移動性、温度による作用力等の特性をよく把握し、適用作物、使用時期、適用土壌（平成 27 年 1 月 1 日登録以降は、当該区分がない）等の使用基準を遵守する。
- ・残効性の長い除草剤の使用に当たっては後作物との関係を考慮する。
- ・除草効果を高めつつ薬害を回避するため、碎土は丁寧に行う。また、播種作業に当たっては適正な覆土量とし、均一にかける。
- ・土壌が乾燥している場合は、作物の出芽促進上からも播種覆土時に鎮圧するとよい。
- ・土壌処理剤を使用する場合は、播種覆土直後に使用する。これは、播種直後のほ場は比較的適当な水分であるため除草効果が上がりやすいことと、降雨により処理適期を逸することが少ないためである。
- ・薬液の均一散布に心がける。このため散布ノズルは長棹多頭口がよく、二重散布にならないよう散布方法についても留意する。
- ・茎葉処理剤では、雑草が大きく、しかも雑草の発生量が多い場合は除草効果が劣るので適期を失しないように処理する。
- ・散布に当たっては、風などにより周辺作物へ飛散しないように留意する。
- ・除草剤使用に用いる噴霧器や容器等は、可能であれば除草剤専用のものを準備するとよい。

■埋土種子量の減少対策

雑草の発生源としての埋土種子量の減少をはかるため、新たな種子の増加を防止するとともに、現存している種子を不耕起やプラウ耕などで減らすように努める。

- 一年生雑草の寿命：メヒシバ、ヒメイヌビエなどは 3～5 年、カヤツリグサ、シロザ、ツユクサなどは 10 年以上とされる。
- 土壌中における種子の最大出芽深度：ツユクサとヒメイヌビエは 10cm、

メヒシバ、オオイヌタデは5 cm、シロザ、スベリヒユ、カヤツリグサなどは3 cm以下とされる。

雑草種子を発芽させずに死滅させる方法は、一般的に通常の土壌管理では難しく、さらに効果発現までに長期間を要するが、雑草の種子期間は比較的長く、また作物が作付されていない場合もあるため、様々な種子軽減対策を講じることができる。

雑草種子は、休眠が覚醒し環境条件が整えば発芽し、一部は成熟して種子を生産するが、大部分は除草作業により防除され、種子を生産せずに枯死させることができる。

雑草にとって発芽から定着までの出芽期間は、環境の変動に対して最も弱い時期であり、除草剤等の効果も高く防除しやすい。

種子量の減少に最も有効な方法の一つは、積極的に休眠を覚醒させ、発芽あるいは出芽を促すことである。

一般的に行われる中耕・培土は、生育中の雑草を切断・埋没などの効果により防除すると同時に、新たな雑草の発生を促すことで雑草の埋土種子の減少に有効である反面、その後に発生する雑草の防除対策を怠ると逆効果になることもあるので注意する。

(4) 麦類における除草体系

麦類栽培における一般的な除草体系は、播種後出芽前に施用する土壌処理除草剤の散布である。

除草剤の効果を高め薬害を回避するためには、碎土を丁寧に行う必要がある。なお、播種後しばらくして一年生イネ科雑草と広葉雑草が混在する場合、麦葉齢2葉期～3葉期以降に茎葉処理除草剤の散布を行う。

■非選択性茎葉処理剤成分（播種前）

グリホサート、グルホシネートなど

■播種後土壌処理剤成分（生育初期処理剤）

トリフルラリン、プロメトリン・ベンチオカーブ、ペンディメタリン、リニュロン、DCMU、IPCなど

■茎葉処理剤成分（生育期）

アイオキシニル、チフェンスルフロメチル、ピラフルフェンエチル、ベンタゾンナトリウム塩など

(5) 豆類（種実）における除草体系

大豆等の夏の畑作物の場合、雑草防除を怠れば収量が40%にまで減少すると言われるほど雑草の影響が大きい作物である。

特に、大豆は播種時の湿害などにより初期生育が不良、緩慢になると雑草の繁茂を抑制できずその後の生育に大きな障害となることから、とりわけ大豆自体の初期生育と初期の雑草防除は、大豆全体の成否に関わる重要な要因である。

除草剤使用に対する注意事項は以下のとおり。

- ・除草剤の効果を高めるために、大豆の初期生育の確保が重要であるので、麦跡大豆の場合は前作の麦類の収穫を含め、その後のほ場の排水性を維持する。
- ・播種作業と同時に除草剤を散布することが多いので、播種時や今後予想される天候には十分に注意する。
- ・雑草を完全に枯殺するに要する期間が除草剤により異なるため、十分に確認し、誤って再散布などしないように注意する。
- ・転換畑初年目のほ場では当初ノビエなどのイネ科やカヤツリグサが多く、その後徐々に広葉雑草が増えてくるので、除草剤の選定に配慮する。
- ・イネ科雑草を選択的に枯殺する除草剤は、イネ科雑草の優占ほ場で使用し、広葉雑草及びカヤツリグサが混在する場合は、これらの雑草に有効な除草剤との体系で使用する。
- ・通常、大豆作での要雑草防除期間は40日程度であり、一般的には播種直後に除草剤（土壌処理剤）の散布を行い、その後発生した雑草に対しては中耕培土により対処するが、早めの畦間処理剤の散布も有効である。
- ・梅雨が長引くなどの理由で播種を遅らせた場合は、狭畦無中耕無培土栽培を採用することが多く、特に晩播適性の高いフクユタカにおいては比較的生産性も安定しやすい。しかし、一度雑草の発生を見ると中耕・培土作業が困難であるため雑草が繁茂しやすい。こうなった場合は茎葉処理除草剤を有効に活用して早めの対策を講じる。

■非選択性茎葉処理剤（播種前）

グリホサート、グルホシネート、など

■播種後土壌処理剤

アラクロール、トリフルラリン、プロメトリン・ベンチオカーブ、メトラクロール、ベンチオカーブ・ペンディメタリン・リニュロン、ジメテナミド・リニュロン、DCMU、など

■茎葉処理剤（生育期）

キザロホップエチル、クレトジム、セトキシジム、フルアジホップ、ベンタゾン

■茎葉処理剤（生育期の畦間処理）

グルホシネート、など

近年、一年生雑草の帰化アサガオ類が水田転換畑を中心にまん延しており、難防除雑草として大きな問題となっている。1800年代にはマルバルコウが確認されており、最近確認が相次いでいるアメリカアサガオやホシアサガオ等は1950年代に輸入牧草や輸入堆肥からの侵入が原因とされているが、定かではない。面的な拡大については、一般的に畦畔から侵入することが多く、収量や品質への影響の他、収穫等の作業性の低下も問題視されており、その防除法の確立が急務とされている。

①県内で確認されている主なアサガオ類

マルバルコウ、マメアサガオ、ホシアサガオ、アメリカアサガオ

②主な生態

- ・アサガオ類はヒルガオ科の一年生雑草で、サツマイモと同じ仲間である。
- ・子葉展開期に湛水すると、アメリカアサガオ、マルバアメリカアサガオは死滅し、マメアサガオは生育が抑制される。
- ・水田でのアサガオ類は中干し時に出芽発生し、その後湛水しても枯死せず、水稻収穫時に種子を生産する。この種子が休眠の浅深に関係なく、翌年以降の大豆作時に出芽することにより大きな被害を及ぼす。水稻栽培中アサガオ類には登録のある除草剤もなく、現在は防除が困難である。まずは畦畔に発生しているアサガオ類の防除を徹底するとともに、転換畑作時に発生軽減を図る他手段はない。

③防除の基本

- ・除草剤は100%の防除効果が期待できないため「播種前（刈跡処理）＋土壌処理＋生育期処理」の体系処理を基本とする。
- ・麦の刈跡など「大豆の播種前」にアサガオ類が発生している場合は、グリホサートなど非選択性茎葉処理剤を散布する。
- ・土壌処理剤は、フルミオキサジン水和剤などアサガオ類に効果が期待できる剤を選択する。
- ・大豆生育中における茎葉処理は、アサガオ類の葉令が若いうち（つるが伸び始める頃）にベンダゾンなど生育期除草剤を処理すると防除効果が高くなる。またアサガオ類発生後に処理する茎葉除草剤は根元まで十分に散布すること。

(5) 用語解説

用 語	解 説
総合防除	有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うもの（植物防疫法第22条第2項）。
有害植物	真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びにウイルスであって、直接または間接に有用な植物を害するもの。（植物防疫法第2条第2項）
有害動物	昆虫、ダニ等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であって、有用な植物を害するもの。（植物防疫法第2条第3項）
指定有害動植物	有害動物又は有害植物であって、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別な対応を要するものとして、農林水産大臣が指定するもの。（植物防疫法第2条第1項）
ぎふ清流GAP評価制度	令和2年11月、前身となる「ぎふクリーン農業（化学肥料及び化学合成農薬を30%以上削減する栽培）」で培った食品安全や環境保全の理念を継承し、県が創設したGAP制度。 農場現場において、適正な農業を実践するために、食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農場で起こりうるリスクを洗い出し、その改善状況を第三者機関が評価する。
岐阜県みどりの食料システム推進計画	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」に基づき、県農業の新たな課題に向け、環境負荷低減活動の施策や目標を定めた計画
みどりの食料システム戦略	生産・加工・流通・消費に至るサプライチェーン全体で、環境負荷低減に向けた革新的な技術・生産体系の開発と実装などを推進することにより、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す政府方針。 2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大する目標などが掲げられている。
岐阜県有機農業推進計画	有機農業を推進するための基本的な方向や施策に関する計画
有機農業	「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」において、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り提言した農業生産の方法を用いて行われる農業

岐阜県スマート農業推進計画 (第2期)	本県農業の特徴を踏まえた営農類型ごとのスマート農業技術や導入効果を示すとともに、県が重点的に取り組む施策を示した計画
------------------------	--

(6) 関係法令、通知

- ・ 植物防疫法
- ・ 農薬取締法
- ・ 種苗法
- ・ 岐阜県農薬安全使用に関する指針
- ・ 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係るガイドライン

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）

第一章 総則

（法律の目的）

第一条 この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物の発生を予防し、これを駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「植物」とは、顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物（その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む。）で、次項の有害植物を除くものをいう。

2 この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びにウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。

3 この法律で「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいう。

4 この法律で「登録検査機関」とは、第十条の四第一項の規定により農林水産大臣の登録を受けた者をいう。

（植物防疫官及び植物防疫員）

第三条 この法律に規定する検疫又は防除に従事させるため、農林水産省に植物防疫官を置く。

2 植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため、農林水産省に植物防疫員を置くことができる。

3 植物防疫員は、非常勤とする。

（植物防疫官の権限）

第四条 植物防疫官は、有害動物若しくは有害植物であることの疑いのある動植物（以下この項において「疑いのある動植物」という。）又は有害動物若しくは有害植物が付着しているおそれがある植物、土若しくは農機具その他の農林水産省令で定める物品（以下「指定物品」という。）若しくはこれらの容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両又は航空機に立ち入り、当該疑いのある動植物並びに当該植物、土及び指定物品並びにこれらの容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該疑いのある動植物若しくは当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装を無償で集取することができる。

2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認めた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該有害動物若しくは有害植物を所有し、若しくは管理する者に対し、その廃棄を命じ、又は当該植物、土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船舶、車両若しくは航空機を所有し、若しくは管理する者に対し、その消毒を命ずることができる。

3 前項の場合には、第二十条第一項の規定を準用する。

4 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（証票の携帯及び服制）

第五条 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前条第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 植物防疫官の服制は、農林水産大臣が定める。

第二章 国際植物検疫

（検疫有害動植物）

第五条の二 この章で「検疫有害動植物」とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植

物であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産省令で定めるものをいう。

- 一 国内に存在することが確認されていないもの
 - 二 既に国内の一部に存在しており、かつ、この法律その他の法律の規定によりこれを駆除し、又はそのまん延を防止するための措置がとられているもの
- 2 農林水産大臣は、前項の規定による農林水産省令を定めようとするときは、あらかじめ、有害動物又は有害植物の性質に関し専門の学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

(輸入の制限)

第六条 輸入する植物(栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)又は指定物品(検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下この章において「検疫指定物品」という。)及びこれらの容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。ただし、次に掲げる植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装については、この限りでない。

- 一 植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装であるためこの章の規定により特に綿密な検査が行われるもの
 - 二 農林水産省令で定める国から輸入する植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの
- 2 農林水産省令で定める地域から発送された植物又は検疫指定物品で、第八条第一項の規定による検査を的確に実施するため当該植物の栽培の過程で特定の検疫有害動植物が付着していないことその他の農林水産省令で定める基準に適合していることについてその輸出国で検査を行う必要があるものとして農林水産省令で定めるものについては、前項の規定によるほか、輸出国の政府機関によりその検査の結果当該基準に適合していることを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。この場合においては、同項ただし書(第一号を除く。)の規定を準用する。
- 3 植物、検疫指定物品及び次条第一項に規定する輸入禁止品は、郵便物として輸入する場合を除き、農林水産省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸入してはならない。
- 4 植物、検疫指定物品及び次条第一項に規定する輸入禁止品は、小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物(次項において「信書便物」という。)としては、輸入してはならない。
- 5 植物、検疫指定物品又は次条第一項に規定する輸入禁止品を小形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は信書便物として受け取った者は、遅滞なく、その現品を添えて植物防疫所に届け出なければならない。
- 6 第一項本文又は第二項の農林水産省令を定める場合には、前条第二項の規定を準用する。

(輸入の禁止)

第七条 何人も、次に掲げる物(以下「輸入禁止品」という。)を輸入してはならない。ただし、試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用(第九条第三項各号において「試験研究等用途」という。)に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるもの
- 二 検疫有害動植物

三 土又は土の付着する植物

四 前各号に掲げる物の容器包装

- 2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に許可の申請をしなければならない。
- 3 農林水産大臣は、前項の申請に係る輸入禁止品の輸入後においてこれを管理する施設が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときでなければ、第一項ただし書の許可をしてはならない。
- 4 第一項ただし書の許可を受けた場合には、同項ただし書の許可を受けたことを証する書面を添付して輸入しなければならない。
- 5 第一項ただし書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を付することができる。
- 6 農林水産大臣は、第一項ただし書の許可に係る第三項の施設が同項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は第一項ただし書の許可を受けた者が前項の規定により付された条件に違反したときは、当該第一項ただし書の許可を取り消し、又は当該輸入禁止品の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 7 第一項第一号の農林水産省令を定める場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

(輸入植物等の検査)

第八条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装につき、原状のまま、植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物（農林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。第七項及び次条において同じ。）があるかどうかについての検査を受けなければならない。ただし、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による検査は、第六条第三項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。ただし、特別の事由があるときは、農林水産大臣が定める基準に適合するその他の場所のうち植物防疫官が指定する場所で行うことができる。
- 3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立って検査を行うことができる。
- 4 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。
- 5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、日本郵便株式会社の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。
- 6 前項の規定による検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて植物又は検疫指定物品を包有しているものを受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出て、植物防疫官の検査を受けなければならない。
- 7 農林水産省令で定める種苗については、植物防疫官は、第一項、第三項、第五項又は前項の規定による検査の結果、検疫有害動植物があるかどうかを判定するためなお必要があるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該植物の所有者に対して隔離栽培を命じてその栽培地で検査を行い、又は自ら隔離栽培を実施することができる。
- 8 植物防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗ってきた者に対して、その携帯品（第一項又は第三項の規定による検査を受けた物を除く。）のうちに植物、検疫指定物品又は輸入禁止品が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

(廃棄、消毒等の処分)

第九条 前条の規定による検査の結果、検疫有害動植物があつた場合は、植物防疫官は、その植物若しくは検疫指定物品及びこれらの容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれらを所有し、若しくは管理する者に対して植物防疫官の立会いの下にこ

れらを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

- 2 植物防疫官は、第六条第一項から第五項まで若しくは前条第一項若しくは第六項の規定に違反して輸入された植物若しくは検疫指定物品及びこれらの容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれらを所持している者に対して植物防疫官の立会いの下にこれらを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができる。同条第七項の規定による隔離栽培の命令の違反があつた場合において、その違反に係る植物についてもまた同様とする。
- 3 第七条第一項の規定に違反して輸入された輸入禁止品があるときは、植物防疫官は、これを廃棄する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 植物防疫官が当該輸入禁止品を試験研究等用途に供する場合
 - 二 輸入禁止品を試験研究等用途に供することについて農林水産大臣の許可を受けた者に対し、当該輸入禁止品を当該許可に係る用に供させるために譲り渡す場合
- 4 第七条第一項の規定に違反して輸入禁止品を輸入した者は、当該輸入禁止品について前項第二号の許可を受けることができない。
- 5 前条の規定による検査の結果、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装が第六条第一項及び第二項の規定に違反せず、輸入禁止品に該当せず、かつ、これらに検疫有害動植物がないと認めるときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしなければならない。
- 6 第三項第二号の許可には、第七条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「輸入後」とあるのは「譲渡し後」と、同条第五項中「輸入の方法、輸入後の管理方法」とあるのは「譲渡し後の管理方法」と読み替えるものとする。

(輸出植物等の検査)

第十条 輸入国がその輸入につき、植物検疫に係る輸出国の検査証明を必要としている植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者は、当該植物又は物品及びこれらの容器包装につき、植物防疫官から、これらが当該輸入国の要求の全てに適合していることについての検査を受け、かつ、第三項の植物検疫証明書の交付を受けた後でなければ、これらを輸出してはならない。

- 2 前項の規定による検査は、植物防疫所で行う。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、当該植物又は物品の所在地において行うことができる。
- 3 植物防疫官は、第一項の規定による検査の結果、その植物又は物品及びこれらの容器包装が当該輸入国の要求の全てに適合していると認めるときは、植物検疫証明書を交付しなければならない。
- 4 植物防疫官は、輸入国の要求に応ずるため、必要があると認めるときは、前項の植物検疫証明書の交付を受けた物について更に検査をすることができる。
- 5 第一項及び前項の規定にかかわらず、植物防疫官は、登録検査機関が、第十条の四第一項の規定による登録に係る検査において輸入国の要求に適合している旨の確認をした植物又は物品及びこれらの容器包装については、農林水産省令で定めるところにより、第一項又は前項の規定による検査の一部を行わないことができる。
- 6 植物防疫官は、本邦から出国する者に対して、その携帯品（第一項の規定による検査を受けた物を除く。）のうちに同項に規定する物が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。

(登録検査機関の登録)

第十条の二 登録検査機関の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる検査の区分により、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

- 一 植物の栽培地における検査
- 二 消毒に関する検査
- 三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査
- 四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査
- 五 その他農林水産省令で定める検査

(欠格条項)

第十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十条の十五第一項から第三項までの規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の日前三十日以内にその取消に係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消の日から二年を経過しないものを含む。）
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の基準)

第十条の四 農林水産大臣は、第十条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

- 一 登録に係る検査（以下この章（第十一条第一項を除く。）において単に「検査」という。）を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが検査を行うこと。
- 二 農林水産省令で定める技術上の基準に適合している機械器具その他の設備を用いて検査を行うものであること。
- 三 検査の業務（以下「検査業務」という。）の公正な実施を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合する体制が整備されていること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録検査機関が行う検査の区分
- 四 登録検査機関の主たる事務所の所在地
- 五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

(登録の更新)

第十条の五 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
- 3 農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(変更登録)

第十条の六 登録検査機関は、第十条の四第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

- 2 前項の変更登録（以下この条及び第十条の十五第二項第五号において単に「変更登録」という。）を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

3 第十条の三及び第十条の四の規定は、変更登録について準用する。

(検査の義務)

第十条の七 登録検査機関は、検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該検査を行わなければならない。

2 登録検査機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める技術上の基準に適合する方法により検査を行わなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第十条の八 登録検査機関は、第十条の四第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務規程)

第十条の九 登録検査機関は、検査業務に関する規程（以下この章において「業務規程」という。）を定め、検査業務の開始前に、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、検査の実施方法、検査に関する料金の算定方法その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第十条の十 登録検査機関は、農林水産大臣の許可を受けなければ、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による許可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十条の十一 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項第一号及び第三号並びに第四十五条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 第十条第一項に規定する者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(秘密保持義務等)

第十条の十二 登録検査機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並びにこれらの者であつた者は、その検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 登録検査機関及びその職員で検査業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第十条の十三 農林水産大臣は、登録検査機関が第十条の四第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録検査機関に対し、当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十条の十四 農林水産大臣は、登録検査機関が第十条の七の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う検査が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、検査を実施すべきこと又は検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、第十条の九第一項の認可をした業務規程が検査業務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、当該業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十条の十五 農林水産大臣は、登録検査機関が第十条の三各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条の七、第十条の八第一項、第十条の九第一項、第十条の十第一項、第十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

二 第十条の九第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで検査業務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第十条の十一第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により登録若しくはその更新又は変更登録を受けたとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録検査機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその検査業務を開始せず、又は一年以上継続してその検査業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(帳簿の記載等)

第十条の十六 登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録検査機関以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

第十条の十七 登録検査機関以外の者は、その行う業務が検査に関するものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

(登録検査機関に対する報告の徴収等)

第十条の十八 農林水産大臣は、第十条から前条までの規定の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、当該登録検査機関の事務所、事業所その他検査業務を行う場所に立ち入り、検査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第四条第四項の規定は、第一項の規定による立入検査及び質問について準用する。

(委任規定)

第十一条 この章に規定するものの外、検査の手続及び方法並びに検査の結果行う処分の基準は、農林水産大臣が定めて公表する。

2 前項の場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

第三章 国内植物検疫

(国内検疫)

第十二条 農林水産大臣は、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物のまん延を防止するため、この章の規定により検疫を実施するものとする。

(種苗の検査)

第十三条 農林水産大臣の指定する繁殖の用に供する植物（以下「指定種苗」という。）を生産する者（以下「種苗生産者」という。）は、毎年その生産する指定種苗について、その栽培地において栽培中に、植物防疫官の検査を受けなければならない。

2 植物防疫官は、前項の検査のみによつては有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止する目的を達することができないと認めるときは、指定種苗の栽培前若しくは採取後における検査をあわせて行うことができる。

3 植物防疫官は、第一項又は前項の規定による検査の結果、指定種苗に農林水産大臣の指定する有害動物及び有害植物がないと認めるときは、当該種苗生産者に対して、合格証明書を交付しなければならない。

4 指定種苗は、前項の合格証明書又は植物防疫官の発行するその謄本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。

5 植物防疫官は、第一項又は第二項の規定による検査により、第三項の有害動物又は有害植物があると認めるときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要と認める事項を口頭又は文書により指示しなければならない。

6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従つて必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第一項又は第二項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。

7 第一項の指定をする場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

(廃棄処分)

第十四条 植物防疫官は、前条第四項の規定に違反して譲渡され、譲渡を委託され、又は移出された指定種苗を所持している者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

(手数料の徴収及び委任規定)

第十五条 農林水産大臣は、第十三条第一項の規定により検査を受ける者から、検査の実費をこえない範囲内において農林水産省令で定める額の手料を徴収することができる。

2 第十一条の規定は、第十三条第一項又は第二項の検査について準用する。

(適用除外)

第十六条 次に掲げる指定種苗については、第十二条から前条までの規定は適用しない。

- 一 農林水産大臣の指定する地域で生産される指定種苗
- 二 都道府県又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が生産し、かつ、農林水産大臣の定める基準に従つて自ら検査する指定種苗
- 三 種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗

(植物等の移動の制限)

第十六条の二 農林水産省令で定める地域内にある植物又は指定物品で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地

域への移動を制限する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、植物防疫官が、その行う検査の結果有害動物又は有害植物が付着していないと認め、又は農林水産省令で定める基準に従って消毒したと認める旨を示す表示を付したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2 前項の農林水産省令を定める場合には、第五条の二第二項の規定を準用する。

(植物等の移動の禁止)

第十六条の三 農林水産省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の農林水産省令を定める場合には第五条の二第二項の規定を、前項ただし書の場合には第七条第二項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「輸入禁止品の輸入後」とあるのは「植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の移動後」と、同条第四項中「輸入しなければ」とあるのは「移動しなければ」と、同条第五項中「輸入の方法、輸入後の管理方法」とあるのは「移動の方法、移動後の管理方法」と、同条第六項中「輸入禁止品」とあるのは「植物、有害動物若しくは有害植物若しくは土及びこれらの容器包装」と読み替えるものとする。

(船舶等への積み込み等の禁止)

第十六条の四 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は前条第一項の規定に違反して植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所有し、又は管理する者に対し、船舶、車両若しくは航空機にこれらの物品の積み込み若しくは持込みをしないよう、又は船舶、車両若しくは航空機に積み込み若しくは持込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることができる。

(消毒又は廃棄処分)

第十六条の五 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定に違反して移動された植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装を所持する者に対して、これらの消毒若しくは廃棄を命じ、又は自らこれらを消毒し、若しくは廃棄することができる。

第三章の二 侵入調査

(侵入警戒有害動植物)

第十六条の六 この章で「侵入警戒有害動植物」とは、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与え、又は有用な植物の輸出を阻害するおそれがある有害動物又は有害植物であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産大臣が指定するものをいう。

- 一 国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入を特に警戒する必要があるもの
- 二 既に国内の一部の地域に存在しており、かつ、国内の他の地域への侵入を特に警戒する必要があるもの

(侵入調査事業)

第十六条の七 農林水産大臣は、侵入警戒有害動植物の国内への侵入又は国内での分布の状況を調査する事業（以下「侵入調査事業」という。）を行うものとする。

2 都道府県は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、侵入調査事業に協力しなければならない。

(通報義務)

第十六条の八 侵入警戒有害動植物が、新たに国内に侵入し、又はまん延するおそれがあると認めた者は、遅滞なく、その旨を植物防疫所長又は都道府県知事に通報しなければならない。

第四章 緊急防除

(防除)

第十七条 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合、又は有害動物若しくは有害植物により有用な植物の輸出が阻害されるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。ただし、森林病虫害等について、別に法律で定めるところにより防除が行われる場合は、この限りでない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による防除を行うには、その三十日前までに次の事項を告示しなければならない。

- 一 防除を行う区域及び期間
- 二 有害動物又は有害植物の種類
- 三 防除の内容
- 四 その他防除の実施に関し必要な事項

(緊急防除実施基準)

第十七条の二 農林水産大臣は、前条第一項の規定による防除の対象となる有害動物又は有害植物のうち、まん延した場合に有用な植物に重大な損害を与えるおそれが高く、かつ、行うべき防除の内容が明らかであると認められるものとして農林水産省令で定めるものについて、同項の規定による防除の実施に関する基準（以下この条において「緊急防除実施基準」という。）を定めることができる。

2 緊急防除実施基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 有害動物又は有害植物の種類
- 二 有害動物又は有害植物の発生状況に関する調査の方法
- 三 防除の内容
- 四 その他防除の実施に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、緊急防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、有害動物又は有害植物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、緊急防除実施基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 農林水産大臣は、緊急防除実施基準に従つて前条第一項の規定による防除を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の期間を十日まで短縮することができる。

(防除の内容)

第十八条 農林水産大臣は、第十七条第一項の規定による防除を行うため必要な限度において、次に掲げる命令をすることができる。

- 一 有害動物又は有害植物が付着し、又は付着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止すること。
- 二 有害動物若しくは有害植物又はこれらが付着し、若しくは付着しているおそれがある植物、土、農機具若しくは運搬用具その他の物品若しくはこれらの容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。
- 三 有害動物若しくは有害植物又はこれらが付着し、若しくは付着しているおそれがある植物若しくは土若しくはこれらの容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該有害動物若しくは有害植物又は当該植物若しくは土若しくはこれらの容器包装の消毒、除去、廃棄その他の必要な措置を命ずること。
- 四 有害動物又は有害植物が付着し、又は付着しているおそれがある農機具、運搬用具その他の物品又は倉庫その他の施設

を所有し、又は管理する者に対し、その消毒その他の必要な措置を命ずること。

- 2 第十七条第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同条第二項又は前条第五項の規定によるいとまがないときは、農林水産大臣は、その必要の限度において、第十七条第二項の規定による告示をしないで、前項各号の命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物若しくはこれらが付着し、若しくは付着しているおそれがある植物若しくは土若しくはこれらの容器包装の消毒、除去、廃棄その他の必要な措置若しくは有害動物若しくは有害植物が付着し、若しくは付着しているおそれがある農機具、運搬用具その他の物品若しくは倉庫その他の施設の消毒その他の必要な措置をさせることができる。

(協力指示)

第十九条 第十七条第一項の防除を行うため必要があるときは、農林水産大臣は、地方公共団体、農業者の組織する団体又は防除業者に対し防除に関する業務に協力するよう指示することができる。

- 2 前項の場合には、協力指示書を交付しなければならない。
- 3 第一項の規定による指示に従い防除が行われたときは、国は、その費用を弁償しなければならない。

(損失の補償)

第二十条 国は、第十八条の処分により損失を受けた者に対し、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の規定により補償を受けようとする者は、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定により補償金額を決定するには、少くとも一人の農業者を含む三人の評価人をその区域から選び、その意見を徴しなければならない。
- 5 第一項の規定による補償を伴うべき処分は、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でなければならない。
- 6 第三項の補償金額の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。
- 7 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(報告義務)

第二十一条 都道府県知事は、新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがあると認められた場合には、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

第五章 指定有害動植物の防除

(定義)

第二十二条 この章及び次章で「指定有害動植物」とは、有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、又は局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。

- 2 この章で「総合防除」とは、有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。

(総合防除基本指針)

第二十二條の二 農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針（以下「総合防除基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 総合防除基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 指定有害動植物の総合防除の推進の意義及び基本的な方向
 - 二 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な事項
 - 三 指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項に関する基本的な事項
 - 四 第二十三条第一項に規定する発生予察事業の対象とする指定有害動植物その他当該発生予察事業に関する事項
 - 五 第二十四条第一項に規定する異常発生時の基準に関する事項
 - 六 第二十四条第一項に規定する異常発生時防除の内容に関する基本的な事項
 - 七 その他必要な事項
- 3 農林水産大臣は、最新の科学的知見並びに指定有害動植物の我が国における発生の状況及び動向を踏まえ、少なくとも五年ごとに総合防除基本指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 4 農林水産大臣は、総合防除基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事及び有害動物又は有害植物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 5 農林水産大臣は、総合防除基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

(総合防除計画)

第二十二条の三 都道府県知事は、総合防除基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（以下「総合防除計画」という。）を定めるものとする。

- 2 総合防除計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項
 - 二 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容
 - 三 第二十四条第一項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項
 - 四 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項
 - 五 その他必要な事項
- 3 都道府県知事は、指定有害動植物のまん延を防止するため必要があると認めるときは、総合防除計画に、前項各号に掲げる事項のほか、指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項（第二十四条第一項に規定する異常発生時防除に係るものを含む。第二十四条の二及び第二十四条の三第一項において「遵守事項」という。）を定めることができる。
- 4 都道府県知事は、総合防除計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係市町村長及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体の意見を聴くよう努めなければならない。
- 5 都道府県知事は、総合防除計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

(国の発生予察事業)

第二十三条 農林水産大臣は、総合防除基本指針に基づき、発生予察事業（有害動物又は有害植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

- 2 都道府県は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、前項の規定による発生予察事業に協力しなければなら

らない。

(異常発生時防除)

第二十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による発生予察事業の実施により得た資料に基づき、又はその他の事情に鑑み、指定有害動植物が異常な水準で発生したと認められる場合（以下この項において「異常発生時」という。）であつて、その急激なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、関係都道府県知事に、総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、当該指定有害動植物の異常発生時の防除に関する措置（以下「異常発生時防除」という。）を行うよう指示することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指示を受けたときは、総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、速やかに、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定めなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項に規定する事項を定め、又はこれを変更したときは、速やかにこれを告示するとともに、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第二十四条の二 都道府県知事は、第二十二条の三第三項の規定により指定有害動植物について遵守事項を定めた場合において、当該指定有害動植物の防除が適正に行われることを確保するため必要があるときは、農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うために必要な指導及び助言を行うものとする。

(勧告及び命令)

第二十四条の三 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、なお遵守事項に即した防除が行われなため、指定有害動植物がまん延することにより農作物に重大な損害を与えるおそれがあると認める場合（異常発生時防除に係る遵守事項に即した防除が行われない場合にあつては、指定有害動植物の急激なまん延を防止するために必要があると認める場合）には、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、当該農業者に対し、期限を定めて、遵守事項に即した防除を行うべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、改善すべき事項を記載した文書の提示その他の農林水産省令で定める方法により、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入調査等)

第二十四条の四 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、農作物の栽培地に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、その職員は、あらかじめ、当該栽培地の占有者に通知しなければならない。

- 2 第十条の十八第二項の規定は、前項の規定により農作物の栽培地に立ち入ろうとする職員について準用する。

(薬剤及び防除用器具に関する補助)

第二十五条 国は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十四条第三項の規定による告示で定められた異常発生時防除を行うべき区域及び期間において、総合防除計画に基づき防除を行ったものに対し、予算の範囲内において、防除に必要な薬剤（薬剤として用いることができる物を含む。以下同じ。）及び噴霧機、散粉機、煙霧機その他防除に必要な器具（以下「防除用器具」という。）の購入に要した費用の二分の一以内の補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金の交付を受けようとする者は、農林水産大臣に対し、補助金交付申請書を農林水産省令で定める書類と共に提出しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、前項の提出書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

第二十六条 削除

(薬剤の譲与等及び防除用器具の無償貸付)

第二十七条 国は、指定有害動植物の防除のため特に必要があるときは、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十四条第三項の規定による告示で定められた異常発生時防除を行うべき区域及び期間において、総合防除計画に基づき防除を行おうとするものに対し、防除に必要な薬剤を譲与し、若しくは時価より低い対価で譲渡し、又は防除用器具を無償で貸し付けることができる。

- 2 前項の規定による譲与、譲渡及び貸付に関し必要な事項は、農林水産大臣が定める。
- 3 農林水産大臣は、前項の場合には、財務大臣と協議しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第一項の規定による譲与、譲渡及び貸付の目的に供するため、常に、これに必要な薬剤及び防除用器具の整備に努めなければならない。

(風説の禁止)

第二十八条 何人も、自己又は他人のために財産上の不当の利益を図る目的をもつて、農作物についての指定有害動植物のまん延による広範囲の損害の発生に関し、風説を流布してはならない。

第六章 都道府県の防疫

(都道府県の行う防疫)

第二十九条 有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に関し必要な措置をとることができる。

- 2 前項の場合には、他の都道府県において生産された種苗その他の物の正当な流通を妨げないように留意しなければならない。

(防除に関する勧告)

第三十条 都道府県の区域内において、農作物についての有害動物若しくは有害植物の防除（以下「防除」という。）が行われず、又は防除の方法が適当でないため、他の都道府県の区域に損害が波及するおそれがあるときは、農林水産大臣は、当該都道府県に対し、防除に関し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(都道府県の発生予察事業)

第三十一条 都道府県は、指定有害動植物（第二十三条第一項の規定による発生予察事業の対象となるものに限る。第三項において同じ。）以外の有害動物又は有害植物について、発生予察事業を行うものとする。

- 2 都道府県知事は、農林水産大臣に対し、前項の規定による発生予察事業の内容及び結果を適時に報告しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、農作物についての指定有害動植物以外の有害動物又は有害植物による損害が都道府県の区域を超えて発生するおそれがある場合において、都道府県の発生予察事業の総合調整を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、その職員をして都道府県の発生予察事業に協力させるものとする。

(病虫害防除所)

第三十二条 病虫害防除所は、地方における植物の検疫及び防除に資するため、都道府県が設置する。

- 2 病虫害防除所の位置、名称及び管轄区域は、条例で定める。
- 3 都道府県は、病虫害防除所を設置しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 病虫害防除所は、第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- 一 植物の検疫に関する事務
- 二 防除についての企画に関する事務
- 三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務
- 四 侵入調査事業に関する事務
- 五 発生予察事業に関する事務
- 六 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に関する事務
- 七 その他防除に関し必要な事務

5 病害虫防除所は、前項に規定する事務を適切に行うため必要なものとして政令で定める基準に適合したものでなければならない。

6 農林水産大臣は、有害動物又は有害植物がまん延して都道府県の区域を超えて有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、病害虫防除所の事務に関し、必要な事項を指示し、又は必要な報告を求めることができる。

7 この法律による病害虫防除所でないものは、その名称中に「病害虫防除所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(病害虫防除員)

第三十三条 都道府県は、防除のため必要があると認めるときは、侵入調査事業、発生予察事業その他防除に関する事務に従事させるため、条例で定める区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を置く。

2 前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

第三十四条 削除

第七章 雑則

(交付金)

第三十五条 国は、第十六条の七第二項の規定により侵入調査事業に協力するのに要する経費、第二十三条第二項の規定により同条第一項の規定による発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。

2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農家数及び農地面積を基礎とし、各都道府県において植物の検疫、防除及び発生予察事業を緊急に行うことの必要性その他侵入調査事業及び発生予察事業への協力並びに病害虫防除所の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従って決定しなければならない。

(不服申立て)

第三十六条 第九条第一項若しくは第二項、第十四条、第十六条の四又は第十六条の五の規定による命令については、審査請求をすることができない。

2 第十条第一項若しくは第四項又は第十三条第二項の検査の結果に不服がある者は、検査を受けた日の翌日から起算して三月以内に、植物防疫官に対して再検査を申し立てることができる。

3 前項に規定する検査又は再検査の結果については、審査請求をすることができない。

(報告の徴取)

第三十七条 この法律中他の規定による場合の外、防除に関し特に必要があるときは、農林水産大臣は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体に対し、必要な報告を求めることができる。

(都道府県が処理する事務等)

第三十八条 第二十五条及び前条の規定により農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 第三章からこの章までに規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(事務の区分)

第三十八条の二 第二十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第八章 罰則

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項から第三項まで又は第七条第一項の規定に違反したとき。
- 二 第七条第五項（第九条第六項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。
- 三 第七条第六項（第九条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。
- 四 第八条第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。
- 五 第十条第一項の規定に違反し、又は同項の規定による検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三条第四項、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定に違反したとき。
- 二 第十六条の三第二項において準用する第七条第五項の規定による許可の条件に違反したとき。
- 三 第十六条の三第二項において準用する第七条第六項又は第十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第六項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに当たつて不正行為をしたとき。
 - 二 第八条第七項又は第十六条の四の規定による命令に違反したとき。
 - 三 第九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反し、又は同条第一項から第三項までの規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 四 第十条の十五第二項の規定による命令に違反したとき。
 - 五 第十六条の五の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 六 第十八条第二項の規定による命令に違反し、又は同項の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 七 第二十八条の規定に違反したとき。
- 2 第十条の十二第一項の規定に違反して、その検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 二 第四条第二項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第六条第五項の規定に違反したとき。

四 第八条第八項若しくは第十条第六項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五 第十条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

六 第十条の十第一項の規定に違反して、許可を受けないで検査業務の全部を廃止したとき。

七 第十条の十六の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

八 第十条の十八第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

九 第十四条の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十九条及び第四十条 五千万円以下の罰金刑

二 第四十一条第一項及び前条 各本条の罰金刑

第四十四条 第二十四条の三第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第四十五条 第十条の十一第一項の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二章並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(廃止法律)

3 左に掲げる法律は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

輸出入植物検疫法（昭和二十三年法律第八十六号）

害虫駆除予防法（明治二十九年法律第十七号）

(経過規定)

4 この法律施行前に輸出入植物検疫法の規定に基いてした検査又は許可は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

附 則 （昭和二六年六月一九日法律第二四三号） 抄

(施行期日)

1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律の施行に要する費用で国の負担に係るものが計上された予算が成立した後でなければならない。

附 則 （昭和二七年三月三十一日法律第二六号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

附 則 （昭和二十七年三月三十一日法律第三九号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁判に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。
- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁判に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁判の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。
- 8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則 （昭和三十七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁判、決定その他の処分（以下「裁判等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁判等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁判等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十号）に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

附 則 （昭和四六年一二月三十一日法律第一三〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第十条、第十一条及び第十九条の規定は同日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から、第六十二条及び次項の規定はこの法律の公布の日から、第六十六条の規定は昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五一年六月一日法律第六五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年七月五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年五月一八日法律第三七号） 抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一二日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年六月一二日法律第六七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行の準備手続）

第二条 改正後の植物防疫法（以下「新法」という。）第五条の二第二項（第六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前でも、新法第五条の二第一項又は第六条第一項本文若しくは第二項の省令を定めるために開くことができる。

（経過措置）

第三条 施行日前に改正前の植物防疫法（以下「旧法」という。）第八条第一項の規定による届出（同条第四項の規定による通知又は同条第六項の規定による届出を含む。以下「届出等」という。）があった植物については、新法第六条第二項の規定は

適用しない。

第四条 施行日前に届出等があった植物又は輸入禁止品及び容器包装について旧法第八条第一項、第五項又は第六項の規定による検査が行われていない場合には、当該届出等は、新法第八条第一項の規定による届出、同条第四項の規定による通知又は同条第六項の規定による届出とみなす。

第五条 施行日前に旧法第八条第一項、第三項、第五項又は第六項の規定により行われた検査であつて、施行日前に旧法第九条の規定による命令、処分又は証明がされていないものについては、新法第九条の規定を適用する。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（植物防疫法の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条 施行日前に第二百五十四条の規定による改正前の植物防疫法（以下この条において「旧植物防疫法」という。）第十九条第一項の規定によりされた協力命令については、第二百五十四条の規定による改正後の植物防疫法（以下この条において「新植物防疫法」という。）第十九条第一項の規定によりされた指示とみなす。

2 施行日前に旧植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ新植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続

をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一八四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第十条第二項及び附則第七条から第九条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一四年七月三十一日法律第一〇〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一四年一二月一三日法律第一五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年三月三十一日法律第一九号）

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月九日法律第八四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施

行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（植物防疫法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条 この法律の施行の際現に第六十三条の規定による改正前の植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされている協議の申出は、第六十三条の規定による改正後の植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされた報告とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二四年五月八日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法日次中「／第六章 郵便事業株式会社／ 第一節 設立等（第七十条—第七十二条）／ 第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・第七十四条）／ 第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条—第七十八条）／第七章 郵便局株式会社／」を「／第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社／」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第二百五条第一項、同項第二号及び第一百条第一項第二号ホの改正規定、同法第一百条の次に一条を加える改正規定、同法第三十五条第一項、同項第二号及び第三十八条第二項第四号の改正規定、同法第三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第七十六号の五に係る部分に限る。）、同法第八十条第一項第一号及び第二号並びに第九十六号の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二七年九月一八日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年五月二日法律第三六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第六条まで並びに附則第十条、第十一条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、この法律による改正後の植物防疫法（以下「新法」という。）第六条第一項に規定する検疫指定物品及び同条第二項の基準を定める農林水産省令を制定しようとするときは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、有害動物又は有害植物の性質に関し専門の学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴くことができる。

第三条 新法第十条の四第一項の規定により新法第二条第四項に規定する登録検査機関の登録（以下この条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、施行日前においても、新法第十条の二の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請があった場合には、施行日前においても、新法第十条の三及び第十条の四の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。

3 前項の規定による登録を受けた者は、施行日前においても、新法第十条の九の規定の例により、農林水産大臣の認可を受けることができる。

4 第二項の規定による登録及び公示は施行日において農林水産大臣が行った新法第十条の四第一項の規定による登録及び同条第三項の規定による公示と、前項の規定による認可は施行日において農林水産大臣が行った新法第十条の九第一項の規定による認可と、それぞれみなす。

第四条 農林水産大臣は、施行日前においても、新法第十七条の二（第五項を除く。）の規定の例により、緊急防除実施基準（同条第一項に規定する緊急防除実施基準をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された緊急防除実施基準は、施行日において新法第十七条の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

第五条 農林水産大臣は、施行日前においても、新法第二十二条の二の規定の例により、総合防除基本指針（同条第一項に規定する総合防除基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された総合防除基本指針は、施行日において新法第二十二条の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

第六条 都道府県知事は、施行日前においても、新法第二十二条の三の規定の例により、総合防除計画（同条第一項に規定する総合防除計画をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された総合防除計画は、施行日において新法第二十二条の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。

(輸入禁止品の輸入の許可等に関する経過措置)

第七条 施行日前にされたこの法律による改正前の植物防疫法（次項において「旧法」という。）第七条第一項ただし書又は第十六条の三第一項ただし書の許可の申請であって、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第七条第一項ただし書又は第十六条の三第一項ただし書の規定によりされた許可（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた許可を含む。）は、新法第七条第一項ただし書又は第十六条の三第一項ただし書の規定によりされた許可とみなす。

(検疫指定物品の検査に関する経過措置)

第八条 新法第八条第一項の規定は、施行日以後に新法第六条第一項に規定する検疫指定物品を輸入した者について適用する。

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

- 2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。
- 3 この法律において「農薬原体」とは、農薬の原料であって、有効成分及びその製造の結果残存する有効成分以外の成分から成るものをいう。
- 4 この法律において「製造者」とは、農薬を製造し、又は加工する者をいい、「輸入者」とは、農薬を輸入する者をいい、「販売者」とは、農薬を販売（販売以外の授与を含む。以下同じ。）する者をいう。

第二章 登録

（農薬の登録）

第三条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他第四項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料を提出して、これをしなければならぬ。この場合において、試験成績のうち農林水産省令で定めるもの（以下「特定試験成績」という。）は、その信頼性を確保するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に従って行われる試験（以下「基準適合試験」という。）によるものでなければならない。
 - 一 氏名（法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。第十二号を除き、以下同じ。）及び住所
 - 二 農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有濃度（第十一号に掲げる事項を除く。）
 - 三 適用病害虫の範囲（農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤にあつては、適用農作物等の範囲及び使用目的。以下同じ。）、使用方法及び使用期限
 - 四 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法
 - 五 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

- 六 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
 - 七 農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項（第四号に掲げる事項を除く。）
 - 八 農薬の製造場の名称及び所在地
 - 九 製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法及び製造責任者の氏名
 - 十 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量
 - 十一 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度
 - 十二 農薬原体を製造する者の氏名（法人の場合にあっては、その名称）及び住所並びに農薬原体の製造場の名称及び所在地
 - 十三 農薬原体の主要な製造工程
- 3 第一項の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に同項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出すべき資料の一部を省略することができる。
- 4 農林水産大臣は、第一項の登録の申請を受けたときは、最新の科学的知見に基づき、第二項の申請書及び資料に基づく当該申請に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。
- 5 農林水産大臣は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。
- 6 農林水産大臣は、第一項の登録の申請に係る農薬が、病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての第四項の審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。
- 7 第四項の審査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 8 第一項の登録の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 9 農林水産大臣は、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録の申請に係る農薬を登録し、かつ、次に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。
- 一 登録番号及び登録年月日
 - 二 第二項第二号、第三号、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）、第八号及び第十一号に掲げる事項
 - 三 水質汚濁性農薬（第二十六条第二項に規定する水質汚濁性農薬をいう。第十六条第五号及び第二十条において同じ。）に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」という文字
 - 四 製造者又は輸入者の氏名及び住所

（登録の拒否）

- 第四条 農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない。
- 一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。
 - 二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。
 - 三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。
 - 四 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。
 - 五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、前条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
 - 六 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分（その成分が化学的に変化して生成したものを含む。次号において同じ。）の残留の程度からみて、当該農

作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

七 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第二十六条において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。同条において同じ。）の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

十一 前各号に掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

2 前項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

3 第一項第六号から第九号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

（承継）

第五条 第三条第一項の登録を受けた者について相続、合併又は分割（その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその登録に係る農薬の製造若しくは加工若しくは輸入の事業を承継した法人は、その登録を受けた者の地位を承継する。

2 第三条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の全部又は一部の譲渡をしたときは、譲受人は、その登録を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第三条第一項の登録を受けた者の地位を承継した者は、相続の場合にあっては相続後遅滞なく、合併及び分割並びに事業の譲渡の場合にあっては合併若しくは分割又は事業の譲渡の日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出て、登録票の書替交付（一の農薬の製造若しくは加工又は輸入の事業の一部につき分割により事業を承継し、又は事業の譲渡を受けた者にあっては、登録票の交付）を申請しなければならない。

4 前項の規定により登録票の書替交付又は交付の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（登録を受けた者の義務）

第六条 第三条第一項の登録を受けた者（専ら自己の使用のため当該農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）

は、農林水産省令で定めるところにより、登録票を、製造者にあっては主たる製造場に、輸入者にあっては主たる事務所に備え付け、かつ、その写しをその他の製造場又は事務所に備え付けて置かなければならない。

2 第三条第一項の登録を受けた者は、同条第二項第一号、第四号（被害防止方法に係る部分を除く。）、第五号から第十号まで、

第十二号又は第十三号に掲げる事項に変更を生じたときは、その変更を生じた日（同号に掲げる事項に変更を生じた場合にあっては、その変更後の製造工程により製造された農薬原体を原料とする農薬の製造若しくは加工又は輸入を開始した日）から二週間以内に、その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出、かつ、変更のあった事項が登録票の記載事項に該当する場合にあっては、その書替交付を申請しなければならない。

- 3 登録票を滅失し、又は汚損した者は、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。
- 4 前二項の規定により登録票の書替交付又は再交付の申請をする者については、前条第四項の規定を準用する。
- 5 第三条第一項の登録を受けた者がその登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入を廃止したときは、その廃止の日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 6 第三条第一項の登録を受けた法人が解散したときは、合併により解散した場合を除き、その清算人は、その解散の日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（申請による変更の登録）

第七条 第三条第一項の登録を受けた者は、その登録に係る同条第二項第三号、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）又は第十一号に掲げる事項を変更しようとするときは、農林水産省令で定める事項を記載した申請書、登録票及び農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他次項の審査のために必要なものとして農林水産省令で定める資料を農林水産大臣に提出して、変更の登録を申請しなければならない。この場合において、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による申請を受けたときは、最新の科学的知見に基づき、同項の申請書及び資料に基づく当該申請に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うものとする。
- 3 農林水産大臣は、センターに、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。
- 4 農林水産大臣は、第一項の規定による申請に係る農薬が、病虫害の防除若しくは農作物等の生理機能の増進若しくは抑制において特に必要性が高いもの又は適用病虫害の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての第二項の審査を、他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。
- 5 第二項の審査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 6 第一項の規定による申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- 7 農林水産大臣は、次項の規定により変更の登録を拒否する場合を除き、変更の登録をし、かつ、登録票を書き替えて交付しなければならない。
- 8 農林水産大臣は、第二項の審査の結果、第四条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第一項の変更の登録を拒否しなければならない。

（再評価）

第八条 第三条第一項の登録を受けた者は、農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農薬について、農林水産大臣の再評価を受けなければならない。

- 2 前項の規定による再評価（以下この条において単に「再評価」という。）は、同一の有効成分を含む農薬について、農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第一項又は第三十四条第一項の登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとする。
- 3 第一項の公示においては、再評価を受けるべき者が提出すべき農薬の安全性その他の品質に関する試験成績を記載した書類その他の資料及びその提出期限を併せて公示するものとする。この場合において、特定試験成績は、基準適合試験によるものでなければならない。
- 4 農林水産大臣は、再評価においては、最新の科学的知見に基づき、前項の資料に基づく第一項の指定に係る農薬の安全性そ

の他の品質に関する審査を行うものとする。

- 5 農林水産大臣は、センターに、前項の審査に関する業務の一部を行わせることができる。
- 6 第四項の審査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。
- 7 再評価を受けようとする者は、農林水産大臣に、第三項の提出期限までに、同項の資料を提出するとともに実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(再評価等に基づく変更の登録及び登録の取消し)

第九条 農林水産大臣は、前条第三項の提出期限までに同項の資料の提出又は同条第七項の手数料の納付がなかったときは、当該農薬につき、その登録を取り消すことができる。

- 2 農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、第四条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該農薬の安全性その他の品質の確保に必要な限度において、当該農薬につき、その登録に係る第三条第二項第三号、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）若しくは第十一号に掲げる事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。
- 3 農林水産大臣は、前項に規定する場合のほか、現に登録を受けている農薬が、その登録に係る第三条第二項第三号及び第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）に掲げる事項を遵守して使用されるとした場合においてもなおその使用に伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至った場合において、これらの事態の発生を防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該農薬につき、その登録に係る第三条第二項第三号、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）若しくは第十一号に掲げる事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができる。
- 4 農林水産大臣は、前三項の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消したときは、遅滞なく、当該処分の相手方に対し、その旨及び理由を通知し、かつ、変更の登録の場合にあっては、変更後の第三条第二項第三号、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）又は第十一号に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分についての審査請求がされたときは、その審査請求がされた日（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から二月以内にこれについて裁決をしなければならない。

(水質汚濁性農薬の指定等に伴う変更の登録)

第十条 農林水産大臣は、第二十六条第一項の規定により水質汚濁性農薬の指定があり、又はその指定の解除があったときは、現に登録を受けている農薬で、その指定又は指定の解除に伴い水質汚濁性農薬に該当し、又は該当しないこととなったものにつき、遅滞なく、その旨の変更の登録をしなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、当該農薬に係る第三条第一項の登録を受けている者に対し、その旨を通知し、かつ、変更後の同条第九項第三号に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

(登録の失効)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

- 一 登録に係る第三条第二項第二号に掲げる事項に変更を生じたとき。
- 二 第三条第一項の登録を受けた者が、その登録に係る農薬の製造若しくは加工又は輸入を廃止した旨を届け出たとき。
- 三 第三条第一項の登録を受けた法人が解散した場合において、その清算が終了したとき。

(登録票の返納)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の登録を受けた者（前条第三号の場合には、清算人）は、遅滞なく、登録票（第二号に該当する場合には、変更前の第三条第二項第三号、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）若しくは第十一号又は第九項第三号に掲げる事項を記載した登録票）を農林水産大臣に返納しなければならない。

- 一 前条の規定により登録がその効力を失ったとき。
- 二 第九条第二項若しくは第三項又は第十条第一項の規定により変更の登録がされたとき。
- 三 第九条第一項から第三項まで又は第三十一条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

(登録に関する公告)

第十三条 農林水産大臣は、第三条第一項の登録をしたとき、第九条第一項から第三項までの規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消したとき、第十条第一項の規定により変更の登録をしたとき、第十一条の規定により登録が失効したとき、又は第三十一条第一項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 登録番号
- 二 農薬の種類及び名称
- 三 製造者又は輸入者の氏名及び住所

(情報の公表等)

第十四条 農林水産大臣は、農薬の安全性その他の品質に関する試験成績の概要、農薬原体の主たる成分その他の登録を受けた農薬に関する情報を公表するように努めるものとする。

- 2 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬について、登録の変更、取消し又は失効があったときは、販売者及び農薬使用者に対し、その旨を周知するように努めるものとする。

(科学的知見の収集等)

第十五条 農林水産大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集、整理及び分析を行うように努めるものとする。

第三章 販売の規制

(製造者及び輸入者の農薬の表示)

第十六条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れないで販売する場合にあっては、その包装）に次に掲げる事項の表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

- 一 登録番号
- 二 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有濃度（第三条第二項第十一号に掲げる事項を除く。）
- 三 内容量
- 四 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
- 五 水質汚濁性農薬に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」という文字
- 六 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法
- 七 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
- 八 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 九 農薬の貯蔵上又は使用上の注意事項（第六号に掲げる事項を除く。）
- 十 農薬の製造場の名称及び所在地
- 十一 最終有効年月

(販売者の届出)

第十七条 販売者（製造者又は輸入者に該当する者（専ら特定農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者を除く。）を除く。

第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第四項において同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、次に掲げる事項を当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたときも、同様とする。

一 氏名及び住所

二 当該販売所

2 前項の規定による届出は、新たに販売を開始する場合にあつてはその開始の日までに、販売所を増設し、又は廃止した場合にあつてはその増設又は廃止の日から二週間以内に、同項各号に掲げる事項に変更を生じた場合にあつてはその変更を生じた日から二週間以内に、これをしなければならない。

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第十八条 販売者は、容器又は包装に第十六条（第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十四条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2 農林水産大臣は、第九条第二項又は第三項（これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第十条第一項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農林水産省令で定めるところにより、販売者に対し、農薬につき、第十六条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

3 前項の規定により第十六条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければ農薬の販売をしてはならない旨の制限が定められた場合において、販売者が当該表示をその制限の内容に従い変更したときは、その変更後の表示は、同条の規定により製造者又は輸入者がした容器又は包装の表示とみなす。

4 製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について第二項の規定によりその販売が禁止された場合には、製造者若しくは輸入者又は販売者は、当該農薬を農薬使用者から回収するように努めるものとする。

(回収命令等)

第十九条 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第三十一条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴って第四条第一項第四号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(帳簿)

第二十条 製造者、輸入者及び販売者（専ら自己の使用のため農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者その他農林水産省令で定める者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に、製造者及び輸入者にあつてはその製造又は輸入数量及び譲渡先別譲渡数量を、販売者（製造者又は輸入者に該当する者を除く。第三十一条第二項において同じ。）にあつてはその譲受数量及び譲渡数量（水質汚濁性農薬に該当する農薬については、その譲受数量及び譲渡先別譲渡数量）を記載し、これを保存しなければならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

第二十一条 製造者、輸入者（輸入の媒介を行う者を含む。）又は販売者は、その製造し、加工し、輸入（輸入の媒介を含む。）し、若しくは販売する農薬の有効成分の含有濃度若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は第三条第一項若しくは第三

十四条第一項の登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

- 2 製造者又は輸入者は、その製造し、加工し、又は輸入する農薬について、その有効成分又は効果に関して誤解を生ずるおそれのある名称を用いてはならない。

(除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)

第二十二条 除草剤（農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を販売する者（以下「除草剤販売者」という。）は、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

- 2 除草剤販売者（除草剤の小売を業とする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。

(勧告及び命令)

第二十三条 農林水産大臣は、除草剤販売者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該除草剤販売者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた除草剤販売者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該除草剤販売者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 使用の規制等

(使用の禁止)

第二十四条 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬（第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）
- 二 特定農薬

(農薬の使用の規制)

第二十五条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

- 2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。
- 3 農薬使用者は、第一項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

(水質汚濁性農薬の使用の規制)

第二十六条 政府は、政令で、次に掲げる要件の全てを備える種類の農薬を水質汚濁性農薬として指定する。

- 一 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されているか、又は当該種類の農薬の普及の状況からみて近くその状態に達する見込みが確実であること。
- 二 当該種類の農薬が相当広範な地域においてまとまって使用されるときは、一定の気象条件、地理的条件その他の自然的条件の下では、その使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ず

るおそれがあるかのいずれかであること。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により指定された水質汚濁性農薬（以下単に「水質汚濁性農薬」という。）に該当する農薬につき、当該都道府県の区域内における当該農薬の使用の見込み、その区域における自然的条件その他の条件を勘案して、その区域内におけるその使用に伴うと認められる公共用水域の水質の汚濁が生じ、その汚濁による生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるか、又はその汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、これらの事態の発生を防止するため必要な範囲内において、規則で、地域を限り、当該農薬の使用につきあらかじめ都道府県知事の許可を受けるべき旨（国の機関が行う当該農薬の使用については、あらかじめ都道府県知事に協議すべき旨）を定めることができる。

（農薬の使用に関する理解等）

第二十七条 農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めるとともに、農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）第八条第一項に規定する普及指導員若しくは植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する病虫害防除員又はこれらに準ずるものとして都道府県知事が指定する者の指導を受けるように努めるものとする。

（農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事の援助）

第二十八条 農林水産大臣、環境大臣及び都道府県知事は、農薬について、その使用に伴うと認められる人畜、農作物等若しくは生活環境動植物の被害、水質の汚濁又は土壌の汚染を防止するため必要な知識の普及、その生産、使用等に関する情報の提供その他その安全かつ適正な使用及びその安全性その他の品質の確保に関する助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第五章 監督

（報告及び検査）

第二十九条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第三条第一項、第四条第一項、第七条第八項、第九条第二項及び第三項、第十条第一項、第十六条、第十八条第一項及び第二項、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第三項、第二十六条第一項並びに第三十一条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

- 2 都道府県知事は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林水産大臣又は環境大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくは

その原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

4 第一項又は前項の場合において、第一項又は前項に掲げる者から要求があったときは、第一項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(センターによる検査)

第三十条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は農薬原体を製造する者その他の関係者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに集取又は立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の指示に従って第一項の集取又は立入検査を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による集取又は立入検査について準用する。

(監督処分)

第三十一条 農林水産大臣は、製造者又は輸入者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に対し、農薬の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその製造者若しくは輸入者に係る第三条第一項の規定による登録を取り消すことができる。

2 農林水産大臣は、販売者が第十八条第一項若しくは第二項、第十九条又は第二十一条第一項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

3 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、センターに農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となったため、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。

4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（第十八条第一項及び第二項、第十九条並びに第二十一条第一項の規定を除く。）に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

(聴聞の方法の特例)

第三十二条 前条第一項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(登録の制限)

第三十三条 第三十一条第一項の規定により登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該農薬について更に登録を受けることができない。

第六章 外国製造農薬

(外国製造農薬の登録)

第三十四条 外国において本邦に輸出される農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業を営む者は、当該農薬について、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、本邦内において品質の不良な農薬の流通の防止に必要な措置をとらせるための者を、本邦内に住所を有する者（外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。）のうちから、当該登録の申請の際選任しなければならない。

- 3 第一項の登録を受けた者（以下「登録外国製造業者」という。）は、前項の規定により選任した者（以下「国内管理人」という。）を変更したときは、その変更の日から一月以内に、その理由を付してその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 登録外国製造業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに第一項の登録に係る農薬の種類別に、その製造数量及び譲渡先別譲渡数量（本邦に輸出されるものに限る。）を記載し、その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、これを保存しなければならない。
- 5 国内管理人は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに前項の規定により通知された事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 6 第三条第二項から第九項まで、第四条、第十一条及び第十三条の規定は第一項の登録について、第五条から第八条まで、第十条第二項、第十二条及び第十六条（ただし書を除く。）の規定は登録外国製造業者について、第九条及び第十条第一項の規定は第一項の登録に係る農薬について、第十四条第二項、第十八条第四項及び第二十一条の規定は第一項の登録外国製造業者及びその国内管理人について、それぞれ準用する。この場合において、第三条第二項第一号中「氏名（法人の）」とあるのは「第三十四条第一項の登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名（法人の）」と、同項第九号中「製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法」とあるのは「農薬の製造方法」と、同条第九項第四号中「製造者又は輸入者」とあるのは「第三十四条第一項の登録を受けた者」と、第五条第一項中「製造若しくは加工又は輸入の事業の」とあるのは「製造業（農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業をいう。以下同じ。）の」と、「製造若しくは加工又は輸入の事業を」とあるのは「製造業を」と、「製造若しくは加工若しくは輸入の事業」とあるのは「製造業」と、同条第二項中「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業」と、同条第三項中「二週間」とあるのは「一月」と、「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業」と、第六条第二項中「農薬の製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるものの製造又は加工」と、「二週間」とあるのは「一月」と、同条第五項中「製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「製造業」と、「二週間」とあるのは「一月」と、同条第六項中「二週間」とあるのは「一月」と、第十一条第二号中「第三条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「製造業」と、同条第三号中「第三条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、第十二条第三号及び第十三条中「第三十一条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、同条第三号中「製造者又は輸入者」とあるのは「第三十四条第一項の登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、第十四条第二項中「その製造し若しくは加工し、又は輸入する農薬」とあるのは「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」と、第十六条中「その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を」とあるのは「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるものを製造し、又は加工してこれを」と、第十八条第四項中「製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、又は輸入した」とあるのは「当該登録外国製造業者が製造し、又は加工して販売した」と、第二十一条中「その製造し、加工し、輸入（輸入の媒介を含む。）し、若しくは販売する農薬」とあり、及び「その製造し、加工し、又は輸入する農薬」とあるのは「第三十四条第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

（国内管理人に係る報告及び検査）

第三十五条 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センターに、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 第二十九条第四項及び第五項の規定は第一項の規定による立入検査について、第三十条第二項から第四項までの規定は前項の規定による立入検査について、それぞれ準用する。

（外国製造農薬の輸入者の届出）

第三十六条 第三十四条第一項の登録に係る農薬の輸入者（当該農薬の登録外国製造業者又はその国内管理人である場合を除く。）は、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。当該事項に変更を生じたとき、及び当該輸入者がその輸入を廃止したときも、同様とする。

- 一 輸入する農薬の登録番号
- 二 輸入者の氏名及び住所

2 前項の規定による届出は、新たに第三十四条第一項の登録に係る農薬の輸入を開始する場合にあつてはその開始の日の二週間前までに、前項各号に掲げる事項に変更を生じた場合又はその輸入を廃止した場合にあつてはその変更を生じた日又はその輸入を廃止した日から二週間以内に、これをしなければならない。

（外国製造農薬の登録の取消し等）

第三十七条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外国製造業者に対し、その登録を取り消すことができる。

- 一 農林水産大臣又は環境大臣が必要があると認めて登録外国製造業者に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 二 農林水産大臣又は環境大臣が、必要があると認めて、その職員又はセンターに登録外国製造業者から検査のため必要な数量の当該登録に係る農薬若しくはその原料を時価により対価を支払って集取させ、又は必要な場所においてその業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件についての検査をさせようとした場合において、その集取又は検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
- 三 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかったとき。
- 四 登録外国製造業者又はその国内管理人がこの法律の規定に違反したとき。

2 前項の規定により登録を取り消された者は、取消の日から一年間は、当該農薬について更に登録を受けることができない。

3 第九条第五項の規定は第一項の規定による登録の取消しについて、第三十二条の規定は同項の規定による登録の取消しに係る聴聞について、それぞれ準用する。

第七章 雑則

（センターに対する命令）

第三十八条 農林水産大臣は、第三条第五項、第七条第三項及び第八条第五項（これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第三十条第一項の集取及び立入検査、第三十一条第三項の検査並びに第三十五条第二項の立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

（農業資材審議会）

第三十九条 農林水産大臣は、第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、第三条第一項の登録をしようとするとき（同条第三項に規定する場合を除く。）、第四条第二項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、第七条第七項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をしようとするとき（農業資材審議会が軽微な事項の変更と認める場合を除く。）、第九条第二項若しくは第三項（これらの規定を第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録をし、若しくは登録を取り消そうとするとき、第十八条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、第三十一条第三項に規定する農薬の検査方法を決定し、若しくは変更しようとするとき、又は第三十四条第一項の登録をしようとするとき（同条第六項において準用する第三条第三項に規定する場合を除く。）は、農業資材審議会の意見を聴かななければならない。

2 環境大臣は、第四条第三項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の基準を定め、若しくは変更しようとするとき、又は第二十六条第一項若しくは第二項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

3 農林水産大臣及び環境大臣は、第三条第一項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

（協議等）

第四十条 農林水産大臣は、水質汚濁性農薬について、第十八条第二項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

2 環境大臣は、第四条第三項（第三十四条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により第四条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

3 環境大臣は、第四条第三項の規定により同条第一項第六号又は第七号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聴かなければならない。

（国際的動向への配慮等）

第四十一条 農林水産大臣及び環境大臣は、この法律の施行に当たっては、農薬の安全性その他の品質の確保に関する国際的動向に十分配慮するとともに、関係行政機関の長と密接な連携を図らなければならない。

（適用の除外）

第四十二条 農薬を輸出するために製造し、加工し、若しくは販売する場合又は除草剤を輸出するために販売する場合には、この法律は、適用しない。

（都道府県が処理する事務）

第四十三条 第二十三条及び第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限並びに第二十九条第一項及び第三項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

（権限の委任）

第四十四条 第二十三条、第二十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

2 第二十九条第一項及び第三項の規定による環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、その一部を地方環境事務所長に委任することができる。

（事務の区分）

第四十五条 第二十九条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（経過措置）

第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項又は第七条第一項の規定に違反して農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入した者
- 二 第十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして農薬を販売した者
- 三 第十八条第一項、第二十一条（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第二十四条又は第二十五条第三項の規定に違反した者
- 四 第十八条第二項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者
- 五 第十九条又は第二十三条第二項の規定による命令に違反した者
- 六 第二十六条第二項の規定により定められた規則の規定に違反して都道府県知事の許可を受けずに水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用した者
- 七 第三十一条第一項から第四項までの規定による制限又は禁止に違反した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六条第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者
- 二 第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十条又は第三十四条第五項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 四 第二十九条第一項若しくは第三項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第一項若しくは第三項若しくは第三十条第一項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 五 第三十五条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項若しくは同条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第三項又は第六条第三項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は申請をしなかった者
- 二 第六条第一項又は第十二条の規定に違反した者
- 三 第六条第五項又は第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第四十七条第一号、第三号（第十八条第一項に係る部分に限る。）、第四号又は第五号（第十九条に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑
- 二 第四十七条（前号に係る部分を除く。）又は前二条 各本条の罰金刑

第五十一条 第四十七条の犯罪に係る農薬で犯人が所有し、又は所持するものは、その全部又は一部を没収することができる。犯罪の後、犯人以外の者が情を知ってその農薬を取得した場合においても同様とする。

2 前項の場合において、その農薬の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第五十二条 第三十八条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

- 1 この法律は、その公布の後一箇月を経過した日から、これを施行する。

附 則 （昭和二五年四月二八日法律第一一三号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二六年四月二〇日法律第一五一号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （昭和三八年四月一日法律第八七号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和四六年一月一四日法律第一号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第六条の二の改正規定並びに次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の前日に改正前の農薬取締法第二条第二項の規定によつてされた登録の申請で、当該改正規定の施行の際現にこれに対する登録又は登録の拒否の処分がされていないものの処理については、なお従前

の例による。

- 4 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正前の農薬取締法第二条第一項の登録を受けている農薬について、当該改正規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間にされる再登録の申請については、改正後の農薬取締法第二条第二項の規定にかかわらず、当該農薬の毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類の提出を省略することができる。
- 5 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の前日に改正前の農薬取締法第六条の二第一項の規定によつてされた登録票の書替交付の申請で、当該改正規定の施行の際現にこれに対する書替交付又は書替交付の拒否の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。
- 6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和四十六年五月三十一日法律第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

第四十一条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律、農薬取締法、温泉法、工業用水法、自然公園法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、公害防止事業団法、大気汚染防止法、騒音規制法、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法、水質汚濁防止法又は農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（以下「整理法」という。）の規定により国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の整理法の規定により国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の整理法の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 （昭和五三年四月二四日法律第二七号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五三年七月五日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五六年五月一九日法律第四五号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年五月二五日法律第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第七八号） 抄

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月一〇日法律第八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十三条及び第三十五条の規定、第三十六条の規定（電気事業法第五十四条の改正規定を除く。附則第八条（第三項を除く。）において同じ。）並びに第三十七条、第三十九条及び第四十三条の規定並びに附則第八条（第三項を除く。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により従前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五九年五月一日法律第二三号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成五年一二月二日法律第八九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（農薬取締法の一部改正に伴う経過措置）

第七十六条 施行日前に第二百四十三条の規定による改正前の農薬取締法第十三条第一項の規定により得た報告又は検査の結果については、第二百四十三条の規定による改正後の同法第十三条第二項の規定は、適用しない。

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第十条第二項及び附則第七条から第九条までの規定は、同日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（農薬取締法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の農薬取締法（以下「旧法」という。）第二条第三項又は第六条の二第二項（これらの規定を第十五条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により検査職員に行わせている農薬の見本についての検査は、前条の規定による改正後の農薬取締法（以下「新法」という。）第二条第三項又は第六条の二第二項（これらの規定を第十五条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により検査所に行わせている農薬の見本についての検査とみなす。

2 前条の規定の施行の日前に旧法第二条第三項又は第六条の二第二項の規定により検査職員に行わせた農薬の見本についての検査は、新法第二条第三項又は第六条の二第二項の規定により検査所に行わせた農薬の見本についての検査とみなす。

第九条 附則第七条の規定の施行の際現に旧法第十四条第三項の規定により検査職員に行わせている農薬の検査は、新法第十四条第三項の規定により検査所に行わせている農薬の検査とみなす。

2 附則第七条の規定の施行の日前に旧法第十四条第三項の規定により検査職員に行わせた農薬の検査は、新法第十四条第三項

の規定により検査所に行かせた農薬の検査とみなす。

附 則 (平成一二年五月三十一日法律第九一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一一日法律第一四一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の農薬取締法(以下「新法」という。)の規定の実施状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(農薬の登録に関する経過措置)

第三条 農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入しようとする者(この法律による改正前の農薬取締法(以下「旧法」という。)第一条の二第四項に規定する製造業者及び輸入業者を除く。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新法第二条の規定の例により、その製造し若しくは加工し、又は輸入しようとする農薬について、農林水産大臣の登録の申請をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、施行日前においても、新法第二条の規定の例により、当該農薬の登録をすることができる。この場合において、同条の規定の例により登録を受けたときは、施行日において同条の規定により農林水産大臣の登録を受けたものとみなす。

(販売者の届出に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第一条の二第四項に規定する販売業者である者であつて、その営業を開始した日から二週間を経過しておらず、かつ、旧法第八条第一項の規定による届出をしていないものについての新法第八条第三項の規定の適用については、同項中「開始の日までに」とあるのは、「開始の日から二週間以内に」とする。

(外国製造農薬の輸入者の届出に関する経過措置)

第五条 施行日から起算して二週間を経過する日までに新法第十五条の二第一項の登録に係る農薬の輸入を開始しようとする者(旧法第一条の二第四項に規定する輸入業者を除く。)についての新法第十五条の四第三項の規定の適用については、同項中「開始の日の二週間前までに」とあるのは、「開始の日までに」とする。

(施行のために必要な準備)

第六条 農林水産大臣及び環境大臣は、新法第二条第一項に規定する特定農薬を指定しようとするとき、又は新法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令を制定しようとするときは、施行日前においても、農業資材審議会の意見を聴くことができる。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年六月一一日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第六条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）の項の改正規定、附則第七条、第九条及び第十条の規定並びに附則第十一条中食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十四条第一項第八号の改正規定及び同法附則第四条の改正規定は薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成十四年法律第九十六号）附則第一条第一号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から、第四条の規定は公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第五条までの規定による改正後の規定の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年五月二六日法律第五三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年四月二七日法律第三三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則 （平成一九年三月三〇日法律第八号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四条第二項及び第三項、第五条、第七条第二項並びに第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

(農薬取締法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 施行日前に前条の規定による改正前の農薬取締法（次項において「旧農薬取締法」という。）の規定により農薬検査所に行わせた検査は、同条の規定による改正後の農薬取締法（次項において「新農薬取締法」という。）の相当規定に基づいて、農林水産消費安全技術センターに行わせた検査とみなす。

2 施行日前に農薬検査所に対してされた旧農薬取締法第十五条の五第一項第二号に該当する行為は、新農薬取締法第十五条の五第一項第二号に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第二十一条 施行日前にした行為及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第二百二条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一月二三日法律第一〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経

過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成三〇年六月一五日法律第五三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十一条及び第十四条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第七条から第十条まで、第十二条（附則第九条第三項に係る部分に限る。）及び第二十条の規定

公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第一条の規定による改正前の農薬取締法（以下「旧法」という。）第二条第一項若しくは第十五条の二第一項の登録又は旧法第六条の二第一項（旧法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の変更の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録又は変更の登録をしようとするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けたものを含む。）は、施行日（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬にあっては、当該登録の日）に第一条の規定による改正後の農薬取締法（以下「新法」という。）第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二条第三項（旧法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付されている登録票（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬について交付されるものを含む。）は、新法第三条第九項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付された登録票とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第二条第一項又は第十五条の二第一項の登録を受けている農薬と同一の有効成分を含む農薬について施行日以後初めて行う新法第八条第一項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による再評価（次項及び次条第一項において単に「再評価」という。）は、新法第八条第二項（新法第三十四条第六項において準用

する場合を含む。次項において同じ。）の規定にかかわらず、施行日から農林水産省令で定める期間を経過する日までの間に行うものとする。

- 2 前項の規定により再評価が行われた農薬についての新法第八条第二項の規定の適用については、同項中「初めて当該有効成分を含む農薬に係る第三条第一項又は第三十四条第一項の登録」とあるのは、「農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）の施行の日以後初めて当該有効成分を含む農薬に係る同項の公示」とする。

第五条 附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬について施行日以後初めて再評価を行う場合における新法第八条第三項及び第十一条（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第八条第三項中「書類」とあるのは「書類、第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分に限る。）及び第十一号から第十三号までに掲げる事項を記載した書面」と、新法第十一条第一号中「第三条第二項第二号」とあるのは「第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分を除く。）」とする。

- 2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、新法第九条第一項又は第二項（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消すときを除き、当該農薬について新法第三条第二項第二号（含有濃度に係る部分に限る。）（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更の登録及び新法第三条第二項第十一号から第十三号まで（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を追加する変更の登録をし、かつ、新法第三条第九項各号（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

- 3 前項の規定により変更の登録がされた場合には、当該変更の登録を受けた者は、遅滞なく、附則第三条第二項の規定により新法第三条第九項（新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付されたものとみなされる登録票（当該者が新法第七条第七項、第九条第四項又は第十条第二項（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録票の交付を受けている場合にあっては、当該登録票）を農林水産大臣に返納しなければならない。

第六条 附則第三条第一項の規定により新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬についての前条第二項の規定により変更の登録がされるまでの間における新法第十六条及び第二十一条第一項（これらの規定を新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十六条第二号及び第二十一条第一項中「含有濃度」とあるのは、「含有量」とする。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前にされた第二条の規定による改正前の農薬取締法（以下「第二号旧法」という。）第三条第一項若しくは第三十四条第一項の登録又は第二号旧法第七条第一項（第二号旧法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の変更の登録の申請であって、同号に掲げる規定の施行の際、登録又は変更の登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けたものを含む。）は、第二号施行日（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬にあっては、当該登録の日）に第二条の規定による改正後の農薬取締法（以下「第二号新法」という。）第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなす。

- 2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二号旧法第三条第九項（第二号旧法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付されている登録票（前条の規定によりなお従前の例により登録を受けた農薬について交付されるものを含む。）は、第二号新法第三条第九項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付された登録票とみなす。

第九条 前条第一項の規定により第二号新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬について

て第二号施行日以後初めて第二号新法第八条第一項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による再評価を行う場合における第二号新法第八条第三項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二号新法第八条第三項中「書類」とあるのは、「書類、第三条第二項第三号（使用期限に係る部分に限る。）、第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）及び第五号に掲げる事項を記載した書面」とする。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、第二号新法第九条第一項又は第二項（これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消すときを除き、当該農薬について第二号新法第三条第二項第三号（使用期限に係る部分に限る。）及び第四号（被害防止方法に係る部分に限る。）（これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を追加する変更の登録並びに第二号新法第三条第二項第五号（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更の登録をし、かつ、第二号新法第三条第九項各号（これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を記載した登録票を交付しなければならない。

3 前項の規定により変更の登録がされた場合には、当該変更の登録を受けた者は、遅滞なく、前条第二項の規定により第二号新法第三条第九項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により交付されたものとみなされる登録票（当該者が第二号新法第七条第七項、第九条第四項又は第十条第二項（これらの規定を第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により登録票の交付を受けている場合にあっては、当該登録票）を農林水産大臣に返納しなければならない。

第十条 附則第八条第一項の規定により第二号新法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けたものとみなされる農薬についての前条第二項の規定により変更の登録がされるまでの間における第二号新法第十六条（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二号新法第十六条第六号中「、使用に際して講ずべき被害防止方法及び」とあるのは「及び」と、同条第七号中「生活環境動植物」とあるのは「水産動植物」とする。

第十一条 農林水産大臣は、第二号新法第四条第二項（第二号新法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の基準を定めようとするときは、第二号施行日前においても、農業資材審議会の意見を聴くことができる。

（罰則）

第十二条 附則第五条第三項又は第九条第三項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和元年一二月四日法律第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和五年五月二六日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

種苗法（抜粋）

（指定種苗についての表示）

第五十九条 指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したもの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。

- 一 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住所
- 二 種類及び品種（接木した苗木にあっては、穂木及び台木の種類及び品種）（品種が判明しない場合には、その旨）
- 三 生産地
- 四 種子については、採種の年月又は有効期限及び発芽率
- 五 数量
- 六 その他農林水産省令で定める事項

- 2 前項第三号に掲げる生産地の表示は、国内産のものにあっては当該生産地の属する都道府県名をもって、外国産のものにあっては当該生産地の属する国名をもってこれをしなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、需要者が自然的経済的条件に適合した品種の種苗を選択するに際しその品種の栽培適地、用途その他の栽培上又は利用上の特徴を識別するための表示が必要であると認められる指定種苗については、農林水産大臣は、その識別のため表示すべき事項その他の当該表示に関し種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない種苗業者があるときは、その者に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

種苗法施行規則（抜粋）

（指定種苗の表示事項）

第二十三条 法第五十九条第一項第四号の発芽率は、次の各号に掲げるところにより表示するものとする。

- 一 法第五十九条第一項第四号の採種の年月を表示する場合にあっては、同項の規定により表示をし、又は証票を添付した年月における最低の率をもって、「何年何月現在 発芽率 何%以上」のように表示すること。
 - 二 法第五十九条第一項第四号の有効期限を表示する場合であって、かつ、同項の規定により表示をし、又は証票を添付した年月における最低の率をもって同号の発芽率を表示する場合にあっては、「何年何月現在 発芽率 何%以上」のように表示すること。
 - 三 法第五十九条第一項第四号の有効期限を表示する場合であって、かつ、当該有効期限までの間保証する発芽率をもって同号の発芽率を表示する場合にあっては、「発芽率 何%以上」のように表示すること。
- 2 家庭園芸用種苗（その用途が専ら家庭園芸用であるものとして販売される種苗をいう。）であって農林水産大臣の指定するものに係る法第五十九条第一項第四号の発芽率は、前項の規定

にかかわらず、農林水産大臣が定める方法により表示することができる。

3 法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 食用及び飼料の用に供される農林水産植物（果樹を除く。以下「食用農林水産植物」という。）の種苗であって、農薬（農薬取締法第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第四号）各号に掲げる農薬をいう。以下同じ。）を使用したものについては、その旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種類ごとの使用回数（農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第十四条第二項第四号に規定する生育期間において当該有効成分を含有する農薬を使用した回数（農薬の容器又は包装に同項第五号に規定する総使用回数が使用時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該区分ごとの使用回数）をいう。）
- 二 食用農林水産植物以外の農林水産植物の種苗であって、農薬により病虫害の防除をしたものについては、その旨及び使用した農薬に含有する有効成分の種類
- 三 種菌については、製造の年月及び農林水産大臣の指定する有害菌類の有無

岐阜県農薬安全使用に係る指針

岐阜県農薬安全使用に係る指針

策定 平成 15 年 10 月 27 日

岐阜県農林水産局長通知

最終改正 平成 28 年 8 月 17 日

岐阜県農政部長通知

第 1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び適切な保管管理の徹底は、農産物の安全性の確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

また、「ぎふ農業・農村基本計画」では、消費者の食に対する関心が高まる中で、県産農畜産物の安全性確保と信頼性向上のため、ぎふクリーン農業（化学肥料（窒素成分）及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培と比べていずれも 30%以上削減した栽培）の推進、GAP（農業生産工程管理）の普及拡大などを図ることとしている。

このような中、安全・安心な農産物を供給し、生活環境の保全を確保するため、農薬使用にあたっての留意事項をとりまとめた指針を策定する。

第 2 定義

- 1 この指針において「農作物等」とは、人が栽培する植物の総称を指し、その栽培目的、肥培管理の状況を問わない。稲、野菜、果樹の他、飼料作物、観賞の目的で栽培している樹木、盆栽、草花、ゴルフ場や公園の芝、街路樹も含む。肥培管理がほとんど行われていない山林樹木も該当する。
- 2 この指針において「農薬」とは、農作物等を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。また、防除のために利用される天敵も該当する。
- 3 この指針において「農薬使用者等」とは、農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌 除草等の病害虫・雑草管理（以下「病害虫防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）とする。
- 4 この指針において「住宅地等」とは、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等の総称とする。
- 5 この指針において「公園、街路樹等」とは、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽を指す。

第 3 農薬使用者等の責務

農薬使用者等は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有することを常に自覚し、農薬の使用を行うものとする。

- 1 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- 2 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 3 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 4 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 5 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 6 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

第4 農薬使用に係る安全確保

農薬使用者等は、農薬取締法等関係法令及び住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を遵守するとともに、以下の事項の遵守に努めるものとする。なお、以下に関する具体的事項については、別記に記載する。

- ①農薬取締法に基づいて登録された農薬をラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、希釈倍率、使用時期等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- ②不慮の事故や事件を防止するために農薬の適正な保管管理を行うこと。
- ③最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めること。
- ④農薬の使用状況等が把握できるよう、次の事項について帳簿に記載し、一定期間保管すること。
 - (ア) 農薬を使用した年月日
 - (イ) 農薬を使用した場所
 - (ウ) 農薬を使用した農作物等
 - (エ) 使用した農薬の種類又は名称
 - (オ) 使用した農薬の単位当たりの使用量又は希釈倍数
 - (カ) 農薬を使用したときの気象条件（風の強さ）等
- ⑤水産動植物や昆虫への影響が大きい農薬については可能な限り使用しないよう努めること。やむを得ず使用する場合には、関係者との情報交換に努めるなど、危害防止に十分配慮すること。
- ⑥種苗を用いて農産物を生産する場合には、種苗生産段階において使用された農薬の有効成分及び使用回数が表示されているので、農薬のラベルに表示されている有効成分の総使用回数から当該種苗に表示されている使用回数を引いた回数を超えて農薬を使用しないこと。
- ⑦水田において移植前に使用する初期除草剤やその他粒剤の散布後一週間程度は落水やかけ

流しをしないこと。

- ⑧土壌において被覆を要する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑨無人航空機を用いて農薬を散布するときは、「岐阜県空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」を遵守すること。
- ⑩稲発酵粗飼料用稲については「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル（社団法人日本草地畜産種子協会、編集協力農林水産省生産局）」によること。
- ⑪農薬使用者は、マスクや防除衣などの保護具を着用するなど十分な防備を行い、自らの安全確保に努めること。
- ⑫農薬安全使用に関して最新の知識、技術を身につけるよう、県等が実施する研修会等に積極的に参加すること。
- ⑬住宅地等における農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。また、農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

附 則

この指針は、平成 15 年 10 月 27 日から施行する。

この指針は、平成 15 年 11 月 5 日から施行する。

この指針は、平成 19 年 6 月 4 日から施行する。

この指針は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

この指針は、平成 28 年 8 月 17 日から施行する。

別記

農薬使用に係る安全確保のための具体的事項

I 共通事項

1 使用前

- ①対象とする病害虫や雑草の発生状況を十分に把握し、農薬散布の必要性について事前に検討を行うこと。
- ②近接作物の位置を必ず確認すること。共同防除など広域で散布を実施する場合は地域の作付けマップを作成し、予め散布除外ほ場や飛散注意箇所を把握すること。
- ③明らかに近接作物への飛散が懸念される場合は、事前に周辺栽培者との連携を図り、防除計画や収穫時期についての連絡・調整を行うこと。
- ④近接作物への飛散が懸念されるほ場での農薬選定に当たっては、その作物に農薬登録があるまたは一律基準以外の基準が設定されている農薬を選定すること。
- ⑤粒剤など飛散しにくい剤型の使用が可能な薬剤では、剤型の変更を行うこと。
- ⑥寒冷紗などの遮蔽物設置やドリフト低減ノズルの利用など、散布機の種類や条件、品目に応じて適切な飛散低減対策を検討すること。なお、低減効果や作物への付着量は、事前に感水紙で確認できる。
- ⑦ノズルの目詰まりやホースの接続など散布機を点検し、十分に洗浄がなされているか確認するとともに、マスクや防除衣など必要な保護具を準備すること。
- ⑧農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読んで、安全かつ適正に使用すること。また、使用に関し不明な点がある場合は、農薬を購入した店や病害虫防除所、農林事務所等関係機関に確認すること。
- ⑨事故や事件等を防止するために、毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に鍵をかけて保管する等農薬の保管管理には十分注意すること。また、農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えないこと。
- ⑩散布前後の気象状況に十分注意を払い、大雨等により降雨量が多くなる恐れがある場合には、農薬の使用を控えること。

2 使用中

- ①隣接住宅の窓が開いていないか、洗濯物や布団が干していないかに注意すること。
- ②農薬散布地域周辺に車がないか十分注意すること。
- ③風の強さや風向きの変化に十分に注意し、風が強い時（風速3 m以上）や近接作物が風下になる場合など、近接作物への飛散の恐れがある場合は直ちに作業を中止すること。なお、風速3 mとは「顔に風を感じる、木の葉が動く」程度である。
- ④散布機の圧力は適正にし、ほ場の境界ではノズルを内側に向けるなど、基本的な注意事項を遵守すること。
- ⑤適正な散布量で散布すること。（散布した液が作物から滴り落ち始める程度）
- ⑥目的とする作物にできる限り近くから正確に散布を行うこと。

- ⑦育苗箱、ペーパーポット等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施すること。
- ⑧水田において農薬を使用するときは、止水期間を一週間程度とし、止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置を講じること。また、水田周辺の養魚池における淡水魚等の被害及び河川、水道水源等の汚染の防止等に最大限配慮すること。
- ⑨土壌くん蒸剤の使用に当たっては、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後のビニール等での被覆等を確実に実施すること。特に、クロルピクリン剤については、使用場所、周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。
- ⑩土壌くん蒸剤の施用後は、速やかに被覆することを徹底するとともに、施用と同時にビニール等で被覆する技術やテープ剤、錠剤等を使用した簡便な施用技術も活用すること。特に、ビニールハウスをはじめとする施設等のなかにおいてクロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤を使用する場合は、次の事項を遵守すること。
- ・施設内での作業中は、出入口、天窓、側窓等を開け通気を行う。
 - ・施用作業後は直ちに密閉し、臭気が残っている期間は施設内に入らない。
 - ・くん蒸後の作業でハウス内に入る場合には、臭気が無くなったことを確認してから十分換気した後に入室する。

3 使用後

- ①使用残りの農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守して適正に行うこと。また、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用すること。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行うこと。
- ②近接作物へ飛散した恐れがある場合は、直ちに栽培者に連絡を行うとともに、飛散を受けた作物の農薬登録や収穫日、出荷日について情報を収集し、必要な場合は残留農薬検査を受けること。
- ③使用後の散布機はタンク、ノズルやホース内に残った薬液がないか確認し、丁寧に洗浄を行うこと。
- ④後片づけが終わったら、直ちに手や保護具を洗い、作物に無用な農薬が付着しないようにすること。

II 住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）における病虫害防除に当たっての遵守事項

- ①病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- ②農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農

薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び 使用上の注意事項を守って使用すること。

- ③粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあつては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- ④農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- ⑤農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- ⑥農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
- ⑦農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があつた場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- ⑧以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害 虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。

Ⅲ 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

農薬の散布を他者に委託している場合にあつては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- ①植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- ②病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分の剪定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- ③病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。

- ④農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- ⑤病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病害虫防除では、病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病害虫に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。なお、現に複数の病害虫が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- ⑥農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- ⑦農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。
- ⑧農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病害虫防除を他者に委託している場合にあつては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- ⑨農薬の散布後に周辺住民等から体調不良等の相談があつた場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- ⑩以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病害虫の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

制 定 令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知最終改正

令和5年3月30日付け4消安第7181号消費・安全局長通知

第1 趣旨

無人マルチローター（ほぼ垂直な軸回りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得る回転翼無人航空機をいう。以下同じ。）による農薬の空中散布は、防除作業の負担軽減及び生産性の向上に資する技術として期待されており、近年、当該散布の実施面積は、増加傾向にある。

他方で、農薬を使用する者は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第25条第1項に基づき定められている農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。）に基づき、農作物や人畜、周辺環境等に被害を及ぼさないようにする責務を有するとともに、関係通知に沿った安全かつ適正な使用に努める必要がある。また、農薬を使用する者は、法第27条に基づき、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努めなければならない。

特に、無人マルチローターによる農薬の空中散布を実施する場合には、地上での散布に比べて、上空から高濃度の農薬を飛行しながら散布しなければならないことから、ほ場内に均一に散布を行い、農薬を散布した区域外への飛散（以下「ドリフト」という。）が起こらないようにするためには、農薬の空中散布に関する知識・技能が必要になる。このため、当該空中散布の実施主体（当該空中散布を他者に委託する者を含む。以下「実施主体」という。）は、無人マルチローターの関係団体、メーカー、販売店、教習施設等が実施する講習会等を活用し、農薬の空中散布に関する知識・技能の習熟を図ることが重要である。

以上のことから、今後、無人マルチローターによる農薬の空中散布がいっそう農業現場に普及していく環境に対応するため、無人マルチローターによる農薬の空中散布を行う者が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安を示すため、本ガイドラインを定める。

第2 農薬の空中散布の実施

1 農薬の空中散布の計画

- (1) 実施主体は、農薬の空中散布の実施区域周辺を含む地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の農薬の空中散布の計画について検討を行い、実施場所、実施予定月日、作物名、散布農薬名、10a当たりの使用量又は希釈倍数等につい

て記載した計画書を作成する。

なお、3に規定する対応により危被害を防止することができないおそれがある場合は、農薬の空中散布の計画を見直す。

- (2) 農薬の空中散布の作業を他者に委託する場合は、防除委託者は、防除実施者と十分に連携して農薬の空中散布の計画を検討する。
- (3) 無人マルチローターの所有者は、航空法（昭和 23 年法律第 231 号）第 132 条の 2 の規定に基づき、当該無人マルチローターについて国土交通大臣の登録を受ける義務があることから、これを確実に行う。
- (4) 農薬の空中散布を含む航空法第 132 条の 87 の規定に基づく特定飛行を行う場合には、航空法第 132 条の 88 第 1 項の規定に基づき、事前に当該特定飛行の日時、経路等の事項を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報する義務があることから、これを確実に行う。

2 農薬の空中散布の実施に関する情報提供

- (1) 農薬の空中散布の実施区域及びその周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、実施主体は、危被害防止対策として、当該施設の管理者及び利用者、居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整する。
- (2) 天候等の事情により農薬の空中散布の日時等に変更が生じる場合、実施主体は、変更に係る事項について情報提供を行う。
- (3) 農薬の空中散布の実施区域周辺において人の往来が想定される場合、実施主体は、作業中の実施区域内への進入を防止するため、告知、表示等により農薬の空中散布の実施について情報提供を行うなどの必要な措置を講ずる。

3 実施時に留意する事項

- (1) 実施主体は、操縦者、補助者（無人マルチローターの飛行状況、周辺区域の変化等を監視し、的確な誘導を行うとともに、飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行い、操縦者を補助する者）等の関係者及び周辺環境等への影響に十分配慮し、風下から散布を開始する横風散布を基本に飛行経路を設定する。
- (2) 操縦者は、あらかじめ機体等メーカーが作成した取扱説明書等により、無人マルチローター及び散布装置に関する機能及び性能について理解する。
- (3) 操縦者は、第 4 の 3（1）により機体等メーカーが取扱説明書等に記載した散布方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速。別添参照。）を参考に散布を行う。
- (4)（3）において、機体等メーカーによる散布方法が設定されておらず、取扱説明書等に記載がない場合は、当面の間、「マルチローター式小型無人機

における農薬散布の暫定運行基準取りまとめ」(平成 28 年 3 月 8 日マルチローター式小型無人機の暫定運行基準案策定検討会)において、無人マルチローターの標準的な散布方法として策定された、以下の散布方法により実施する。

- ・ 飛行高度は、作物上 2 m 以下。
 - ・ 散布時の風速は、地上 1.5m において 3 m/s 以下。
 - ・ 飛行速度及び飛行間隔は、機体の飛行諸元を参考に農薬の散布状況を随時確認し、適切に加減する。
- (5) 操縦者は、散布の際、農薬の散布状況及び気象条件の変化を随時確認しながら、農薬ラベルに表示される使用方法(単位面積当たりの使用量、希釈倍数等)を遵守し、ドリフトが起こらないよう十分に注意する。
- (6) ドリフト等を防ぐため、架線等の危険箇所、実施除外区域、飛行経路及び操縦者、補助者等の経路をあらかじめ実地確認するなど、実施区域及びその周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を明示しておく。
- (7) 実施主体は、散布装置については、適正に散布できること(所定の吐出量において間欠的ではないことなど)を使用前に確認するとともに、適時、その点検を行う。
- (8) 周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農業が行われている場合又は学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源若しくは蜂、蚕、魚介類の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払う。
- (9) 強風により散布作業が困難であると判断される場合には、無理に作業を続行せず、気象条件が安定するまで待機する。
- (10) 操縦者、補助者等の農薬暴露を回避するため、特に次の事項に留意する。
- ア 操縦者、補助者等は、防護装備を着用すること。
 - イ 農薬の空中散布の実施中において、操縦者、補助者等は農薬の危被害防止のため連携すること。
- (11) 作業終了後、散布装置(タンク、配管、ノズル等)は十分に洗浄し、洗浄液、配管内の残液等は周辺に影響を与えないよう安全に処理する。
- (12) 実施主体は、農薬の空中散布の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境若しくは生活環境に悪影響が生じた場合は、直ちに当該区域での実施を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後処理を行う。
- (13) 農薬の空中散布を含む特定飛行を行った場合には、航空法第 132 条の 89 の規定に基づき、その飛行記録、日常点検記録等の情報を遅滞なく飛行日

誌に記載する義務があることから、これを確実に行う。

第3 事故発生時の対応

農薬の空中散布を実施した場合の事故発生時の対応については、次のとおり実施する。

- 1 事故の類型は、以下のとおりとする。
 - (1) 農薬事故
農薬の空中散布中のドリフト、流出等の農薬事故
 - (2) 航空法に基づく事故
 - ① 無人マルチローターの飛行による人の死傷（重傷以上の場合。農薬に起因する目の損傷を含む。）
 - ② 第三者の所有する物件の損壊（農薬に起因する農作物の被害を含まない。）
 - ③ 航空機との衝突又は接触
 - (3) 航空法に基づく重大インシデント
 - ① 航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めたとき。
 - ② 無人マルチローターの飛行による人の負傷（軽傷の場合。農薬に起因する目の損傷を含む。）
 - ③ 無人マルチローターの制御が不能になった事態
 - ④ 無人マルチローターが発火した事態（飛行中に発火したものに限る。）
- 2 1（1）に該当する事故が発生した場合は、実施主体は、別記様式の事故報告書を作成し、実施区域内の都道府県農薬指導部局に提出する。また、必要に応じて、7又は8の報告を行う。
- 3 事故報告書は、事故発生後直ちに第1報（事故の概要、初動対応等）を、事故発生から1ヶ月以内に最終報（事故の詳細、被害状況、事故原因、再発防止策の策定）をそれぞれ作成すること。

なお、農薬の空中散布の作業を他者に委託した場合は、防除委託者は、防除実施者と十分連携して当該事故報告書を作成する。
- 4 都道府県農薬指導部局は2により事故報告書の提出があった場合は、記載に不備がないことを確認し、地方農政局消費・安全部安全管理課（北海道にあっては直接。沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課。）を経由して、農林水産省消費・安全局植物防疫課（以下「植物防疫課」という。）に当該事故報告書を提出する。
- 5 植物防疫課は、4により事故報告書の提出があった場合は、これを取りまとめ、都道府県等の協力を得て、農薬の空中散布における安全対策を検討する。また、関係機関との間で、当該検討結果に係る情報を共有するとともに、実施主体に対し、再発防止を図るよう指示する。
- 6 植物防疫課は、5により取りまとめた事故報告を地方航空局保安部運航課に提供する。
- 7 1（2）に該当する事故が発生した場合、航空法第132条の90の規定に基

づき、直ちに無人航空機の飛行を中止し、負傷者がいる場合には負傷者の救護を行うとともに、必要に応じて直ちに飛行の場所を管轄する警察署、消防署、その他必要な機関等へ連絡する等の危険を防止するために必要な措置を行う。

なお、1(2)の事故に該当する場合に限らず、必要と認められる場合には、所要の救護活動を行うべきである。

- 8 1(2)又は(3)に該当する事故等が発生した場合、航空法第132条の90又は91の規定に基づき、実施主体は、飛行の許可等を行った国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所に事故等の報告を、原則ドローン情報基盤システム(DIPS)における事故等報告機能を用いて行う。

なお、電話等による事故等の報告を行う場合は、以下を参照し連絡すること。

- ・無人航空機による事故等の報告先一覧

<https://www.mlit.go.jp/koku/content/001573519.pdf>

第4 関係機関の役割

農薬の空中散布に関する機関は、次の役割を果たす。

1 植物防疫課

- (1) 農業用ドローンの普及拡大に向けた官民協議会の場等を通じ、農薬の空中散布の安全かつ適正な実施のために必要な情報及び資料の収集及び提供を行うこと。
- (2) 農薬の空中散布の円滑な実施及び事故発生時における迅速かつ的確な対応のため、関係機関との間で連絡体制を整備すること。

2 都道府県

- (1) 実施主体に対し、1(1)により提供を受けた情報及び資料その他農薬の空中散布に関する技術的情報を提供すること。
- (2) 実施主体から事故に関する情報が提出された場合には、安全かつ適正な農薬の空中散布の実施のための指導及び助言を行うこと。

3 機体等メーカー

- (1) 機体・散布装置の使用条件(対象農作物、農薬の剤型等)ごとの散布方法に関する情報について、取扱説明書等に記載するなど、使用者が把握しやすい手段により情報提供すること。散布方法の設定に当たっては、落下分散性能の把握、ドリフト状況の把握等の結果から設定するとともに、その根拠となった試験結果(試験条件を含む)をWebサイト等で公表するよう努めること。
- (2) 1(1)により提供を受けた情報及び資料その他農薬の空中散布に関する技術的情報を使用者に提供するとともに、使用者からの照会に対応する窓口を整備すること。

4 関係団体

農薬の空中散布に関わる団体は、農薬の空中散布の安全かつ適正な実施のための啓蒙・普及活動、技術の開発・改善等に努めること。

第5 情報管理

本ガイドラインに基づく情報提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、各都道府県が定める個人情報保護条例等に留意する。

第6 改訂

本ガイドラインは、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る技術の開発状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。